

霊園の史的研究
—都立霊園を中心に—

筑波大学
図書館情報メディア研究科
2019年3月
三末 千尋

目次

第1章 序	3
1.1 背景	3
1.2 先行研究	5
1.3 先行研究の問題点	6
1.4 目的	7
1.5 方法	7
第2章 「霊園」について	13
2.1 「霊園」の定義	13
2.1.1 公的資料による「霊園」の説明	13
2.1.2 辞書でみる「霊園」	14
2.1.3 「霊園」がはじめて使われた時期	19
2.1.4 「霊園」の類義語	20
2.1.5 本研究における「霊園」の定義	21
第3章 都立霊園の歴史	23
3.1 都立霊園の歴史-前期	23
3.1.1 共葬墓地の誕生	23
3.1.2 共葬墓地開設	31
3.1.3 区部霊園の開設年	34
3.1.4 小塚原旧火葬地の廃止	37
3.1.5 南品川墓地のその後	38
3.1.6 橋場墓地の売却	39
3.1.7 深川墓地の廃止	41
3.1.8 青山墓地移転計画	42
3.1.9 霊園誕生の経緯	45
3.1.10 三霊園計画	50
3.1.11 多磨霊園開設	51
3.1.12 渋谷羽根澤墓地の廃止	55
3.1.13 八柱霊園開設	56
3.1.14 納骨堂の建設	59
3.1.15 江戸川公葬墓地	62
3.1.16 亀戸墓地の廃止	63
3.1.17 青山墓地移転計画のその後	64
3.1.18 戦中の都立霊園	66

3.1.19	小平霊園の計画	68
3.2	都立霊園の歴史-後期	70
3.2.1	戦後復興期	70
3.2.2	区部霊園の貸付停止	73
3.2.3	首都圏整備計画	76
3.2.4	建設省告示第1689号	80
3.2.5	青山、谷中の貸付停止	82
3.2.6	染井、雑司ヶ谷の貸付停止	83
3.2.7	東京都の墓地不足	84
3.2.8	新形式墓地	86
3.2.9	八王子霊園開設	89
3.2.10	区部霊園公園化計画の経過	90
3.2.11	青梅総合公園計画	91
3.2.12	区部霊園貸付停止の終わり	93
3.3	都立霊園の現在	96
第4章	考察	98
4.1	廃止墓地	98
4.1.1	廃止理由	98
4.1.2	廃止後の遺骨の行方	99
4.2	都立霊園のグループ分け	100
4.3	区部霊園公園化の失敗	103
4.4	霊園の役割	104
第5章	結論	108
	参考文献	109

第1章 序

都立霊園は東京都の公営墓地であり、現在は全部で8ヶ所ある。表 1.1 に一覧を示す。

表 1.1: 現在の都立霊園一覧

霊園名称	開設年	所在地
青山霊園	1874年	港区
谷中霊園	1874年	台東区
染井霊園	1874年	豊島区
雑司ヶ谷霊園	1874年	豊島区
多磨霊園	1923年	府中市
八柱霊園	1935年	松戸市
小平霊園	1948年	東村山市
八王子霊園	1971年	八王子市

青山、谷中、染井、雑司ヶ谷霊園は東京 23 区内にあるため、まとめて区部霊園と呼ばれている [1, p.36]。

この区部霊園の開設年については、文献により異なる。これに関しては、下記 3.1.3 において詳しく述べるが、表中の開設年は、都立霊園公式ホームページに記載されているもの [2] を参考にした。

表で示した 8ヶ所の霊園の写真を図 1.1 で示す。

本研究は、この都立霊園を中心に、霊園の歴史について明らかにするものである。

1.1 背景

「霊園」と呼ばれる墓地が日本で初めて誕生したのは、1923年のことである。本研究における「霊園」とは、公園風の墓地であり、宗教宗派を問わず、誰もが使うことのできる共同墓地を指す。日本初の霊園は、東京都の公営墓地である都立霊園の一つ「多磨霊園」であった。この霊園ができてから、まもなく 100 年が経とうとしている。霊園はその間に全国に広まり、現在は公営墓地にとどまらず、民間墓地も「霊園」を墓地の名称として用いている。

しかし、霊園の歴史に関する研究は進んでいない。特定の霊園に関する研究や、一部の時代限定した研究はあっても、霊園そのものの歴史を対象としたものはない。「霊園」という語の定義すら定まっていないという状態である。霊園が生まれてから現在までの約 100 年間に、日本人の家族形態や生活様式は大戦を挟み大きく変わった。霊園が誕生した



(a) 青山霊園



(b) 谷中霊園



(c) 染井霊園



(d) 雑司ヶ谷霊園



(e) 多磨霊園



(f) 八柱霊園



(g) 小平霊園



(h) 八王子霊園

図 1.1: 霊園の様子

当時とは、その役割もまた大きく変わっている。そのため、霊園の歴史を振り返り、霊園の役割について今一度明らかにする必要がある。

1.2 先行研究

都立霊園の歴史に関する先行研究は、明治初年頃から現代までの歴史を扱ったものと、戦前の歴史のみ扱ったものに大別できる。

明治初年頃から現代までの歴史を扱ったものには、以下のような先行研究がある。

- 田中燦. 青山霊園. 東京都公園協会, 1994, 108p, (東京公園文庫, 33).[3]
 - － 都立霊園の一つである、青山霊園についての研究である。1580年頃から、1980年代半ばまでの期間を取り上げている。青山の地名の由来を近世の歴史から振り返るところから始まり、徳川幕府の寺請制度、明治政府の神葬祭地指定、そして霊園としての開設経緯とその後の歴史について述べている。さらに、青山霊園に埋葬されている人物や霊園内の外人墓地など特殊な区域について取り上げている。青山霊園の歴史に特化した研究である。
- 村越知世. 多磨霊園. 東京都公園協会, 1994. 165p, (東京公園文庫, 15).[4]
 - － 都立霊園の一つである、多磨霊園についての研究である。期間は、明治初期から平成初期までを取り上げている。主に歴史について述べているのは前半であり、多磨霊園開設以前の公営墓地誕生頃から、多磨霊園の計画から開設、そして開設後の歴史について述べている。戦後の納骨堂ができたことや、従来の墓地とは違う壁墓地ができたことなどにも触れている。また、霊園内の特殊な墓地や、墓域についても触れている。後半は筆者の霊園事務所に勤務していた当時の話が書かれている。多磨霊園の歴史を扱った研究である。
- 榎村久子. “多磨墓地をはじめとする公園墓地の成立・展開と今日的課題”. 造園雑誌, 1992, Vol.55, No.5, p.121-126.[5]
 - － 多磨霊園を含む日本全体の公園墓地、つまり霊園の歴史について概略的に述べ、どのように公園墓地が成立し、展開していったのかについてと、現在の問題について述べている。分析の観点は、現代の家族形態の変化、生活様式の変化からが主である。

戦前の歴史を扱ったものには、以下の先行研究がある。

- 大和田勝文, 斎藤潮, 笠原知子. “多磨墓地の設計経緯に関する研究”. 景観・デザイン研究講演集. 2013-12, No.9, p.100-106.[6]
 - － 戦前の多磨霊園の設計経緯と、多磨霊園を設計した井下の計画や理念に関する研究である。多磨霊園の設計過程を概略的にまとめている他、設計過程で井下清の設計案がどのように変化していったかということの分析とその意図に対する考察をしている。

設計過程も歴史の一部ではあるが、この研究の分析および考察は、どのように区画を作っていくか、井下清の理念や計画はそこにどのように反映されたかという点に集中している。

- 飯塚義博. “明治期東京における共葬墓地の成立過程と市区改正委員会案”. 日本建築学会計画系論文集. 2012-9, 第 77 卷 第 679 号, p.2241-2249.[7]
 - － 都立霊園の前身である共葬墓地の成立過程と市区改正委員会案の墓地の取り扱いについての分析および考察を行なっている。明治以降に、江戸には存在しなかった共葬墓地という新しい形態の墓地を成立させたことと、それを市区改正委員会案が拡張させていったことを明らかにしている。また共葬墓地という言葉の概念についての考察もしている。
- 中嶋久人. “東京における「公共墓地」の成立”. 民衆史研究. 1995, Vol.50, p.49-66.[8]
 - － 東京の公共墓地について公共性の観点から検討している。取り上げているのは東京都の公共墓地、つまり都立霊園の前身である共葬墓地が成立するまでの過程で、扱っている時期としては、江戸の終わりから 1875 年までである。期間としては短いですが、明治政府の思惑や、墓地政策に対する市民の批判、意見など詳細に取り上げている。共葬墓地の前身である神葬祭墓地から共葬墓地が成立するまでの歴史について述べ、公共性と天皇制の関係について明らかにしている。

また、都立霊園を管理している東京都公園協会が刊行している雑誌『都市公園』に、以下の都立霊園の歴史についてまとめた記事が出ている。

- 村越知世. 東京都多磨霊園の 50 年をかえりみて. 都市公園. 1975, No.55, p.27-30.[9]
 - － 扱っている時代は、大正末の多磨霊園開設ごろから、1950 年代までが主である。上記に記載した村越の『多磨霊園』の概略である。
- 久保寺博久. 都立霊園の歴史. 都市公園. 2007, No.176, p.11-15.[10]
 - － 葬儀所を含む、都立霊園すべてを対象に、江戸期の寺請制度から、2007 年ごろの現状までをまとめている。都立霊園全てを扱いまとめている数少ない文献であるが、内容としては、青山、多磨霊園に重点が置かれているほか、霊園誕生の経緯やその前身である共葬墓地に関する記述は少ない。

1.3 先行研究の問題点

これまでの先行研究には以下のような問題点がある。

1. 霊園の歴史を明治から現代までまとめた研究が少ない。
2. 特定の時代、もしくは特定の霊園を対象とした研究である。

3. 戦前に廃止された、都立霊園の前身である共葬墓地を含めた研究がほぼない。

4. 区部霊園貸付停止の事例に着目し、その経緯についての研究がない。

1に関しては、田中、村越の研究が当たるが、これは2であげている特定霊園に特化した研究でもあり、青山霊園、多磨霊園についての歴史は分かるが、他霊園との関係については詳しく触れていない。

2については、田中、村越、楨村、大和田ら、中嶋の研究がこれにあたる。

3については、中嶋と飯塚の研究がこれにあたる。都立霊園の前身にあたる墓地を扱っていることから、正確には、都立霊園の黎明期の歴史についての研究である。

時期としては明治期にとどまっており、現代にどのようなつながっているのかがわからない。また、飯塚の研究は以下の不十分な点も見られる。明治期に存在していた共葬墓地について筆者が調査を進めると、この飯塚の研究で取り上げている共葬墓地以外にも同時期に共葬墓地として指定を受けていた墓地が見つかった。そのため、当時の共葬墓地全てを取り上げていない。

戦前の廃止墓地に関しては東京都の公的資料でもほとんど触れられておらず、なぜ廃止となったか、いつ廃止されたのかなど、不明な点が多いという問題もある。

4に関しては、3.2節で詳しく述べるが、「区部霊園貸付停止」とは、区部霊園全ての墓地区画において、新規利用者に対して提供を止めた事例である。貸付の停止は現在でも染井、雑司ヶ谷霊園で続いている。この問題に関して、概略的に触れている文献はあるものの、なぜ貸付停止に至ったのか、その経緯について詳細に述べている資料、研究はないという問題がある。

特に、3と4に関しては、墓地も市民のための都市施設の一つでありながら、供給の停止、もしくはそれに近いことが行われた事例でありながら、詳細な経緯の研究がなされていないという点で問題があると考えている。

1.4 目的

これまでの研究は特定の時代、特定の霊園に特化されてきたが、霊園の全体像が明らかにされておらず、俯瞰的な研究がなされていない。そこで、都立霊園全体の変遷を明らかにすることを目的とする。

1.5 方法

研究方法であるが、本研究では主に文献調査とフィールドワークを組み合わせる研究を進めた。

調査の対象とした文献は、①公的資料、②新聞、雑誌記事である。

本論文での公的資料とは、東京都あるいは、かつての東京府、東京市が刊行したものや、東京都が持つ機関が刊行した資料を指す。さらに、都議会や国会の議事録や、東京都内の自治体が刊行した区史、郡史、町史と、八柱霊園の所在地である松戸市の刊行物もこれに加える。

①公的資料

以下の資料を用いたのは、東京都など行政側は、霊園の歴史をどのように理解し、どのような立場をとって来たのかということ調べるためである。また、東京都や国が発行している資料ということで、ある程度信頼のおける資料と考える。都立霊園全体の歴史の変遷をたどる上で、行政発行の資料を見る必要があると考えた。

東京の公園のシリーズ、『事業概要』、『都市計画概要』、『東京市墓地概況』には、霊園の歴史の概略が載っているため、基本的な歴史の流れをおさえることができる。『事業概要』は1951年から毎年、『都市計画概要』は1959年から2年～9年おきに発行されている資料であるため、霊園の詳しい経過を読み取ることができると考え、取り上げた。

『東京市史稿 市街篇』は、東京の公園のシリーズなどでは省かれている明治期の墓地に関する事項をおさえるために利用した。

『東京府統計書』は、明治期の共葬墓地の位置や坪数についての記載がある時期がある。現在は廃止されている墓地がいつ頃まで存在していたのか、その一つの目安とするために利用した。また、東京府が発行していたものである信頼度が高いと考え、廃止墓地のおおよその位置の特定にも利用した。

「建設省告示第1689号」は、3.2節で述べる区部霊園貸付停止に繋がった告示であるため、調査対象とした。

『太政類典』と『公文類聚』は、明治初期の墓地に関する法令を調べるために用いた。国立公文書館デジタルアーカイブの「太政類典の構成」によれば、「太政類典は、慶応3年(1867)から明治14年(1881)までの太政官日記及び日誌、公文録などから典例条規(先例・法令等)を採録・浄書し、制度、官制、官規、儀制等19部門に分類し、年代順に編集したもの」[11]である。また『公文類聚』について国立公文書館は、「・・・太政類典という名称で編集されていましたが、明治15年(1882)から公文類聚という名称に改められました。特殊な部門を除き政体門から外事門までの23部門に分類し、年別に編集されていましたが、明治19年(1886)からは主として法律及び規則の原議を収録し編集されています。」[12]としている。いずれも、明治初期の法令などについて部門ごとに分類されており、墓地に関する法令について調べるにあたって、見落としが少ないと考えたため、この二種類の文献を利用した。

議事録については、主に戦前の墓地廃止計画や戦後の貸付停止事業など、墓地行政が進められる中でどのような議論がなされてきたのかということ調べるために用いた。

答申、都立霊園概要は、戦後の墓地行政でどのような議論、計画がなされていたのかということ調べるために用いた。区部霊園のうち、青山、谷中霊園の貸付停止事業が見直される際にも出されている。この資料を調査対象に加えることで、霊園事業の転換期にどのような議論がなされていたのかを知ることができる。

霊園概況は、小平霊園、多磨霊園、あるいは全都立霊園について、発行された当時の状況を伺うことができる資料である。霊園の状況について、ある程度年代を特定できる資料と考え、調査対象とした。

区史、郡史、市史、町史は、戦前に廃止された墓地やその廃止時期、青山霊園の移転計画の詳細な経緯について調査するために用いた。

パンフレットは、戦前発行された八柱霊園内の納骨堂、多磨霊園および同霊園内の納骨堂についてのパンフレットである。発行当時に想定されていた納骨堂の使用法や、霊園

の宣伝方法について読み取ることができると考え、調査対象とした。

- 東京の公園
 - － 『大東京の公園』(1942)[13]
 - － 『東京の公園八〇年』[14]
 - － 『東京の公園その90年のあゆみ』[15]
 - － 『東京の公園1969年版』[16]
 - － 『東京の公園百年』[17]
 - － 『東京の公園110年』[18]
 - － 『東京の公園120年』[19]
 - － 『東京の公園130年』[20]
 - － 『東京の公園140年』[21]
- 『事業概要』：東京都建設局が刊行しており、毎年度刊行されている。
 - － 昭和26年度～平成29年度版まで刊行されている。
- 『都市計画概要』¹：東京都建設局都市計画部、東京都首都整備局、東京都都市計画局²により編集されている。
 - － 1959, 1962, 1968, 1971, 1973, 1976, 1979, 1982, 1985, 1990, 1994, 1997, 2006, 2008, 2010, 2012, 2014, 2016年に刊行されている。ただし、2006年以降は、墓園(霊園)の当時の状況についての記述はないため、本研究では1997年以前のもの参考にした。
- 『東京市墓地概況』
 - － 東京市役所が刊行していたもので、1931,1935,1937,1938年版がある。いずれも日比谷公園内の緑と水の市民カレッジの中にあるみどりの図書館に所蔵されている。
- 『東京市史稿 市街編』
 - － 東京の歴史についての史料である。
- 『東京府統計書』
 - － 大正7,9年版を除く、明治15年版から昭和16年版までがある。そのうち、共葬墓地の統計が載っているのは、明治24年版から明治44年版までである。本研究で使用したのはこの期間の統計書である。

¹本研究で参照したものうち、1959, 1962, 1968, 1971, 1973, 1990年の題は『東京都都市計画概要』である。

²1959,1962年：東京都建設局都市計画部、1968, 1971, 1973年：東京都首都整備局、1976, 1979, 1982, 1985, 1990, 1994, 1997年：東京都都市計画局がそれぞれ編集している。

- 告示
 - － 建設省告示第 1689 号 (東京都建設局公園緑地部所蔵)
- 太政類典、公文類聚
 - － 太政類典は第一編教法・葬儀第 135 巻と第二編教法十二・葬儀第 268 巻を、公文類聚は第 13 編土地二・国郡島嶼附・郡区町村画一第 51 巻を用いた。
- 議事録
 - － 帝国議会議事録
都立霊園関係の議事録を見るにあたっては帝国議会議事録検索システムを用いた。
 - － 東京市区改正委員会議事録
 - － 特別都市計画委員会議事速記録
 - － 都市計画東京地方委員会議事速記録
 - － 東京市公史
 - － 都議会議事録
東京都議会の会議録検索システムを利用した。
 - － 国会議事録
都立霊園関係の議事録を見るにあたって国会議事録検索システムを用いた。
- 答申、都立霊園概要
 - － 『都営霊園の将来計画について』 (1971)
 - － 『東京都霊園問題調査会報告書 (本編)、(付属資料)』 (1988)
 - － 『東京都新霊園等構想委員会報告書』 (1990)
 - － 『東京都霊園管理問題等検討委員会答申』 (1997)
 - － 『「区部霊園の管理について」答申 青山霊園～歴史の森、時の流れが積み重なる空間～』 (2002)
 - － 『「谷中霊園再生のあり方について」答申』 (2005)
 - － 『「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について」答申』 (2008)
 - － 『「染井霊園再生のあり方について」答申～さくらを育、江戸からの歴史を未来に繋ぐ空間～』 (2012)
 - － 『都立霊園・葬儀所の概要』 (1994)(1999)
- 霊園概況
 - － 『小平霊園概況』 (1954)

- 『開設 50 年を迎えた多磨霊園の概況』(1973)
- 『開園 50 周年を迎えて』(1998)
- 『霊園概況 昭和 34 年』(1959)
- 区史、郡史、市史、町史
 - 『東京市史 市街篇』
 - 『深川区史 上巻』(1926)
 - 『品川町史 下巻』(1932)
 - 『松戸市史 下巻 第 2 (大正・昭和編)』(1968)
 - 『赤坂区史』(1942)
 - 『荒川区史 上巻』(1989)
 - 『浅草区誌 上巻』(1914)
 - 『北豊島郡誌』(1918)
 - 『小石川区史』(1935)
 - 『四谷区史 本編』(1934)
 - 『下谷区史 本編』(1935-1937)
- パンフレット
 - 「八柱霊園納骨堂」(都立図書館所蔵)
 - 「東京市多磨墓地案内」(みどりの図書館所蔵)
 - 「多磨墓地案内」(みどりの図書館所蔵)
 - 「庭園的霊苑多磨墓地」(みどりの図書館所蔵)
 - 「東京市多磨墓地納骨堂案内」(みどりの図書館所蔵)

②新聞、雑誌記事

新聞を用いたのは、行政とは違う視点から霊園の歴史について捉えるためである。行政側の資料には書かれていない墓地の移転廃止事業、霊園建設の際の出来事、社会全体の墓地の需要について調査した。

雑誌についてだが、本研究で利用したのは、現在、都立霊園を管理している団体である東京都公園協会が発行している雑誌『都市公園』である。霊園についての論文や報告が、一部の号に載っている。全ての号で霊園について書かれていないものの、霊園の予算のことから、新しい設備、施設を設置した経緯、墓地の造成の経緯や歴史まで幅広く書かれており、約 60 年間の都立霊園の公的な情報が得られると考える。

- 新聞 それぞれ、以下のデータベースを用いて資料を入手した。

- － 朝日新聞
聞蔵Ⅱビジュアル：1945年～検索可能。朝日新聞戦前：1926年12月～1945年12月まで検索可能。
- － 読売新聞
ヨミダス歴史館：1874年～検索可能。

- 雑誌

- － 『都市公園』1号～220号

次に、フィールドワークの調査項目について述べる。調査項目は以下の通りである。

- 無縁塔の墓碑
- 新形式墓地

これに加えて、霊園管理事務所のみで保管している資料がないかどうか、各管理事務所に確認し、ある場合は提供してもらった。

霊園管理事務所に提供してもらった資料は以下の通りである。

- 霊園管理事務所所蔵の資料³

- － 青山霊園：
青山霊園案内図、管理事務所内の青山霊園の歴史をまとめたパネル(撮影)
- － 谷中霊園：谷中霊園案内図
- － 染井霊園：染井霊園案内図
- － 雑司ヶ谷霊園：雑司ヶ谷霊園案内図
- － 多磨霊園：多磨霊園案内図
- － 八柱霊園：
八柱霊園案内図、以下の文献はいずれも八柱霊園の記述があるところの切り抜きを提供してもらった。(「はばたき」、「松戸市政50周年記念誌」、「わがまち・ブック松戸2」、「昭和の松戸誌」、「松戸がよくわかる本」、「松戸の歴史案内」、「松戸市史下巻(2)」「わが街河原塚いと昔の物語」)
- － 小平霊園：小平霊園案内図、「小平霊園開園50周年を迎えて」
- － 八王子霊園：八王子霊園案内図

また、文献、フィールドワークによっても分からなかった点については、適宜、都立霊園を管轄している東京都建設局に問い合わせるなどした。

³霊園案内図は都立霊園HPにおいても入手可能である。

第2章 「霊園」について

2.1 「霊園」の定義

「霊園」には定義がない。その一例として、「墓地・埋葬等に関する法律」では、埋葬、改葬、墳墓、墓地、納骨堂、火葬場についての定義は書いてあるが、霊園については書かれていない [22]。

日本で最初に墓地の名称として「霊園」が使われたのは、都立霊園の一つである八柱霊園が開設された 1935 年のことである [23, p.40]。都立霊園のうち、八柱霊園が開設される 1935 年以前からあった青山霊園や谷中霊園などは始めから「〇〇霊園」とは呼ばれておらず、八柱霊園開設を機に名称を「〇〇霊園」に改めるまでは、「〇〇墓地」と呼ばれていた。

定義がない一方で、八柱霊園開設以降、現在までに民間霊園の名称でも「霊園」が使用されてる。また、霊園を対象とした研究もあるが、研究で扱う霊園の定義については述べられていない。法的、学術的な定義が、いずれもないままで調査研究を進めれば、それぞれが対象とする「霊園」が曖昧になり、今後、研究や統計を比較することも困難となる。そのため、「霊園」がいつから使われたのか、どのような意味で使用されてきたのか、また理解されてきたのか、霊園の歴史を振り返るにあたり、公的資料や辞書などを用いて調べ、本研究における定義をする必要がある。

霊園の歴史やその役割を述べる前に、この節では「霊園」の語について考え、本研究での霊園を定義する。

2.1.1 公的資料による「霊園」の説明

まず霊園を管理している東京都公園協会が過去に出した答申など、公的資料で示された霊園の説明について比較する。

霊園の意味についての説明がある公的資料では、それぞれ霊園について以下のように説明している。

1. 東京都建設局. 東京都新霊園等構想委員会報告書. 東京都建設局公園緑地部. 1990, 261p.
 - 「墓地とほぼ同意語であるが、法律的な用語ではない。一般的には従来の墓地と異なり、造園的修景によって魂の永遠の憩いの場所を、明るい、清浄で健康的な環境の中に経営する墓地をいう。東京都においては、昭和 10 年の八柱霊園の開園を機に従来の共葬墓地に代えて使用した呼称で、以来広く一般的に定着してきた名称である。」 [24, p.233]

2. 東京都建設局. 東京都霊園管理問題等検討委員会答申. 東京都建設局公園緑地部, 1997, 85p.

- 「造園的修景によって、魂の永遠の憩いの場所を、明るい清浄で健康的な環境のなかに設置する墓地をいう。都においては、昭和10年の八柱霊園の開園を機に、従来の「墓地」に代えてしようした呼称で、以来一般的に定着している名称である。」 [25, p.67]

3. 東京都建設局. 都立霊園・葬儀所の概要. 東京都建設局公園緑地部霊園課, 1994, 24p.

4. 東京都建設局. 都立霊園・葬儀所の概要. 東京都建設局公園緑地部霊園課, 1999, 25p.

- 「・・・地元住民に親しまれるような明るいイメージの公園墓地を建設することを基本方針とした。こうして建設された墓地のイメージアップを図るために、西欧風の公園墓地をイメージしながら「御霊の宿る園」の意味で霊園と、当時の東京市公園課長井下清氏が考案したものである」 [26, p.9] [27, p.9]

5. 東京都公園審議会. 「区部霊園の管理について」答申 青山霊園～歴史の森、時の流れが積み重なる空間～. 2002, 42p.

- 「・・・「霊園」とは、記録によれば昭和10年7月に千葉県松戸市の八柱霊園が開設された際、欧米の森林墓地を参考にした緑豊かな空間を有する墓地の呼称として、初めて都が用いたとされている。都立霊園はこの際に、全ての都立の墓地について「霊園」の呼称を改めた。」 [23, p.40]

1～4までの資料は、霊園について、「明るい、清浄で健康的な」 [24, p.233]

など、明るく、清潔で、健康的な墓地であると説明している。同時にこの説明は、これまでの墓地が暗く不潔、不健康な印象を持たれていたことを示している。

このように、公的資料における霊園は、「明るい」「清潔」「健康的」という点において共通していることが分かる。また、霊園の印象について書かれている一方で、設計上の定義は一切書かれていないという点でも共通している。

2.1.2 辞書でみる「霊園」

次に、霊園の国語辞典および漢和辞典における説明をあげる。

国語辞典

まずは国語辞典における説明について調査する。

今回調査した国語辞典は、

1. 『広辞苑』1～7版 (岩波書店)[28][29][30][31][32][33][34]
2. 『日本国語大辞典』1, 2版 (小学館)[35][36]

3. 『新潮現代国語辞典』 1,2 版 (新潮社)[37][38]
4. 『新潮国語辞典：現代語・古語』 1,2 版 (新潮社)[39][40]
5. 『明鏡国語辞典』 2 版 (大修館書店)[41]
6. 『大辞林』 1, 2, 3 版 (三省堂)[42][43][44]
7. 『学研国語大辞典』 1, 2 版 (学研研究社)[45][46]
8. 『日本語大辞典』 1, 2 版 (講談社)[47][48]
9. 『デジタル大辞泉』 2 版 (小学館)[49]
10. 『日本大辞書』 (日本大辞書発行所)[50]
11. 『帝国大辞典』 (三省堂)[51]
12. 『日本新辞林』 (三省堂)[52]
13. 『ことばの泉』 (大倉書店)[53]
14. 『辞林』 (三省堂)[54]
15. 『大日本国語辞典』 1 版, 修訂版 (金港堂、富山房)[55][56]
16. 『言泉』 (大倉書店)[57]
17. 『辞苑』 (博文館)[58]
18. 『大辞典』 (平凡社)[59]
19. 『大言海』 (富山房)[60]

の 19 種類である。1～9 は戦後に出版されたもので、10～19 は戦前に出版されたものである。上記辞典を選んだ理由は次の通りである。本研究では、2 巻以上で構成されるものを大型、広辞苑を基準に、3000 ページ前後の大きさのものを中型、2000 ページ程度のものを小型の辞典と分類し、3 種類それぞれに当てはまる辞書を調査対象とした。戦後出版された辞典については、『日本国語辞典』は大型、『広辞苑』、『新潮国語辞典：現代語・古語』、『大辞林』、『学研国語大辞典』、『日本語大辞典』は中型とした。加えて『デジタル大辞泉』も書籍版のページ数から中型とした。それ以外は小型とする。

戦前に出版された辞書は、以下の理由から、『大辞典』は大型、『大日本国語辞典』、『大言海』、『言泉』は中型、それ以外は小型とする。

戦前に出版された辞書のうち、『日本大辞書』、『大日本国語辞典』、『言泉』、『大辞典』、『大言海』は 2 巻以上で構成されているので、先に挙げたの基準では大型に分類することになる。しかし、収録語数は、『大日本国語辞典』は約 22 万語 [49]、『大言海』は約 8 万語 [49] である。中型の基準とした広辞苑の第 7 版は「総項目数 25 万 [付録含む]」 [61] となっていることから、複数巻で構成されているものの、戦後出版の辞書と条件を統一する

ため、中型とする。また、『日本大辞書』の総ページ数は、1399 ページ、『言泉』は 2870 ページである。そのため、『日本大辞書』は小型、『言泉』は中型とする。『大辞典』は、平凡社のホームページによると、「収録する総項目数 72 万語・・・」[62] である。中型の基準である広辞苑の収録語数を大きく上回り、かつ 2 巻以上で構成されているので、こちらは大型とする。

1～19 の国語辞典のうち、初めて「霊園」が採録されたのは、1969 年出版の『広辞苑』第 2 版である。戦前に出版された 7～16 の辞書の中に「霊園」の項目はなかった。1.『広辞苑』の第 1 版と、4.『新潮国語辞典：現代語・古語』（新潮社）には「霊園」は採録されていなかった。

「霊園」を採録していた国語辞典では、それぞれ以下のように説明をしている。

『広辞苑』第 2 版¹ 「共同墓地の称。「多磨ー」」 [29, p.2339][30, p.2536][31, p.2715][32, p.2827][33, p.2980][34, p.3113]

『日本国語大辞典』1 版 (1976) 「公園の趣を取り入れた共同墓地」 [35, p.465]

『日本国語大辞典』2 版 (2002) 「共同墓地。特に、広い土地に公園風につくられたものを言う。*虫 (1970) <黒井千次> 「コバルトブルーで刷り込まれた霊園分譲のチラシ」*見知らぬ山 (1977) <高橋たか子> 「富士山麓にある広大な霊園で」 [36, p.1039]

『新潮現代国語辞典』1 版 (1985), 2 版 (2000) 「墓地。特に公園風の共同墓地」 [37, p.1377][38, p.1658]

『明鏡国語辞典』2 版 (2010) 「公園風に整備された広い共同墓地。」

『大辞林』1 版 (1988), 2 版 (1995), 3 版 (2006) 「広い区域をもち、寺院に付属しない共同墓地。墓苑。」 [42, p.2563][43, p.2726][44, p.2696]

『学研国語大辞典』1 版 (1978), 2 版 (1988) 「区画され、樹木などを植えて (公園風に) 造った (大規模な) 共同墓地。「多磨ー」」 [45, p.2087][46, p.2083]

『日本語大辞典』1 版 (1989), 2 版 (1995) 「公園風に造られた広い共同墓地。cemetery
用例 「多磨^{たま}ー」 [47, p.2097][48, p.2324]

『デジタル大辞泉』2 版 (2012) 「広い土地に公園風につくられた共同墓地。「多磨ー」」 [49]

『大辞林』を除く、その他全ての辞典に共通している説明は、公園風である。また、いずれの時点にも共通している霊園の説明は、共同墓地である。

以下、2.1.4 で詳しく述べるが、都立霊園の公式ホームページでは、日本初の多磨霊園について、「霊園」ではなく、日本で最初の公園墓地である [63] としている。ここから、公園墓地は、霊園の類義語の一つであると考えられる。そのため、『大辞林』を除く調査対象とした辞典における「霊園」の説明にあった公園風であることも、霊園の要素の一つではないかと考える。

¹ 『広辞苑』には第 2 版から第 7 版まで「霊園」が採録されており、いずれも 2 版と同様の説明である。

以上のことから、まずは、この二つが霊園の要素であるとして良いのではないかと考える。

1. 公園風であること
2. 共同墓地であること

「共同墓地」に関してだが、『広辞苑』7版(2018年)では次のように解説されている。

『広辞苑』第7版 「①市町村で、公衆のために特に定めた墓地。あるいは一団体が所有する墓地。②無縁仏を合葬する墓地。」 [34, p.769]

他の国語辞典でも、ほぼ『広辞苑』と同様の解説だが、『言泉』では、以下のように説明されている。

『言泉』(1921) 「市・町・村にて、公衆のために特定させる墓地。共葬墓地。」 [64, p.1045]

(下線は筆者による)

下線部の「共葬墓地」とは、どのような墓地なのか。『墓地と市町村との関わりに関する調査研究報告書』には、「宗教・宗派の区別なく利用できる墓地のこと」 [65, p.1] とある。

つまり、『言泉』での説明にのっとれば、共同墓地と共葬墓地は同義語であるということになる。そして、それを踏まえると、「霊園」には「共同墓地」と「共葬墓地」の両方の意味が含まれているということにもなる。

また、『大辞林』では「寺院に付属しない共同墓地。」 [42, p.2563][43, p.2726][44, p.2696] という説明が入っている。デジタル大辞泉によれば「寺院」は「仏寺とそれに付属する別舎をあわせた称。また、広くイスラム教・キリスト教の礼拝堂にもいう。てら。」 [49] とある。『大辞林』における「寺院」が、仏寺だけであるのか、それ以外の礼拝堂も指しているのかは不明だが、『大辞林』における説明も、「霊園」が、共葬墓地かそれに近い意味を持っていることを示していると考ええる。

ただ、ここで一つ問題になるのは、「霊園」の名称がつく墓地の中には、宗教あるいは宗派が限定されているところもある。例えば、「木更津成就霊園」という墓地があるが [66] ここは日蓮宗の寺院墓地で、宗教宗派も日蓮宗である。そうすると、共同墓地の場合は、例えば『広辞苑』の「あるいは一団体が所有する墓地」 [34, p.769] という点で当てはまるが、共葬墓地の「宗教・宗派の区別なく利用できる墓地」 [65, p.1] という点では当てはまらなくなる。宗教宗派限定の墓地も霊園に含めるとなると、霊園の要素に共葬墓地を加えることはできないことになる。

一方で、2.1.1 であげた『東京都新霊園等構想委員会報告書』(1990) では、霊園について「昭和10年の八柱霊園の開園を機に従来の共葬墓地に代えて使用した呼称」 [24, p.233] としている。これを考えると、昭和初期には「霊園」というと共葬墓地、つまり宗教宗派不問の墓地を意味していたと推測できる。

現在は霊園の定義がはっきりしないまま、公営、民間問わず様々な墓地の名称として「霊園」の語が使われているが、もともと「霊園」が、現在の都立霊園、つまり公営墓地の名称として使用されていた可能性が高い。八柱霊園開設を機に墓地の名称として霊園が用いられる以前は「共葬墓地」の名称が使用されたこと、「共葬墓地」には宗教宗派不問

の意味があることから、霊園の名称が用いられた頃の「霊園」の意味に忠実に定義づけを行えば、先ほどの霊園の要素二つに加え、「共葬墓地」も加えるのが良いのではないかと考える。

漢和辞典

漢和辞典においてはどのように説明されているのだろうか。漢和辞典を当たったのは、もともと漢語として現在の墓地の意味とは違う意味で使用されていた「霊園」という言葉があり、近代に入って墓地の意味が加わった可能性があるかどうかということも含めて調べる。

本研究で当たった漢和辞典は、以下の三種類であるが、いずれも「霊園」は採録されていなかった。

1. 『大漢和辞典』(大修館書店)[67]
2. 『広漢和辞典』(大修館書店)[68]
3. 『新漢語林』1,2版(大修館書店)[69][70]

上記の漢和辞典を選んだのは、いずれも以下に示したように、漢籍を読むための辞典だからである。

『大漢和辞典』の位置付けについて、大修館書店の漢字文化資料館のホームページによれば、「漢籍(中国の古典)を読むために作られた辞典」[71]である。さらに、『大漢和辞典』に採録されていない熟語については「・・・『大漢和辞典』に出典が明記された形で掲載されていない熟語は、漢籍には出てこない熟語、特に明治以降に日本で作られた熟語である可能性が高いのです。」[71]とある。

『広漢和辞典』について、大修館書店は、『大漢和辞典』を基本とし、専門家から一般社会人まで漢字文化の研究と理解に必要な漢字漢語を精選。」[72]としている。そのため、『広漢和辞典』も漢籍読解のための辞書であると考えられる。

『新漢語林』について、第2版の内容説明には「高校教科書の漢文教材を徹底的に精査し、その中から、漢文頻出の漢字・熟語を含む用例を、読みと現代語訳付きで多数追加。」[73]とある。そのため、こちらも漢文読解のための辞書であると考えられる。

本研究で漢和辞典を当たる目的は漢籍の中で、墓地とは違う意味で「霊園」が使用されていたかどうかを調べることであるため、これらの辞書をあたることで目的は達成できると考えた。

また、上記三種類の漢和辞典の他に、国語辞典と漢和辞典の中間に位置する辞書として新潮社が刊行している『新潮日本語漢字辞典』(2007)も調査した。これには、「霊園」が採録されており、

『新潮日本語漢字辞典』(2007)「①公園風に整備・区画された大規模な共同墓地。多く、特定の寺院に属さないものを言う。墓苑。②姓氏の一つ。」[74, p.2392]

とある。ただし、公式ホームページによれば、この辞書は日本語文章の読み書きのために作られたもの [75] で、漢文の読み書きのために使われた漢和辞典とは違う。そのため、この『新潮日本語漢字辞典』に採録されているから、漢和辞典にも採録されているとは言い難い。

以上のことから、「霊園」の語は、過去に漢文などで使用された言葉に、あとから墓地の意味が追加された言葉であるとは考えにくい。

2.1.3 「霊園」がはじめて使われた時期

霊園が使用された時期について述べる。

2.1節で述べたように、都立霊園において、初めて霊園の呼称が用いられたのは1935年のことである [23, p.40]。この語を作ったのは、井下清で [27, p.9]、彼は多磨霊園の設計にも携わり、霊園に関する論文を著している。1933年に井下「墓苑を語る」に「多磨霊園式」 [76, p.422] という記述がある。これが井下の論文にみられる最も古いものである。「多磨霊園」も都立霊園であり、墓地であることから、意味としても、現在の辞書的な意味とほぼ変わらないと考える。また、この1933年が、現段階で確実に墓地を表す語として「霊園」が使用された最初の年である。

一方、現在の辞書的な意味、つまり墓地を表す語としての「霊園」であるかどうかは定かではないが、「霊園」という熟語が使われている文献としては1933年以前のものは2つある。

一つ目は、永島忠重の著書『野草』の中にある。「哀悼霊園」という随筆が収録されており、これは1924年に出版されたものである。

「哀悼霊園」

人の不幸を見て冷然として其れを自業自得であると爲し、更に同情の念も責任の感も起こらないのは不人情の證據である。今や人情は此世に於て日に月に消滅しつつある之は争ひ難き事實である。人の世の人の情が亡びて了へば其處は即ち地獄である。今や此世が日に月に地獄と化しつつあるのも目前の事實である。而して人力を以て之を奈何ともすることの出来ないのを思ふ時に吾々は將來必然來るべき悲惨の極みを兒孫の爲めに哀まないで抑々何を哀まうぞ。誠に之れを思う者は今に於て哀悼霊園を結ぶべきである。けれども吾等は希望なく徒に悲哀に沈むものではない。況んや苟くも落膽などする者ではない。それは全然其正反對であらねばならぬ。只此世免るを得ざる悲痛慘歎の日の一日も短からんことを祈らざるを得ないのである。」 [77, p.83-84]²とある。

随筆ということもあり、内容自体も何についてのことが不明である。しかし、哀悼や祈りという言葉から、永島が文中で使用している「霊園」は「墓」あるいはそれに近いものであると考える。

二つ目は、1928年10月21日の読売新聞の記事にあり、「成田山に大霊園完成」という記事が出ている [78, p. 11]。しかし、記事の中に、墓地であることを示す文はない。そのため、1928年10月21日に完成した成田山の霊園について調査を行った。しかし、成田山あるいはその付近に1928年開園の霊園はなく、ヨミダス歴史館を利用し、上記以外の記事で成田山や、その付近に霊園があったことを示す記事がないかどうか調べたが、その

²本文ではそれぞれ「情」の傍は「青」、「感」は口の下に心、免の上部分は「刀」、祈の偏は「示」である。

ような記事はなかった。一方で、『新修成田山史』には、「一九二七 昭和三 一〇月二一日 成田山公園竣工す。同月、成田山公園開園式を挙す。」[79, p.759]とある。このことから、公園の間違ひではないかと推測される。なぜ「公園」を「霊園」と間違えたのかは不明である。成田山への寺という印象や、寺と祖霊の結びつきなど、何らかの連想も加わり、このような誤謬につながった可能性もある。

霊園という呼称が用いられるようになったのは1935年に八柱霊園が開設されてからである。ただし、1.1節で述べたように、日本で最初の霊園は八柱霊園ではなく、1923年開設の多磨霊園である。「霊園」の呼称こそ用いられてはいなかったが、井下清の「墓苑を語る」の中で「多磨霊園式」[76, p.422]という言い方で「霊園」が使用されていることや、多磨霊園を設計したのが井下であることから、「霊園」という言葉、概念は特定の業界では1923年以前から、存在していた可能性がある。そうだとすると、永島の『野草』で使用されていた「霊園」も墓地を意味する「霊園」の可能性が出てくる。

2.1.4 「霊園」の類義語

「霊園」の類義語について述べる。2.1.2で、霊園の要素を公園風、共同墓地、共葬墓地であると述べた。これを踏まえて、霊園の類義語は、墓地を意味する言葉であり、かつ公園風であるという意味を含んでいるものであると考える。そのため、墓地の意味に加えて公園風であるという意味を持つ言葉を類義語の候補とした。さらに、霊園に関する公的資料や論文の中で、霊園と同等の意味として用いられていたものも、候補の中に加えた。霊園の類義語と思われるものを以下に示す。

- 公園墓地
- 庭園墓地
- 墓地公園
- 墓園

次に、それぞれの言葉の意味について考える。

公園墓地

最初に書いたように、都立霊園の公式ホームページは、多磨霊園の紹介で多磨霊園を霊園ではなく、日本で最初の公園墓地であるとしている[63]。この他、『都立霊園・葬儀所の概要』の1994年版と1999年版においても、多磨霊園は「我が国最初の公園墓地」[26, p.7] [27, p.8]としている。

さらに、井下は「都市の葬務施設について」の中で多磨霊園について、「多磨公園墓地」[80, p.452]という言い方をしている。

このように、公式ホームページと二つの文献で霊園に代わる言葉としての使用が確認できる。さらに、墓地に公園とついていることから、公園の要素を含んでいる言葉であると考えられる。以上のことから、公園墓地は霊園の類義語の一つと見て良いと考える。

庭園墓地

井下清は「都市の葬務施設について」の中で、「我が国最初の庭園墓地は多磨墓地であって・・・」[81, p.428]としている。このことから多磨霊園は庭園墓地である。また、井下は「墓苑を語る」論文の中で「この新墓地が、公園墓地又は庭園墓地として我が国最初の試みであるが・・・」[76, p.422]と書いている。新墓地というのは多磨霊園のことを指しているが、このことから、多磨霊園＝庭園墓地＝公園墓地であることが読み取れる。以上のことから、庭園墓地も霊園の類語であると考えられる。

墓地公園

榎村は「多磨墓地をはじめとする公園墓地の成立、展開と今日的課題」の冒頭で、「現在、墓地として供給されているもののほとんどは「公園墓地」と呼ばれるものである。(略)これらの墓地は「公園墓地」の様式によって、墓地公園、墓園、霊園などとも呼ばれている。」[5, p.121]としている。「墓地公園」の使用が確認できたのは1937年8月13日の朝日新聞の朝刊である。ここには「青山にも出現する墓地公園いよいよ第二次整理」という見出しで「・・・植樹して外から墓地が見えないやうに遮断すると同時に無縁墓地の跡にも公園施設が行はれ多磨墓地に劣らぬ墓地公園が出現することとなった」[82, 10面]とある。この記述から「墓地公園」もまた霊園の類語であると考えられる。

墓園

これは、東京都建設局や国土交通省が出している資料、特に都市計画の資料においてよく使用される表現である。『東京都新霊園等構想委員会報告書』では墓園の意味について、「都市計画法(略)に列挙されている都市施設の一つであり、都市公園等の中では特殊公園として位置づけられている。墓園は従来の墓地の持つ故人を葬り、故人をしのぶ場としての機能とともに、都市住民が参拝と同時に散策、休憩等の場として利用できるように考慮されたものである。墓苑の都市計画上の名称は、明治時代は「共葬墓地」、大正時代には「墓地」であったが、昭和43年の都市計画法の改正に伴って、「墓園」と改められた。」[24, p.233-234]と説明されている。

法律上の「墓地」と違うのは、単に人を埋葬するため場所ではなく、市民の散策、休憩の場所といった公園的要素も入っているところである。この点で、霊園に近い意味を持つ語の一つであると考えられる。

2.1.5 本研究における「霊園」の定義

このようなことから、本研究における霊園の定義は以下の

1. 公園風であること
2. 共同墓地であること
3. 共葬墓地であること

の三つとする。

確実に墓地を意味する言葉として「霊園」の使用が初めて確認できるのは、1933年の井下の論文からである。墓地の名称に用いられたのは、八柱霊園開設を機に、都立霊園の名称を「〇〇霊園」に改めた1935年のことである。

その34年後である、1969年に辞書(広辞苑)に採録された。辞書に採録されたということは、ある程度、公に広まったとも言える。

第3章 都立霊園の歴史

都立霊園は東京都の公営墓地である。

日本に現在の公営墓地に相当するものができたのは明治に入ってからであり、その最初が、現在の都立霊園のうちの区部霊園である。本研究の目的は都立霊園全体がどのような変遷をたどり、現在どのようなことが問題になっているのかを明らかにすることだが、霊園の起源は、明治初頭の公営墓地の発生である。そのため本研究では、霊園誕生前の明治初期の公営墓地発生時から述べることにする。

それにあたり、霊園の歴史を前後期に分けた。具体的な時期としては、前期を明治(1868年)から終戦の年(1945年)まで、後期を戦後(1946年)から現在(2018年)までとした。戦前戦後を境に分けたのは、戦前と戦後で法律が変わり、1948年に墓地、埋葬等に関する法律が施行された[22]ことから、行政的には、ここが一つ霊園を含む墓地の歴史の大きな転換点であったと考えたからである。

3.1 都立霊園の歴史-前期

まずは、1868年から終戦の年までの霊園の歴史について述べる。

日本に公営墓地が誕生した経緯を述べ、その上で霊園が誕生した過程を以下で説明する。

3.1.1 共葬墓地の誕生

日本で公営墓地が誕生した時期であるが、『東京の公園140年』には次のように書いてある。「墓地と行政の関わりは、古くは大化2年(646)の薄葬令や大宝令にみられる喪葬令がある。(略)近くは、江戸時代における寺請制度があり、この制度における宗旨人別帳は一種の戸籍制度として用いられ、そして一般民衆の墓地が寺院内に設けられるようになった(略)明治に入ると寺請制度が廃止され公営共葬墓地が誕生した。」[21, p.375]。このことから、現在の公営墓地に相当する墓地が誕生したのは、明治以降であると考えられる。また、当時は公営墓地ではなく、共葬墓地と呼ばれることの方が多かった。戦前の都立霊園について書かれた文献には、「公営墓地」ではなく「共葬墓地」とある(例:[83, p.47][84, p.7-8]など)。

明治以前には、公営墓地にあたるものはなかったが、上記引用部にある「江戸時代における寺請制度」[21, p.375]により、江戸時代の人々はどこかの寺の檀家であったため、亡くなる人が出れば、檀那寺が管理する墓地に葬っていた。

この寺請制度とは、どのような制度であるのか。圭室は『江戸幕府と宗教統制』の中で「寺請制度とはキリシタンを禁制した幕藩体制が、かくれキリシタンを摘発するために設

けたもので人間すべて檀那寺を定めさせ、檀那寺にその人間がキリシタンでないことを証明させる制度である。」[85, p.74]としている。また、『葬式と檀家』で同氏は、「葬式寺の権限が年代がさがるにつれ強化していくこと」の理由としてだが、「寺と檀家のつながりは最初幕府がキリシタン弾圧を行い、信者を改宗させ(略)近在の寺から寺請証文をとって身分保証したことにある。(略)島原の乱前後から、寺請証文の作成がキリシタンのみならず、日本人全員に義務付けられたこと」[86, p.225]としている。

その後、明治になると、『東京の公園140年』に「明治に入ると寺請制度が廃止され公営共葬墓地が誕生した。」[21, p.375]とあるように、明治政府の発足により寺請制度は消滅した。

明治政府が目指した神道国教化政策の一つである神仏分離令をきっかけに、廃仏毀釈運動が起こり、仏教の排斥が行われた。この神道国教化政策は墓地にも影響した。これに関連して明治政府に指定された墓地を「神葬祭墓地」というが、これは、霊園の前身である共葬墓地の前身である。

神葬祭墓地

神葬祭墓地(神葬地、神葬祭地とも呼ばれる)については、『東京市史稿市街編第53』に以下のように記載されている。「十三日○明治五年(西暦一八七二年)。七月 府下士民ノ神葬地ヲ定ム。十一月廿八日○明治五年(西暦一八七二年)更に四箇所ヲ増設ス。(略)十三日○明治五年七月。東京府下ノ神葬地ヲ定ム。青山百人町續足山、及ヒ澁谷羽根澤村ニヶ所。初メ皇華族ノ神葬地トナルモノ。」[87, p.146] その後に指定された場所について書かれている。要約すると、最初の7月に神葬地に指定されたというのが青山百人町続足山と澁谷羽根澤村[87, p.146]であり、11月に追加されたのが、青山元郡山邸跡、雑司ヶ谷元鷹部屋跡、上駒込村元建部邸跡、深川數矢町元三十三間堂跡[87, p.147]の4ヶ所である。

神葬祭墓地に指定された場所の名前が現在とは異なっているので、それぞれ地名の対応を以下で整理する。『東京の公園120年』には、「青山霊園は、政府が明治5年7月に皇族・華族用として設置した青山百人町続足山(現立山地区)と、また同年11月に青山郡山邸跡地を士民一般の墓地として定めた」[19, p.339]と書かれている。また、同文献には「雑司ヶ谷霊園は、明治5年11月、雑司ヶ谷元鷹部屋跡が士民一般の墓地として追加され」[19, p.340]という記述と「染井霊園は、もと上駒込の建部邸跡地及び大貫邸跡地で」[19, p.340]という記述も確認できる。

「現立山地区」は、現在の青山霊園内に立山地区と呼ばれる場所があり[88]、そのことを指している。つまり青山霊園の一部である。

以上のことからわかる、それぞれの墓地と現在の霊園との対応について、表3.1に一覧を示す。

「澁谷羽根澤村」と「深川數矢町元三十三間堂跡」に関して、『東京の公園140年』には、「澁谷羽根澤神葬祭地(大正14年廃止、現 澁谷区立羽沢公園)」また「深川三十三間堂神葬祭地(明治44年廃止、現 雑司ヶ谷霊園に整理改装」[21, p.376]とある。両方とも現在までに廃止された墓地である。以下でその廃止までの経緯についても述べる。その際、「澁谷羽根澤村」は「澁谷羽根澤墓地」、「深川數矢町元三十三間堂跡」は「深川墓地」とそれぞれ表記する。

表 3.1: 神葬祭地名と現在の霊園名との対応

神葬祭地名	現在の霊園名
青山百人町続足山	青山霊園 (立山地区)
青山元郡山邸跡	青山霊園
雑司ヶ谷元鷹部屋跡	雑司ヶ谷霊園
上駒込村元建部邸跡	染井霊園

さて、『東京市史稿市街篇第 53』の引用ヶ所の 4 つ目の文以降に「十三日○明治五年七月。東京府下ノ神葬地ヲ定ム。青山百人町續足山、及ヒ澁谷羽根澤村ニヶ所。初メ皇華族ノ神葬地トナルモノ。」[87, p.146]とある。同じことが、先に引用した『東京の公園 120 年』にも書かれている。つまり、最初は現在の青山霊園立山地区と、渋谷羽根澤墓地は、皇族と華族のための墓地であったが、それがすぐに、『東京の公園 120 年』によれば土民一般のため [19, p.339] の墓地になった。

なぜ、いわゆる特権階級の人々のための墓地が一般人のための墓地になったのであろうか。

最初に皇族、華族用の神葬祭地が設置された経緯は、中嶋によれば、神仏分離令が出た後、中央政府レベルでは百姓、武士身分の者に神葬祭は強制されなかったものの、神職の葬儀は神葬祭で実施することになり、1970 年ごろには神職身分やその他の人も神葬祭を行うようになり、特に神祇官や華族百官が京都から東京に移住してきたため、東京で神葬祭墓地を確保する必要があった [8, p.51] ということである。

そして、その東京都が確保した墓地というのが、『東京市史稿市街篇第 53』で出ている、青山百人町続足山と渋谷羽根澤村のニヶ所の墓地である。この 2 つの墓地がいつ頃、皇族、華族用の墓地として開設されたのか、中嶋は以下のように述べている。

「はっきりした年代は不明だが、「青山百人町続足し山」と「渋谷羽根沢村」に「宮方華族葬地」が建設された。」[8, p.51]。

このことから、詳細な時期が分かる資料は見当たらないことが分かる。しかし、1869 年 3 月 5 日に、「東京府下ニ於テ新ニ神葬地ヲ設ク」として、東京府に対し、百官華族墓地の土地を確保するよう通達が出ている [89, 件名番号 31]。そのため、1869 年 3 月 5 日以降、1872 年 7 月以前に青山百人町続足山と渋谷羽根澤村は皇族、華族用の墓地として指定されたことが推測できる。

中嶋は、その後、「中央政府レベルで、神葬祭を一般民衆に広げようとする営為が見られるのは、むしろ廃藩置県以後である。(略) 東京府内においても神葬地の拡大が進んでいった。まず(略) 青山百人町と渋谷羽根沢村の「宮方華族葬地」が「土民一般」に解放され・・・」[8, p.51-52]と述べ、また「これだけでは不足とみえて、東京府は一一月二八日、青山元郡山邸・雑司ヶ谷元鷹部屋跡・上駒込村元建部邸跡・深川數矢町元三十三間堂跡を神葬地として追加し、・・・」[8, p.52]とある。

なお、この経緯については、中嶋、此経がそれぞれ「東京における「公共墓地」の成立」[8]と、「明治時代の文化政策と宗教政策」[90]において、明治政府の政策意図やそれに対する批判などを細かく分析しながら述べている。

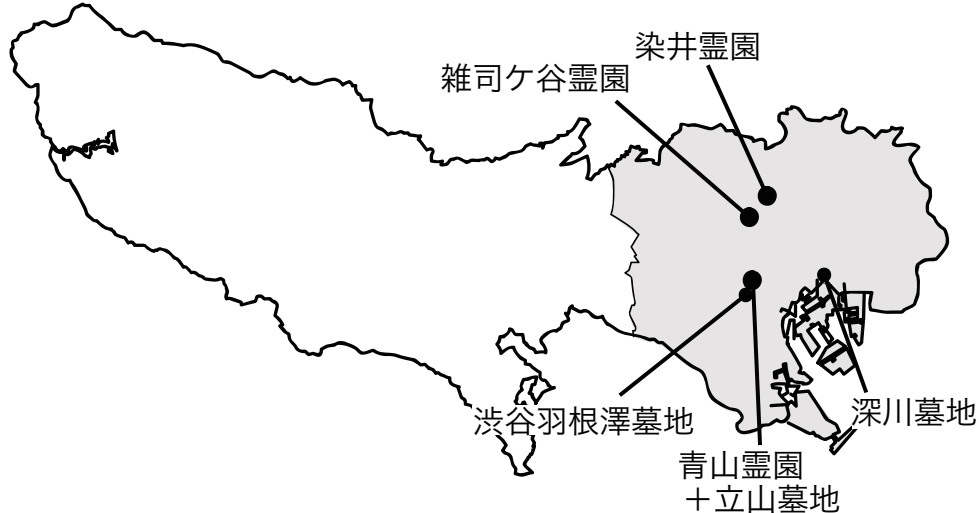


図 3.1: 神葬祭墓地の位置

以上をまとめると、徳川幕府の下では、寺請制度において、仏教に統一されていた日本であったが、明治時代を迎え、神道国教化を目指す明治政府の政策により、神葬祭も可能となった。はじめ、神葬祭を行っていたのは、東京へ移住してきた皇族、華族であり、それらの人々を対象とした墓地を現在の東京都に用意させた。その後、明治政府が政策により少しずつ、神葬祭を拡大させ、それに伴い、当初は皇族、華族用の墓地であったところを、市民一般が利用できるものにし、さらに墓地の数も増やしていった。

このようにして、明治初期に神道の人のための墓地として、現在の青山霊園と、青山霊園内の立山地区、雑司ヶ谷霊園、染井霊園の4ヶ所に、現在は廃止された渋谷羽根澤墓地、深川墓地を合わせた、計6ヶ所の神葬祭墓地が開設された。

この5ヶ所の神葬祭墓地は、図3.1で示した場所にあったと考えられる。現在は廃止された渋谷羽根澤墓地と深川墓地の位置についてだが、渋谷羽根澤墓地に関しては、先に示した『東京の公園140年』の「渋谷羽根沢神葬祭地（大正14年廃止、現渋谷区立羽沢公園）」[21, p.376]の記述から、羽沢公園の場所を調べたが、渋谷区立公園の中に「羽沢」という名称の公園は確認できなかった。しかし、渋谷区ホームページの区立公園の一覧の中に「羽澤緑地」とある[91]。そのため、羽沢公園とは、この「羽澤緑地」ではないかと推測し、その位置を図3.1で示した。深川墓地に関しては、詳しい位置、墓地の広さなどがわからないが、『東京府統計所第一巻』に位置の記載があり「深川区深川数矢町」[83, p.47]とあることから、現在の江東区富岡のあたりにあったと推測し、おおよその位置を示した。

なお、現在も残る区部霊園の名称に関しては、現在の名称で表記した。

灰色で示した部分が現在の東京23区である。いずれの神葬祭墓地も23区内にある。

共葬墓地指定

上記のような経緯で成立した神葬祭墓地だが、これは長くは続かなかった。

『東京の公園110年』には、「明治6年(1873)政府は、首都である東京市街の発展を見越して、朱引内(市の中心部)の埋葬を禁止したが、施策の反省と、市民の不満緩和のため

めもあって、明治7年万政官は墓地取締規則を制定し、既設の6ヶ所の神葬地を含めて、新たに9ヶ所の市民のための共葬墓地を指定した。」[18, p.242]とある。

この9ヶ所の墓地と、現在の名前を以下の表3.2に一覧を示す。表は『東京の公園110年』[18, p.242]を参考に筆者が作成した。

表 3.2: 指定された9ヶ所の共葬墓地

共葬墓地	現在の霊園名
青山百人町続神葬祭地	青山霊園(立山地区)
渋谷羽根沢神葬祭地	廃止
青山神葬祭地	青山霊園
雑司ヶ谷旭出町	雑司ヶ谷霊園
谷中天王寺	谷中霊園
染井神葬祭地	染井霊園
小塚原旧火葬地	廃止
亀戸出村羅漢寺	廃止
深川三十三間堂神葬祭地	廃止

神葬祭墓地6ヶ所に、新たに谷中天王寺(のちの谷中霊園)、小塚原旧火葬地、亀戸出村羅漢寺の3つが加わっている。

『東京市史稿市街篇第53』の上記引用部の記述から、神葬祭地として合計6ヶ所が指定されたのが1872年である。その2年後の1874年に、政府が共葬墓地の指定を行った。

この共葬墓地の指定の背景にある、『東京の公園110年』で言われているところの「施策の反省と、市民の不満緩和」[18, p.242]とは、どのようなことであるのか、1872年から1874年ごろの墓地に関する政策について述べる。

明治初期の法令などが採録されている『太政類典』をあたると、当時、多くの墓地に関する布告が出ている。本研究で、明治初期の法令を探す際、『明治史要』[92]、『法令全書』[93]もああったが、布告の内容についての記述はなかった。先行研究で、中嶋が火葬禁止令など明治初期の布告を『太政類典』を参照し、引用していた。そのため、本研究では、先行研究において参照されていることと、布告内容の全文が載っていることから、『太政類典』をあたった。

そのため、共葬墓地が成立する過程で特に関係のある布告について『太政類典第二編』[94]を参考にして、年代順に一覧を以下の表3.3に示す。布告の番号は、説明のために筆者がつけたものである。なお、同書では布告年を和暦で表記されていたが、表では西暦に改めた。

『東京の公園110年』でいう朱印内の埋葬禁止というのは、表3.3の3の布告である。その半月ほど前に、番号1の火葬を禁じる布告が出ている。『太政類典』には、「火葬ノ儀自今禁止候條此旨布告候事」[94, 件名番号6]とあり、これにより、火葬が行えなくなり、土葬をしなければならなくなった。先行研究などでは「火葬禁止令」などと書かれている。

この布告について、浅香、八木沢は次のように述べている。「・・・幕末期に沸き起こった神道や儒教の思想の繁栄は、維新时期まで跡を引く。明治新政府は神道派の主張で、一時、一般の火葬を禁じてしまう。明治六(一八七三)年七月一八日の太政官布告がそれで

表 3.3: 墓地に関する布告一覧

番号	年月日	布告内容
1	1873/7/18	火葬を禁じる
2	1873/7/28	東京府下寺院境内地を墓地に定める
3	1873/8/6	朱印地内の埋葬を禁じる
4	1873/ 10/23	各地方墓地新設を禁じ永久確定の地を調査させる
5	1874/1/29	自葬を禁じる
6	1874/6/22	東京府下新設墓地規則施行
7	1875/5/23	火葬禁止を解除する

ある。」 [95, p.58]。

また、同じく火葬禁止について、中嶋は「神葬祭地が拡大され、神葬祭が一般化する条件が整備された明治五年（一八七二）一六年になると、火葬禁止論が政府の内外で議論されるようになった。」 [8, p.52] としている。

此経は、「神葬祭墓地がこのような状況にありながら、政府は一八七三年（明治六）、神葬祭が一般に浸透した頃合いを見計らったように、まず七月十八日に「火葬禁止令」、八月八日に「朱印内（都心部）への埋葬禁止令」が布告された。布告に理由がつけられていなかったことからして、火葬を長年続けてきた仏教に対する神道勢力の攻撃とも取れるが、神道勢力と仏教勢力の間ばかりでなく、新聞ジャーナリズムまで巻き込んで、土葬か火葬かの争いが始まった。」 [90, p.49] としている。此経の言う「このような状況」とは、明治初期に神葬祭墓地に指定された都立霊園の園内で、神葬祭地であったことを示す場所を探すことは難しく、政府が確保した神葬祭専用の墓地であるにも関わらず、不統合な墓地であったという状況 [90, p.48] を指している。

さらに、『荒川区史(上)』においては、火葬禁止令に対し「これは明治新政府の神道国教政策=仏教排撃の一貫と言うべきものであって、極めてイデオロギー的色彩の濃い禁令であった。古来火葬は仏教寺院によって行われてきたことから、平田国学の流れをくむ政府の神祇官僚たちの目のかたきにされ、そのとぼっちりを食った形で、府下の火葬場もことごとく廃止の憂き目を見たのである。」 [96, p.1084-1085] とされている。

当初は神道国教化の流れがあったとはいえ、国民全てに神葬祭を強制するのではなく、皇族や華族など一部の国民とそのほか神葬祭を望む人々のみ神葬祭を行っていた。しかし、1872年以後に、神葬祭地が増えたことや、神道国教化を望む勢力の影響が重なり、多くの国民にも神葬祭を強制するような布告が出たことが伺える。

一方で、先にあげた「火葬ノ儀自今禁止候條此旨布告候事」（火葬禁止令）には、神道国教化のためであるとか、全ての国民に神葬祭を行わせたいといったことは書いておらず、司法省伺として「・・・炎暑ニ向ヒ候折柄旁人身健康ノ妨ケモ如何ニ・・・」 [94, 件名番号6] や警保寮伺司法省宛として「・・・煙氣四方ニ蔓延シ悪臭不潔ノ甚シキニ堪ヘス極テ人身ノ健康ヲ害スル者ニ有之候間・・・」 [94, 件名番号6] など、健康や衛生についての懸念が書かれている。

これについては、中嶋も「火葬の煙・悪臭が人間の健康に害があるとして、(略)火葬場を都市よりとおざけることを主張したものであり、特別に火葬禁止を訴えたものではな

かった。そもそもが、公衆衛生上の配慮を示しているに過ぎないといえよう」[8, p.53-54]として、浅香、八木沢や此経とは異なり、すぐに、神道国教化政策などとの直接的な結びつきや、それを視野にいれた布告であったという主張はしていない。しかし、火葬禁止令が出るまでの過程として、「司法省は、火葬の悪臭に対する公衆衛生上の配慮を(略)示しているのである。しかし、その論理からではなく、太政官側のイニシアチブで禁止されたのである。(略)神道国教化政策における天皇制国家秩序維持を目的とした伝統的秩序原理の擁護という(略)イデオロギーをもとに火葬が禁止されたのである。」[8, p.54-55]としている。

火葬禁止令ののち、出されているのは表3.3の番号2の東京府寺院境内地を墓地に定めるといふ布告である。この布告に関して中嶋は、「火葬禁止の布告が出され、墓地の確保が必要となったが、前述したように、東京府は府内寺院境内地全てを墓地とする構想を持っていた。」[8, p.55]としている。

火葬禁止令が出たことで問題となったことの一つに、埋葬場所の確保がある。火葬と土葬とでは圧倒的に土葬の方が、一人当たりの埋葬場所を多く確保しなければならない。そのため、当時の東京府は、寺院境内を墓地とすることで、埋葬地の不足を解消しようとしていた。中嶋が言っている東京府の構想とは、このようなことである。

火葬禁止令の次に出た墓地関係の布告が表3.3の番号2である。この布告に対して、大蔵省が異議を唱えた[97, p.86]と、牧原は述べている。牧原は「「広大之地面ヲ占居」している東京の寺社では、「奸僧共」が地租のかからぬ境内を門前地と称して賃貸し「莫大之地代」をむさぼっている、そこで政府は旧藩主の版籍奉還に準じて、祭事法要に必要な最小限の境内地をのぞいた社寺地の上知(返上)を命じたはずだ、と大蔵省は憤慨する。」[97, p.86]としている。また、「大蔵省は広大な墓地が都市計画の邪魔になると主張した。(略)さらに、人口稠密な東京では「腐敗之悪気」がもれて「人身之健康」を害する恐れがある、との理由づけもあった。火葬の煙も有害だが、土葬の「悪気」もこまる。といのだ。それゆえ郊外に巨大な墓地をつくり、朱印内は埋葬を禁ずべきだ」[97, p.87]という大蔵省の主張も加えて述べている。牧原は「大蔵省は火葬禁止自体には反対しなかったものの、あくまで行政執行者の立場から、首都東京に広大な墓地の存続をゆるし、国民の健康を害するような施策は認められないと主張したのである。」[97, p.87]としている。

火葬禁止令に対しては、大蔵省から以外からも不満、批判も出ている。例えば、浅香、八木沢は「・・・千住南組、砂村新田の火葬寺と、今里村芝増上寺火葬所預り人は、『火葬便益論』なる文書で火葬の長所を論じ、これを添え、早くも開業の再開を願い出ている。東京でも(略)埋葬地の余地が少なく、混乱を招くことになる。火葬を主としてきた寺院の墓地は(略)埋葬地を探すのに難渋した。遠国よりの在留者の死体は、引取りまでに日時を要し、悪臭すら放つことになったであろう。この火葬禁止が、政治イデオロギーによる葬法への介入であり、都市生活上の配慮を欠いた政策であったことは明らかであろう。」[95, p.119]としている。

表中の番号2の布告に続いて出た墓地関係の布告が、表3.3の3の布告である。内容としては朱印内、つまり東京の中心部での埋葬を禁じるという布告である。

先にも述べたが、浅香と八木沢によれば、火葬禁止令が出されたことで、東京では埋葬場所が少なく混乱があった[95, p.119]。火葬が禁止され、火葬以上に場所を使う土葬しかできなくなった上に、東京の中心部では埋葬を禁じる布告がでたことで、東京の中心部で

は特に埋葬場所の不足に陥っていったと考える。ただし、新聞のデータベースで、最も古い新聞(1874年)まで検索可能なヨミダス歴史館で、1874年から火葬禁止令が解除される1875年の間に、埋葬場所の不足についての記事が出ていないかどうか「火葬+禁止」「埋葬」「火葬+土葬」のキーワードで検索をかけたが、埋葬場所の不足について書かれている記事は見つからなかった。浅香と八木沢、そして次にあげる中嶋の先行研究における記述と、布告の内容から、埋葬場所の不足が起きていたのではないかと推測する。しかし、不足の程度は不明である。

この事態に対して、政府関係者の中にも墓地が足りなくなることへの危機感を持っていた人もいたようである。例えば、中嶋は「火葬よりは土葬のほうがはるかに多くの墓地を必要とする。教部省では確保した神葬地で十分であるという認識をしめしているが、大都市の地方官は、寺院境内地もしくは火葬場などの転用が必要と認識していた。」[8, p.55]としている。

朱印地内の埋葬を禁じたあとに出た布告が、表3.3の番号4である。この布告をきっかけで、大蔵省が墓地政策の主導権を握った[8, p.56]と中嶋は述べている。そして、この布告は中嶋の見解を踏まえると、表3.3の3の布告と組みになる布告と考えることができる。中嶋によれば、表3.3の2の布告に対して「大蔵省は、上地を行なって町地に戻して有税地に替えようとしていた寺院境内地を転用して、(略)無税地である墓地を拡大することに反対の意を表した」[8, p.55]としている。また、「大蔵省は、将来に都市改造を見越して、墓地の配置構想を述べている」[8, p.55-56]として、表3.3の番号3で示した布告を引用しつつ、大蔵省は東京府郊外に3ヶ所の巨大墓地を定め、寺院境内の墓地の埋葬は禁じることを提起した[8, p.55-56]としている。

このような経緯で、東京都心での埋葬を禁じる表3.3の3の布告と、勝手に墓地を新設することを禁じて、墓地を新たに定めるにあたっては大蔵省に伺いを立てなければならないとする表3.3の4の布告の二つが発せられたのである。

また、この大蔵省が朱印地内の埋葬を禁じる布告の中で提起している、郊外3ヶ所に定める巨大墓地というのが、大正後期以降に順次開設される多磨霊園、八柱霊園、小平霊園の計画の初期構想であると考えられる。これについては、後ほど述べる。

墓地や葬儀に関する布告が出て、さらに表3.3の5の布告がでて、神官や僧侶でなければ、葬儀を行えなくなった。

しかし、表3.3の6の布告が発せられた頃から、少し事態が変わってゆく。この布告のいう新設墓地規則というのは、1874年に出た「墓地取扱規則」のことを指しており、先に述べた『東京の公園110年』で書かれていた共葬墓地を指定した規則のことである。この墓地取扱規則についてまとめられている『墓地取扱規則』において、「東京府下朱印内従前ノ墓地ニ於テ自今埋葬ヲ禁左ノ九箇所ヲ以テ墓地ト定メ埋葬セシムヘキ事」[98, 5丁表]として、表3.2に示した9ヶ所が共葬墓地として指定されている。9ヶ所の内、渋谷羽根澤墓地と小塚原旧火葬地に関しては「未定」と書かれており[98, 5丁裏-6丁表]、何について「未定」なのかは不明だが、おそらくはっきりと共葬墓地とするかどうか決まっていなかったということだと考える。そして、『墓地取扱規則』の第二則として「右墓地ノ儀ハ會議所ニ於テ墓所取扱所相設ケ管轄セシムル事」[98, 6丁表]とある。右墓地というのは共葬墓地9ヶ所のことである。

このようにして、火葬禁止令下で混乱もあったものの、墓地取扱規則により、一部が現

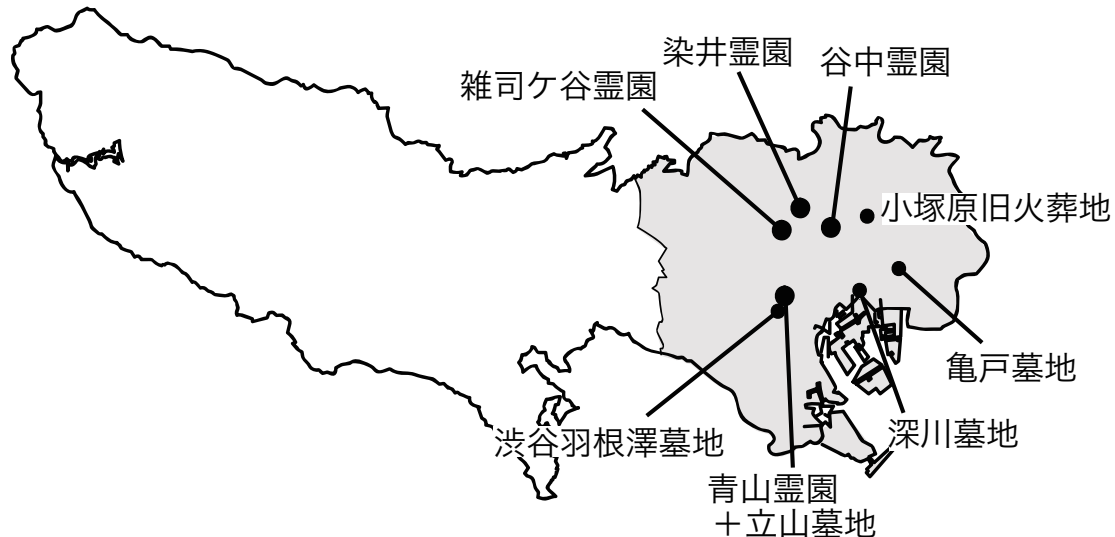


図 3.2: 指定された共葬墓地の位置

在の都立霊園の前身となる共葬墓地9ヶ所が東京府内に指定されたのである。また、以上の火葬禁止から墓地埋葬規則の制定頃までの経緯が『東京の公園110年』の「施策の反省と、市民の不満緩和」[18, p.242]が指していることの詳細であると考えられる。

この共葬墓地9箇所の位置を図3.2にて示す。神葬祭墓地と同様に全ての墓地がそこに集中していることがわかる。

小塚原旧火葬地、亀戸墓地に関しては現在までに廃止されており、正確な場所の特定は困難である。そのため、以下のような調査を行い、かつての墓地の所在地を大まかに特定した。小塚原旧火葬地については、3.1.2において詳しく述べるが、『荒川区史上巻』の記述[96, p.1083-1084]などから、現在の千住あたりにあったと考える。また、亀戸墓地については、『東京府統計所第一巻』に当時の地名で位置が書いており「南葛飾郡大島町」[83, p.47]とある。大島町というのは、現在の江東区で、江東区役所のホームページにおいて、町名がどのように変わっていったかを示す資料が公開されている[99]。それを踏まえると、亀戸墓地の所在地は、現在の江東区大島町のあたりであったことが推測できる。

3.1.2 共葬墓地開設

墓地取扱規則が定められ共葬墓地9ヶ所が指定された後の経緯について『東京の公園140年』では、「これをうけて東京府は墓地の造成から運営に至る事務を東京会議所(現東京商工会議所)に命じ、指定9箇所のうち現在の青山霊園など6箇所の共葬墓地(青山、同立山、雑司ヶ谷、染井、亀戸、谷中)を明治7年9月1日に開設した」[21, p.376]としている。

以上のような経緯をたどり、都立霊園の前身となる共葬墓地は、指定された9箇所のうち、6ヶ所が市民に向けて開設された。開設された6ヶ所の墓地と現在の名前との対応を以下の表3.4に一覧を示す。表は『東京の公園110年』[18, p.242]を参考に筆者が作成した。

表 3.4: 開設された6ヶ所の共葬墓地

共葬墓地	現在の霊園名
青山百人町続神葬祭地	青山霊園(立山地区)
青山神葬祭地	青山霊園
雑司ヶ谷旭出町	雑司ヶ谷霊園
谷中天王寺	谷中霊園
染井神葬祭地	染井霊園
亀戸出村羅漢寺	廃止

ところで、火葬禁止令については、中嶋は会議所内で土葬火葬論争があったことを、いくつか史料をあげた上で「これも、確実な史料とはいえないかもしれないが、現実の墓地運営の主体とされた会議所内部で、墓地政策への反対論が渦巻いていた証左とはいえよう。」[8, p.58]としている。

会議所に限らず、先の項で引用した浅香、八木沢の研究にもあるように、世間でも火葬禁止に対する批判、不満はあった。このようなこともあり、火葬禁止は、布告から2年足らずの1875年5月23日に、解除される[94, 件名番号7]。これが、表3.3の7の布告である。

小塚原旧火葬地と橋場墓地

ここであらためて、共葬墓地に指定された墓地の一つ「小塚原旧火葬地」について述べたい。小塚原旧火葬地は、共葬墓地に指定されたものの、上記の共葬墓地に開設の時には開設されず、2ヶ月後に指定をはずされ廃止される。廃止された小塚原旧火葬地に代わり、共葬墓地に追加指定されるのが橋場墓地である。この「小塚原旧火葬地」と「橋場墓地」を混同している文献があるため、廃止経緯について述べる前に、2ヶ所の関係について整理しておく。

都立霊園の公式ホームページにて都立霊園の簡単な沿革について書かれており、廃止された墓地として「深川、亀戸、羽根沢(渋谷)、橋場」[2]とあるが、その中に「小塚原旧火葬地」や同所を示す文字はない。その代わりに「橋場」がある。橋場墓地と小塚原旧火葬地との関係であるが、村越の『多磨霊園』では、「橋場(小塚原旧火葬地)」[4, p.5]とされており、橋場と小塚原旧火葬地が同一の共葬墓地を指しているように取れる。また、『江戸東京学事典』においても同様に「橋場(小塚原旧火葬地)」[100, p.591]という記述が見られる。

しかし、例えば『東京の公園』のシリーズなど、他の文献を見ると、橋場墓地の記載はなく、小塚原旧火葬地しか載っていない、もしくは都立霊園公式ホームページのようなその逆の記載もあり、どちらかが共葬墓地として記載されていないものがあつた。どちらか一方の墓地の記載しかない文献を表3.5で一覧に示す。

(表中の参考文献: [18, p.242][19, p.333][20, p.391][21, p.376][26, p.1][27, p.3][101, p.32][102, p.26][103, p.101][104, p.90])

それぞれの場所の特定も試みたが、小塚原旧火葬地に関しては資料が極めて少なく、また橋場墓地に関しても、『東京府統計所第一巻』[83, p.47]において位置が記載されている

表 3.5: 小塚原旧火葬地か橋場墓地を記載している文献一覧

小塚原旧火葬地のみ	橋場墓地のみ
『東京の公園 110 年』	『都立霊園・葬儀所の概要』(1994,1999)
『東京の公園 120 年』	『事業概要昭和 37 年度版』
『東京の公園 130 年』	『事業概要昭和 38 年度版』
『東京の公園 140 年』	『事業概要昭和 42 年度版』
	『事業概要昭和 43 年度版』

が、当時と地名が変わってしまっているため、確実に同一墓地を指している、あるいは別の墓地を指していることを裏付けることができなかった。そのため、この橋場と小塚原旧火葬地の関係について調査を行った。

調査の結果、最初に示した通り、橋場墓地と小塚原旧火葬地は異なる墓地であることがわかった。まず、『東京市史稿市街編第 56』では、「十四日○明治七年(西暦一八七四年)十一月。府下共葬墓地ニツキ、舊千住火葬所ノ指定ヲ取消シ、新ニ南品川○都内品川区。海晏寺、橋場○都内台東区。ノ總泉寺ヲ指定ス。○番外布令。」[105, p.945]と書かれている。この廃止された「舊千住火葬所」であるが、『荒川区史上巻』に「小塚原火葬場(千住火葬場)」[96, p.1084]という記述が確認できる。「舊千住火葬所」は「千住火葬場」と同じ場所を指していると推測できるため、『東京市史稿市街編第 56』の「舊千住火葬所」は小塚原旧火葬地あるいは火葬場のことだと考えられる。以上のことから、橋場と小塚原旧火葬地は別の墓地を指しており、小塚原旧火葬地が廃止されたのちに、南品川と同様に共葬墓地に追加指定されたのが橋場であると考えられる。

2ヶ所を混同する文献が出てしまった理由としては、小塚原旧火葬地の史料が少なかったことや、2ヶ所が極めて近い場所にあったことが考えられる。「墓地取扱規則」が出たのが『東京の公園 120 年』によれば「明治 7 年 6 月」[19, p.333]とあるから、小塚原旧火葬地が共葬墓地に指定されたのが 1874 年 6 月、そして小塚原旧火葬地が廃止されて、橋場墓地が代わりに共葬墓地指定を受けたのが同年 11 月のことである。このように半年という短期間で指定が変わっているのである。そして、2つの墓地の所在地であるが、史料から推測するに、小塚原旧火葬地に関しては、別名千住火葬場などと言われていることから、現在の千住あたりにあったことが分かる。そして橋場墓地に関しては、先にあげた統計所を書いてある地名から、かつての「浅草区橋場町」と「北豊島郡南千住町」[83, p.47]にあったことが分かる。このことから、どちらも現在の千住のあたりに存在した墓地であったため混同した可能性がある。さらに、文献により名称も不統一であることも、別名ではないかと誤解された要因の一つであるとも考えられる。

表 3.5 で示した違いが出たのは、共葬墓地に指定された墓地を記載するか、共葬墓地の中で開設した墓地を記載するか、どちらを選んだかという違いであると考えられる。『東京の公園 110 年』『東京の公園 120 年』『東京の公園 130 年』『東京の公園 140 年』は、共葬墓地に指定された墓地を記載している [18, p.242][19, p.333][20, p.391][21, p.376]。一方で、『事業概要昭和 37 年版』『事業概要昭和 38 年版』『事業概要昭和 42 年版』『事業概要昭和 43 年版』の場合は、公共の墓地として発足した墓地を記載している [101, p.32][102, p.26][103, p.101][104, p.90]。つまり、共葬墓地の指定を受けたが、開設されなかった墓地を共葬墓地に入れない方針の文献は、開設しなかった小塚原旧火葬地は記載せず、橋場墓地のみ記

載しているのである。

『都立霊園・葬儀所の概要』の中で橋場墓地が出てくるのは廃止された明治から大正にかけて廃止された墓地を述べている部分のみであるため [26, p.1][27, p.3]、橋場墓地と小塚原旧火葬地を同一墓地としているのかどうかはこの記述だけではわからない。

以上のことから、表3.5の文献のうち、少なくとも、『都立霊園・葬儀所の概要』をのぞく8つの文献は2つの墓地を混同してはいない。

3.1.3 区部霊園の開設年

ここまで、都立霊園の前身である、共葬墓地が開設するまでの歴史を述べてきた。都立霊園と言っても、その経緯を遡れば、その一部は、始め神葬祭墓地として指定を受け、数年後に共葬墓地の指定を受けており、そこには神道国教化政策や火葬禁止令なども絡んでいるなど、複雑な歴史を辿っていることがわかった。

そこで1つ、区部霊園に限定される問題ではあるが、「都立霊園」としての開設年はいつなのかという事である。区部霊園以外の霊園については、初めから都営の墓地として開設されたこともあり、区部霊園ほど経緯が複雑でないため、開設年はどの文献においても同じだが、区部霊園に関しては、文献により開設年が違うという問題が起きているのである。

先に3.1.3において、現在の都立霊園とその開設年を表にて示したが、ここで示した開設年は、都立霊園の公式ホームページにおいて示されている開設年を引用している。東京都が刊行している文献やそのほか東京都が出している資料に書かれている都立霊園の開設年は、公式ホームページの開設年と同じだが、一方で、東京都刊行ではない文献には先に示したように公的資料などに記載されている開設年とは異なる開設年を挙げているものがある。それを以下の表3.6で都立霊園公式ホームページにおける開設年と比較する。

公式HP 開設年月日は、都立霊園公式ホームページ [2] を、東京府統計書開設年月は『東京府統計書 明治44年 第1巻』 [83, p.47] を、東京便覧開設年月日は『東京便覧』 [84, p.7-8] をそれぞれ参考にした。『東京府統計書』と『東京便覧』で開設年は和暦で表記されているが、表中では西暦に統一した。

多磨、八柱、小平、八王子霊園に関してだが、『東京府統計書』と『東京便覧』が刊行された年にはまだ開設されていないので、それぞれの開設年の記載はない。

上記3つを開設年だけで比較しても、青山、染井、雑司ヶ谷霊園は、公式HPでは1874年開設であるのに対して、『東京府統計書』と『東京便覧』は、1872年開設となっている。また、開設月をみると、『東京府統計書』と『東京便覧』で、立山、亀戸墓地の開設月が、それぞれ11月と7月、9月と7月と異なっている。

なぜ、文献によってこのような違いがあるのか、考えられる理由として、一つは、明治政府から神葬祭墓地の指定された年(1872年)を開設年とするか、共葬墓地指定を受けて開設した年(1874年)を開設年とするか、どちらを選んだかということの違いが出ているのではないかということがある。

もう一つは、明治政府が主体となって墓地の指定、開設を行った年を開設年としたか、それとも共葬墓地の指定を受けたのち東京府が東京会議所に運営などの事務を任せられた年を、現在の東京都に管理委託された年と解釈しそれを開設年としたかどうかということ

表 3.6: 都立霊園開設年

霊園名称	公式 HP 開設年月日	東京府統計書開設年月	東京便覧開設年月
青山霊園	1874/9/1	1872/11	1972/11
谷中霊園	1874/9/1	1874/9	1874/9
染井霊園	1874/9/1	1872/11	1872/11
雑司ヶ谷霊園	1874/9/1	1872/11	1872/11
多磨霊園	1923/4/1		
八柱霊園	1935/7/1		
小平霊園	1948/5/1		
八王子霊園	1971/4/1		
立山墓地		1872/11	1872/7
深川墓地		1872/11	1872/11
亀戸墓地		1874/9	1874/9
橋場墓地		1874/9	1874/9
小塚原旧火葬地			
渋谷羽根澤墓地		1872/7	1872/7
南品川墓地			

ある。『東京の公園 140 年』には、「これを受けて東京府は墓地の造成から運営に至る事務を東京会議所(現 東京商工会議所)に命じ、・・・」[21, p.376] とある。「これを受けて」というのは共葬墓地指定を受けてということである [21, p.376]。東京府が東京会議所に事務関係を命じたのは『東京の公園 110 年』によれば、「明治 7 年 7 月」[18, p.242] の事である。

以前はどこが管理していたかということ、此経は「公営墓地の誕生時に制定された「墓地取締規則」によって、公営墓地の管理が神官から「会議所」(略)に、2 年後には東京府の区務所(現在の区役所)に移管された。」[90, p.50] としている。ここでいう神官というのはおそらく、現在の神社の神主という意味ではない。此経は同論文で、維新政府は倒幕直後に神道国教化のため古代の神祇官再興を目指し、1868 年に神祇事務局を設置し(略)神祇官再興を太政官によって布告した。」[90, p.44]¹としている。この話の流れで、管理が神官から会議所に移管されたと言っているため、神官が管理していたとは言っても、墓地の指定自体は、明治政府が行っていたことも踏まえると、政府系機関が管理していたという方が、事実に近いのではないかと考える。

上記のことを考えると、共葬墓地指定を受け、東京会議所が東京府から事務関係を委任される以前は、現在の「都営」ではなく、「国営」であったと推察される。仮に、東京都が事務関係を東京会議所に命じる以前が国営、それ以後が都営とすれば、1872 年から 1874 年 6 月までが国営状態、1874 年 7 月からは、都営の状態であったと言える。ただし、『東京の公園 140 年』において「しかし、明治 9 年 5 月墓地造成と経営事務は、会議所から東京府に引き継がれ、墓地の管理は、所在地の区務所(現在 区役所)で扱うことになった。その後、明治 22 年市町村制の施行とともに東京市に移され、昭和 18 年(1943)の都制施

¹論文中では「祇」の文字の偏は「ネ」である。

行とともに東京都に移され現在に至っている。」[21, p.380]とされており、1874年の時点では、まだまだ現在の都立霊園の体制とは違っていたことが分かる。だが、東京会議所に東京府が委託管理をさせていたと考えれば、やはり当時も都営状態であるので、1874年7月を境に、管理者が変わったということが言えるだろう。

開設年が1872年と1874年に分かれている理由は、神葬祭墓地の指定をされた年(墓地としての指定を受けた年)を開設年とするか、神葬祭墓地の指定を受けていても、現在の都営の状態とは異なると解釈し、管轄機関などが現在の状態により近くなった1874年を開設年にするか、どちらを採用したかという違いであると考えられる。

以上のことから、「都立」霊園の開設年ということなら、正確に言えば1874年である。

次に、開設月について見てみる。『東京府統計書』では、青山、染井、雑司ヶ谷、立山墓地は1872年11月となっているのに対し、公式ホームページでは、青山、染井、雑司ヶ谷は1874年9月となっている。立山墓地については先に述べたように、青山霊園の一部であるため公式ホームページではまとめて表記されていると考える。これについては、市民一般のための神葬祭墓地の指定を受けた年月と『東京府統計書』の開設年月が一致するので、神葬祭墓地指定年月日と、共葬墓地開設年のどちらを開設年とするかという違いによるものである。

一方、『東京便覧』において、立山墓地は1872年7月が開設年となっている。これは、3.1.1の最初に述べたように、現在の青山霊園立山地区と渋谷羽根澤墓地は1872年7月に、他の神葬祭墓地よりも早く神葬祭墓地指定を受けている。そのため、『東京便覧』では、市民一般の神葬祭墓地の指定を受けた11月ではなく、最初に神葬祭墓地の指定を受けた7月を開設年としていると考えられる。

開設月についても、どこを始まりとするかで文献によってその見解が別れている。

橋場墓地についてだが、『東京府統計書』『東京便覧』のいずれも、開設年は1874年9月となっており、この二つを比較する限りでは矛盾はないが、3.1.1と3.1.2で述べたように、はじめに墓地指定を受けたのは小塚原旧火葬地であり、橋場墓地が開設したのは1874年11月である。そして、小塚原旧火葬地は、墓地の指定は受けたものの、9月には開設していない。この2つの文献もまた、小塚原旧火葬地と橋場墓地を混同している例の一つである。

深川墓地は『東京府統計書』『東京便覧』のいずれも1874年11月開設となっている。深川墓地は共葬墓地に指定されたものの、1874年9月に開設されなかった墓地の一つである。今日までに廃止された墓地であるが、いつ開設されたのか、結局開設されなかったのかどうかということは他の史料では見当たらなかった。しかし、上記文献に1874年11月開設となっているので、深川墓地はこの時期に開設されたことが分かる。

以上のことから、神葬祭墓地であろうと共葬墓地であろうと、墓地の指定を受けた時を、都立霊園の開設年とするか、それとも宗教不問の現在の都立霊園に近い状態になった共葬墓地の指定を受け、開設した時を開設年とするかで文献により、開設年が別れていることがわかった。

本研究において、区部霊園の都立霊園としての開設年をいつとするかということであるが、神葬祭墓地はあくまで神道のための墓地という、現在の都立霊園とは異なる方針の墓地であったと解釈し、より今日の方針に近い状態となった、共葬墓地としての開設年である1874年9月1日を採用する。

3.1.4 小塚原旧火葬地の廃止

共葬墓地に指定された9ヶ所のうち6ヶ所が開設された2ヶ月後に、共葬墓地指定を受けたものの開設されなかった「小塚原旧火葬地」は早速に廃止されている。これは先に小塚原旧火葬地と橋場墓地の違いで引用した『東京市史稿市街編第56』[105, p.945]の記述による。そして、小塚原旧火葬地の代わりに、橋場墓地と南品川墓地が新たに共葬墓地の指定を受けることになる。「南品川墓地」に関しては正式名が不詳なので、筆者が地名をとり、仮につけた名称である。

まずは小塚原旧火葬地について、なぜ、短期間のうちに共葬墓地の指定箇所が変わっているのか、『太政類典第二編』には11月7日付けで次のように書いてある。「橋場総泉寺上地ヲ千住宿新設墓地ニ換へ又品川海晏寺ニ墓地ヲ定ム」という布告が出ている。小塚原旧火葬地の廃止理由としては内務省届で、「・・・千住宿南組舊火葬地ノ儀ハ坪數モ僅少殊ニ二十四ヶ寺院他建家等モ有之夫々為引佛候ニハ多分ノ入費相掛り候而巳ナラズ尚苦情申立候趣ニ付今般同大區三小區橋場町総泉寺上地ヲ以神葬墓地ニ相定舊火葬場ノ儀ハ取消相成・・・」[94, 件名番号24]。引用部後半に「神葬墓地ニ相定舊火葬場」とある。小塚原旧火葬地は開設はされていないが、共葬墓地に指定されているので、神葬墓地というのは共葬墓地の間違いであると考ええる。

『太政類典』以外の資料だと、以下のようなことが書かれている。中嶋は「東京府は小塚原火葬地は墓地として不適として、浅草橋場総泉寺境内を代替地として使用することと、東京府下南部地域に墓地が少ないことを配慮して品川鮫州海晏寺境内を墓地として使用することを出願している」[8, p.61]としている。

1874年11月16日の読売新聞には、小塚原旧火葬地の指定取消の記事が出ており「番外 市在各區々長戸長 先般千住舊火葬地共葬墓地ニ被 仰出候處場所狹隘ニ付取消ニ相成候間此段相達候事 明治七年十一月十四日 東京府知事大久保一翁 ○是は日外のおふれに千住の火葬場を墓所にきめられました何が分狭ゆゑ今度おやめになりました事であります」[106, p.1]とある。

以上のことから、小塚原旧火葬地の共葬墓地指定解除の理由として、場所が狭かったことが一番の要因であると考えられる。これ以外にも『太政類典第二編』の記述から、寺院や家屋が近くにあったことも推測でき、墓地として使用するには都合の悪い環境であったことが考えられる。

小塚原旧火葬地の代わりに指定されたのが橋場墓地である。しかし図3.3で示した通り、二つの墓地は非常に近い。そして橋場墓地もまた、この後廃止される墓地であり、果たして指定変更で問題が解決したのかどうかは不明である。

橋場墓地と共に新たに共葬墓地に加わったもう一つの墓地、南品川の海晏寺であるが、関連資料は、先に引用した『太政類典第二編』[94, 件名番号24]、そして『東京市史稿 市街篇第56』[105, p.945]だけである。先行研究では、上記で引用した中嶋の論文「東京における「公共墓地」の成立」[8, p.61]と、田中の『青山霊園』[3, p.29]において、南品川墓地についての記述がある。しかし、両者の研究にも『太政類典第二編』や『東京市史稿 市街篇第56』以上の情報はない。また、先に引用した読売新聞には、南品川墓地と橋場墓地が共葬墓地として定められたことも書いてある[106, p.1]。

南品川が共葬墓地に追加された理由として、『太政類典第二編』の先に引用した11月7日の布告には、「・・・南方ニ於テハ相應ノ神葬地無之ニ付品川鮫州海晏寺上地相當ノ場



図 3.3: 共葬墓地指定変更後の位置

所ニ付同ノ神葬地ニ相定・・・」[94, 件名番号 24] とある。これは、中嶋が先にあげた論文中で述べていることと同じである。ここでも、まだ「神葬地」と書かれており、共葬墓地とはなっていない。ただ、橋場、南品川の墓地について書かれた読売新聞では「共葬墓地」となっていることや、そもそも上記で述べた共葬墓地になるまでの経緯で、小塚原旧火葬地などは共葬墓地として指定されており、中には神葬祭墓地から共葬墓地に変わったところがある。それなのに、また神葬祭墓地を指定するという事は考えにくいので、これもまた、共葬墓地の間違いではないかと考える。

以上のような経緯で、小塚原旧火葬地は廃止され、代わりに橋場墓地が共葬墓地に指定された。また東京の南に墓地がなかったことから、南品川の海晏寺が追加で共葬墓地に指定された。

共葬墓地が一部変更になった、その後の墓地の配置を図 3.3 に示す。橋場墓地の位置は、3.1.2 で述べたように、『東京府統計書第一巻』から場所を推測した。南品川の位置については、所在地の書いてある資料が見当たらなかったが、海晏寺は今も残っており、その所在地からおおよその場所を推測した。

3.1.5 南品川墓地のその後

新たに共葬墓地に指定された南品川墓地であるが、現在の都立霊園の一覧には入っていないため、その後廃止されたと考える。南品川墓地の廃止時期について、3.1.4 で挙げた関連資料をみた限りでは、それに関する記述はなかった。しかし、いくつかの資料から、廃止時期を絞ることができた。

南品川墓地が共葬墓地指定をうけた 1874 年 11 月以降の資料で、当時の共葬墓地の一覧などが載っている資料をあたった。

先ほどまでに橋場墓地など、当時の墓地の位置を探すために利用した『東京府統計書』は、一部の年を除き、明治 15 年版から昭和 16 年版まであり、ほぼ毎年出ている統計書である。(大正 7, 9 年版の存在は確認できなかった。) そのうち、共葬墓地の項目があるの

は、明治24年版から明治44年版のものである。この時期の統計書を確認したところ、「南品川墓地」あるいはそれを指す可能性がある墓地は載っていない。

『江戸東京学事典』には「明治二二年に決定をみた東京市区改正設計では、共葬墓地として、青山(赤坂区青山八・七万坪)、雑司ヶ谷(北豊島郡高田村、一〇・二万坪)、渋谷(南豊島郡渋谷村、二万坪)、染井(北豊島郡巣鴨町、五・一万坪)、谷中(下谷区谷中、三万坪)、亀戸(南葛飾軍大島村、一・五万坪)の六か所を定めている。」[100, p.591]とある。1889年の時点ですでに南品川墓地に該当する、あるいは該当する可能性のある墓地はない。

『品川町史下巻』に「第十四章 第四節 墓地 一 共有墓地」の項目があるが[107, p.1099-1103]、南品川墓地に関する記述や共葬墓地に関する記述は確認できない。

当時の新聞記事も確認したが、明らかに南品川墓地の廃止を指している記事は見当たらなかった。

しかし、読売新聞1883年7月24日の朝刊に岩倉具視の葬儀の記事が出ており「・・・品川海晏寺へ埋葬になる岩倉全右大臣の御葬儀は神葬祭にて(略)品川海晏寺舊境内の墓地へ着棺の筈なりといふ」[108, p.1]とある。また同新聞1892年3月12日の朝刊には「故安田定則氏の葬儀(略)品川海晏寺の墓地へ葬りたり・・・」[109, p.2]とある。

岩倉具視が埋葬された場所について、大久保は著書『岩倉具視』の中で「国葬、南品川浅間台に葬る。」[110, p.256-257]としている。多田は『岩倉公実記 下巻2』で、岩倉の葬儀について「・・・武蔵国荏原郡南品川浅間臺海晏寺ノ後ニ在リニ著到シ葬祭場ヲ執行ス・・・」[111, p.2062]と述べている。墓所については、「・・・孫具定二十年祭を浅間臺墓所ニ修ス・・・」[111, p.2070]とあることから、大久保の記述と同じく、南品川の浅間台であると考えられる。また、両氏のいう浅間台というのが、読売新聞の「品川海晏寺舊境内の墓地」[108, p.1]であると考えられる。しかし、これらの記述から、岩倉が埋葬された品川海晏寺旧境内、あるいは南品川浅間台が、共葬墓地に指定された「南品川墓地」であったかどうかということは分からない。

以上のことから、南品川墓地は共葬墓地指定された1874年11月以降、1889年以前の間には廃止された可能性が高い。

3.1.6 橋場墓地の売却

南品川墓地がおそらく廃止された時期からそう離れていない1890年、一緒に共葬墓地にしていされた橋場墓地の土地の売却の話が持ち上がる。『東京市区改正委員会議事録』に、「浅草區橋場町橋場墓地ハ將來保存スル必要ナク今般賣却スルニ付該地ニ沿ヒタル官有道路變換之義東京市參事會ヨリ出願ニヨリ調査ヲ遂ケ候處市區改正設計上ニ於テ支障之筋無之ト認メ候ニ付願意聞届可申ト存候間御意見承知致度別紙圓面相添此段及御照會候也 明治二十三年五月十五日・・・」[112, 126 丁表]とある。橋場墓地の廃止や、共葬墓地の指定を外すとは書かれていないが、引用部分から、1890年の時点で、すでに必要なくなるとして土地を売却するということが決まっているように取れる。売却が決定していたら、共葬墓地としては廃止されている可能性がある。

橋場墓地についても、いつ共葬墓地の指定を取り消され、廃止されたのか、正確な時期は不明である。しかし、南品川墓地と同様に、ある程度絞ることはできた。



(1) 無縁塔 (橋場墓地改葬)



(2) 墓碑部分 (橋場墓地改葬)

図 3.4: 多磨霊園の無縁塔 (橋場墓地)

先ほど 3.1.5 において一部引用した『江戸東京学事典』についてだが、ここから、橋場墓地もまた 1889 年の時に市区改正設計において共葬墓地には入っていないことが分かる。

一方、『東京府統計書』では、明治 24 年版から明治 44 年版のすべての共葬墓地の欄で、「橋場共葬墓地」の記載がある。ここで一つ『江戸東京学事典』と『東京府統計書』とで記載内容に矛盾が生じる。

新聞において、共葬墓地としての橋場墓地の記述が確認できた最新の記事は、1915 年 7 月 28 日朝刊の読売新聞である。ここには「・・・現今東京市内に在る共同墓地は青山、谷中、立山、深川の四墓地であって、市外には染井、雑司ヶ谷、龜戸、橋場、渋谷、羽根澤の五墓地があるが・・・」[113, p.5] と書いてある。共同墓地となっているが、書いてある墓地が共葬墓地の指定を受けたところなので、共葬墓地と同じ意味で使用されていると考えて良いと思う。この記事から、1915 年の時点で、橋場墓地が東京都の共葬墓地として残っていることが分かる。そうすると、これもまた『江戸東京学事典』の記述と矛盾することになる。

多磨霊園をフィールドワークした際、霊園内の無縁塔²と呼ばれる墓の中に「為 元橋場墓地 公葬地 改葬」と書かれている墓碑を発見した。図 3.4 がその写真である。これは橋場墓地の遺骨を改葬したということである。村越によれば、この橋場墓地の無縁塔は、1927 年 3 月に建立されたものである [4, p.54]。

無縁塔の埋葬物について、本文では「板場墓地無縁」となっているが、その前に「この霊園内の無縁墓地整理により生じたもの、明治七年に開設された古い市墓地であった龜戸、橋場の両墓地を、整理廃止したとき出た無縁仏をここに移したもの、あるいは青山墓地の無縁仏を(略)改めてここに埋葬したものもある。」[4, p.53] と述べている。無縁塔の埋葬物と建立年などを示した表中で、橋場墓地はなく、代わりに板場墓地とあるため、「板場墓地」は「橋場墓地」の誤植であると考えられる。

なぜ文献によって橋場墓地が共葬墓地に入っているものとそうでないものがあるのか、この記載の違いを説明する史料を今回発見することはできなかった。しかし、1890 年に売却が決定していたとしても、墓地としての機能を停止したということは書いていない。既に橋場墓地を利用していた人たちは、売却まで利用し続けていた可能性がある。そうすると、売却が決定した時に、共葬墓地の指定が解除されたとするか、売却が完了した時に共葬墓地の指定が解除されたとするかとの 2 つの解釈が出てくるのではないかと考える。

²無縁仏を埋葬した大きな墓のこと。

『江戸東京学事典』で言われている市区改正設計で定めている共葬墓地は1889年の時のもので、『東京市区改正委員会議事録』において、売却が決まっているという話が出ているのは1890年である。1年の違いだが、『東京市区改正委員会議事録』でいつ売却が決まったかということは書いていないため、1889年の時点で売却は決まっていた可能性がある。しかし、売却が完了するまでに時間がかかり、1915年の段階でも墓地として現在の東京都内に残っており、そのため統計書や新聞には、橋場墓地の名前がその後も確認できるのではないかと考えられる。

一方、亀戸墓地の廃止が決定された『都市計画東京地方委員会議事録速記録 第11号』(1936～1938年発行)には、共葬墓地の中に橋場墓地の項目はない[114, p.137-138]。だが、上で述べたように、売却が決まったという理由で使用されていても、共葬墓地には入れなかったという可能性もある。

都立霊園の公式ホームページでは「・・・明治から大正にかけての東京市街の急激な発展に伴い、既存の4墓地はほぼ全て使用許可済になり、また深川、亀戸、羽根沢(渋谷)、橋場の4墓地が前後して整理廃止されたため・・・」[2]とある。さらに、1926年に刊行された『東京市政概要』の共葬墓地の一覧の中には、まだ橋場墓地の記載がある[115, p.259]。一方翌年の『東京市政概要』の共葬墓地の一覧からは橋場墓地が消えている[116, p.151]。多磨霊園の無縁塔のことも踏まえると、橋場墓地は大正の終わりか遅くとも昭和のはじめまでには廃止になった可能性が高い。

3.1.7 深川墓地の廃止

小塚原旧火葬地、南品川墓地、橋場墓地が相次いで廃止になったが、明治の終わりにもう一つ共葬墓地の一つが廃止されている。1911年に廃止された深川墓地である。

『東京の公園110年』、『東京の公園120年』、『東京の公園130年』、『東京の公園140年』にはいずれも「深川三十三間堂神葬祭地(明治44年廃止、現雑司ヶ谷霊園に整理改葬)」[18, p.242][19, p.333][20, p.391][21, p.376]とある。1911年が廃止された年である根拠はこれである。

また、上記文献以外にも、『深川区史上巻』には、「三十三間堂跡墓地」という項目があり「尚本区内数矢町舊三十三間堂内には古くから墓地があつたが、維新後堂取拂ひと共にこれを共葬墓地としてが、明治四十三年六月これが移轉に着手し全部雑司ヶ谷共葬墓地畔に移し、その跡地の内二千坪は数矢尋常小學校の敷地とし、残地千五百坪は民間に拂下處分し今はその跡を絶つに至つた。」[117, p.571]³とある。

以上のことから、1910年に深川墓地の移轉が始まり、1911年に廃止となったことが分かる。

明治の始めに小塚原旧火葬地が廃止されたのに続き、明治の終わりには、南品川墓地、橋場墓地、深川墓地の3ヶ所が相次いで廃止となった。これらの墓地がなくなった明治末ごろの墓地の配置を図3.5に示す。

³本文中では「絶」の文字のつくりは「刀」の下に「巴」である。

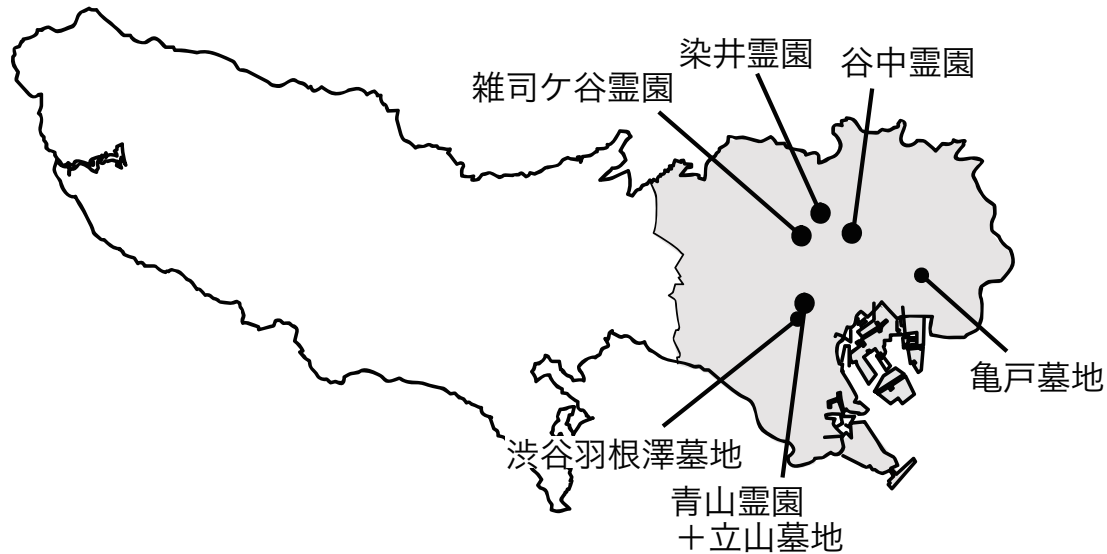


図 3.5: 明治末の墓地の配置

3.1.8 青山墓地移転計画

深川墓地が廃止された1911年は青山墓地にも移転計画が持ち上がった年である。

『東京市会史第三巻』には「青山墓地移転ニ關スル建議 五月三日ノ會議ニ左ノ建議案提出セラレタリ。一、青山墓地移転ニ關スル建議 右提出候也 明治四十四年五月三日」[118, p.745]とある。

その理由であると考えられる発言としては、「實に當時現在ノ青山共葬墓地ハ、朱印外タリシ、然レトモ本市ノ發展ハ、我帝國ノ發展ト消長ヲ共ニスルモノナリ。(略)従前朱印外タリシ青山ハ、朱印内トナリ、五十年前群草雜木繁榮ノ地、今ハ人口稠密ノ街區ト變シ、青山共葬墓地ハ、市街ノ體裁、人衆ノ衛生、靈魂ノ安慰ニ於テ移轉セラレルコトナレリ。本市此際一段ノ英斷ヲ以テ、之ヲ郡部ニ移轉セハ、一ニハ本市市街ノ體裁ヲ改善シ、二ニハ本市ノ經濟ニ幾多ノ便利を與ヘ、三ニハ公衆ノ衛生上大ナル裨益ヲ得ルコト一目瞭然タリ。」[118, p.746-747]よある。そして、提案の理由としては、「青山墓地ハ(略)市街地ヲ占領シ、(略)現在ハ人家稠密ニシテ、純然タル商業地域ナリ。從テ衛生上、經濟上、體面上、其他何レノ方面ヨリ之ヲ見ルモ、都會ノ斯ル中心ニ墓地ヲ介在セシムルコトハ有害無用ノ事ニ屬ス。歐米諸國ニ於テモ繁華ナル都心ニ、生ケル人ト死セル人トヲ雜居セシムルコトハ、都市政策上之レヲ許サズ、多クハ墓地ヲ市外ニ設ケテ保健衛生ノ實ヲ擧ゲツアリ。我カ國ニ於テモ明治七年ノ交、政府既ニ此趣意ヲ宣明シタリ。然ルニ明治四十四年ノ今日、依然トシテ繁華ノ地ニ墓地ヲ置クハ大ニ不可ナリ、只墓地ノ移轉ハ大ニ事業ニシテ、多額ノ費用ト手數トヲ要スルノミナラズ、墓地ノ持主中ニハ、小公園ノ如キ地所ヲ有スル勢力家少カラズ、從ツテ種々ノ障害ヲ覺悟セザルベカラザルモ、中ニハ維新ノ革新ニ翼賛シテ功勞アリシ一家ノ如キ、自ラ進ンデ移轉ヲ主張シツアルモノアリ、故ニ此際參事會ニ委員ヲ設ケ、移轉實行ニ關スル調査を進メンコトヲ希望シテ止マズ。」[118, p.747]とある。

現在の青山霊園の移転を希望する理由としては、

- 朱印外(都市部の外)にあったが、朱印内になってしまったこと

- 市街の体裁が悪いこと
- 衛生面よくないこと
- 経済上よくないこと
- 欧米で都心に墓地を置くことを都市計画上良しとせず、市外に設けていること

が、まず挙げられる。

この案は、このとき全会一致で可決されている [118, p.747]。

しかし、この移転計画は実現することはなかった。『赤坂区史』には「その後、於ても移転問題は幾度か議に上つたが、實現するに至らなかつた。」 [119, p.1250] とある。

なぜ、青山墓地の移転は実現しなかったのか。田中は「・・・この建議は可決されたものの、主に財政的な理由から青山墓地の移転は実行されなかつたのであるが、その後も移転を要求する市民の声はいぜん強かつた。明るく楽しく爽快な気持ちでお墓参りできる墓地、いわゆる「公園墓地」の構想が持ち上がったのは、こうした事情を背景としていた。移転してしまう代わりに墓地のイメージを一新し、市民に愛される墓地にしようというわけである。」 [3, p.41] としている。

また、住谷はこの墓地移転について「特に青山墓地は広い地域と、都心での重要な位置にあることから、これが移転の問題も長い年月、議論研究されていたが、その数万を数える墓地使用人や墓地所有者などから東京都生の上にも莫大な費用が予想され、諒解を取りつけるのに難航した。遂に墓地移転の問題は白紙に戻って、新しく墓地造成に問題を代えることになった。」 [120, p.83] としている。

これ以外の文献で、移転計画が実行されなかつた理由が書いてあるものを探したが、帝国議会会議録(帝国議会会議録検索システムを利用)、『赤坂区史』、『東京市会史』、そして東京の公園のシリーズを参照した限りでは、見当たらなかつた。しかし、この後、多磨霊園や八柱霊園など、新たに東京の郊外に霊園が出来ていくことを考えると、移転先となる土地がなかつたという理由は考えにくいので、田中や住谷の言うように、費用面の問題が最も大きな理由だつたのではないかと考える。

1911年の青山墓地移転案は実現されなかつたものの、この後もいくつか青山墓地の移転が議題に上がるか、あるいは建議されており、最初のものを除くと、確認できただけで以下の3つがある。

- 1919年(大正8年)3月19日 「帝国議会衆議院議事速記録第二十五號」 [121, p.416-417]
- 1932年(昭和7年)7月13日 『東京市会史第八卷』 [122, p.266]
- 1932年(昭和7年)9月29日 『東京市会史第八卷』 [122, p.273]

移転計画の大きな要因は何か

移転の理由として市街の体裁や経済など様々な理由が挙げられていたが、その中でも、「衛生」という部分がかなり大きな理由だつたのではないかと考えている。そして、この

衛生面で悪い印象をもたれる墓地を変えようとしたのが、この後出てくる霊園の役割の一つであったと考える。

3.1.1で述べた火葬禁止令において、土葬しか行えなくなったことで衛生面をはじめとする問題が指摘され、市民からの批判もあり、約2年後に、解除したという経緯があった。つまり、この時、火葬を認めたことで、衛生面を含む問題はそれなりに解消されたと考えられる。しかし、再び市街地の衛生面を理由にした移転計画が持ち上がっているのである。

火葬であっても、衛生上の問題が指摘されていたが、これは遺体を火葬する際に出る「煙」についての指摘で、火葬したあと納骨した遺骨についての衛生に対する指摘ではない。このことから、火葬を解禁してもなお、衛生面での問題があったことが考えられる。

1919年3月19日の「東京市青山墓地移転問題」に関する建議では、以下のように具体的に伝染病の名前を述べている。質問主意書には、青山墓地が市街地にあり、住宅にも近いことをあげ「・・・軒先ニ死體ヲ埋ルノ現象ヲ呈セリ如斯ハ人道問題トシテ講究セサルヲ得ス加之此ノ死體中ニハ恐ルヘキ傳染病則チ肺結核、腸窒扶斯、實布埒埒其ノ他種々ノ傳染病黴菌ヲ有セリ斯ノ如ク危険極マル死體ヲ帝都タル市ノ中心ニ埋葬スルカ如キハ衛生上看過スヘカラザルノミナラス・・・」[121, p.416]としている。

当時は現在のように、火葬率がほぼ100%という状態ではなく、土葬される人もそれなりにいた。

例えば、上記の建議が出た1919年の火葬と土葬の数について、「大日本帝国内務省第三十五回統計報告」に「墳墓地火葬場及埋火葬人数」の1919年の統計が出ており、東京の火葬死体は56,382であるのに対し、土葬死体は30,315である[123, p.356]。およそ火葬が65%、土葬が35%行われていたということである。現在はどうかというと、厚生労働省の「衛生行政報告例」(平成28年度)によると、東京都の場合、火葬は116797、埋葬(土葬のこと)は9である[124]。ほぼ100%の人が火葬されている。

土葬、あるいは火葬によって葬られた遺体を通じて、肺結核や腸チフス、ジフテリアがどのくらいの確率で感染する危険があったのかはこの議事録からは分からない。その一方で、この発言から、当時、墓地に対しては日常生活の空間の近くにあるというだけで、感染症の恐怖や罹患の危険を感じるような印象を抱く人もいたということが分かる。

建議で取り上げられていた病気以外で、明治期に蔓延した伝染病にコレラがあるが、この流行と火葬場の関係について、『荒川区史上巻』で述べられている。そして、コレラの流行もまた墓地への恐怖感を市民の中で増大させた出来事の一つではないかと推測する。

『荒川区史上巻』によれば「明治初年の東京は、(略)上水・下水等の衛生設備の不備からしばしば疫病の大流行に見舞われた。このことが、この章で述べている東京市区改正計画の重要な動機の一つにもなっているのだが、特に明治一〇年代に連続して東京を襲ったコレラの大流行は、市民生活に大きな損害を与えた。有効な治療法も予防法もなく、死亡率も驚くほど高かった。(略)多数の死体が火葬場に運び込まれ、昼夜問わず火葬に付され、それでも追いつかず、野外に臨時の焼き場を設けて焼くこともあった。あまりの死者の多さに、死体が火葬場に野積みされて府会で問題いんされたこともある。(略)コレラの最盛期に暴露された府下火葬場施設の不完全さは、住民の火葬場排撃運動の激化とも相まって、警視庁をして火葬場取締規則の抜本的改正に取り組ませることになった。」[96, p.1086-1087]としている。そして一部の火葬場が廃止されたり、移転したりしたという経緯が『荒川区史上巻』で述べられている。

あくまでも火葬場についての話だが、コレラで亡くなった人の遺体を火葬したのち埋葬した墓地に対しても良い印象を持つ人はいなかっただろう。むしろ、肺結核や腸チフスなどで亡くなった人の遺体が埋葬されていることでさえ危険視していたわけであるから、それらと同様の態度をとる人も少なからずいたと考える。

また、コレラで亡くなった人が全員火葬されていたかどうかということは、『荒川区史上巻』では不明である。1877年9月24日の読売新聞には「此度コレラ病流行ノ兆候有之右病毒ヲ撲滅スル最モ火葬ヲ要シ候條不幸コレラ病ニ感染死去致シ候者ハ可相成火葬ニ致シ候様説論可致爲念此旨相達シ候事 明治十年九月廿二日 大警視川路利良」[125, p.1]という記事が出ている。なるべく火葬にするようにと書かれていることから、コレラで亡くなった人のうち、一部は土葬されていた可能性もある。

青山墓地の移転案が最初に出たのは1911年である。『荒川区史上巻』によれば、コレラが最も流行したのは明治15年と明治19年である[96, p.1087]。その約30年後に移転計画が出ているのである。コレラの流行が記憶にあった人もいたと推察する。

そのため、費用面などから青山墓地の全面移転が現実的に不可能であっても、田中が述べているように、市民から移転を求める声がある後も続いたのではないかと考える。

3.1.9 霊園誕生の経緯

日本で最初の霊園である多磨霊園が開設したのは、青山霊園の最初の移転案が出た12年後の1923年のことである。そしてこの多磨霊園は初めて東京23区外に整備された公営墓地であり、都市計画として造成した霊園である。

1911年に青山霊園の移転計画が出てから12年の間に、どのような経緯を経て日本初の霊園が開設されたのか、その経緯を述べる。

まずは、なぜ新たに墓地を作る必要があったかということについて考えていく。その上で、新設墓地をただの墓地ではなく「霊園」という従来とは異なる形態の墓地にする必要があったのかということをおって述べる。

墓地造成の背景

村越は明治の終わりから大正にかけての東京の様子について「・・・日本のすべての中心である東京の発展はめざましく、その人口は飛躍的に増加して行った。(略)人口が増加すれば、埋葬しなければならぬ死亡者の数も、また増加する。東京市民の中でも他の地域より流入してきた者には、遠い出身地に墓地を求めるよりは、居住地の近くに親族を埋葬しようとするのが、人情の常というものであろう。市民の墓地需要や増加し、市営の墓地は次第にふさがって、明治末年になる頃は、東京市はこの対策を考えねばならなかった。」[4, p.6]としている。さらに「市街地の過密化に伴い市内の人口密集地にある墓地を整理し、移転しようということは、少しでも都市経営に携わる者にとっては、避けることのできない当然の問題となっていた。」[4, p.6]ともしている。

墓地不足については、『都立霊園・葬儀所の概要』においても「・・・明治から大正にかけての東京市街の急激な発展に伴い、既存の4墓地は全て使用許可済になり、また深川、亀戸、羽根沢、橋場の4墓地は整理廃止されたため、新しい墓地を造成する必要にせまら

れることとなった。これを受けて郊外三方面に墓地新設の構想が計画され、その第1号として大正12年(1923年)4月に多磨墓地が開設された。」[27, p.3]とある。

また『赤坂区史』においても、先に引用した現青山霊園の移転が実現しなかった記述の先に「而して東京市の急速なる発展に伴ひ、墓地不足の聲を聴くに至り、且つ都市計畫の必要上、市内に散在する墓地を移轉整理することゝなつたので、共葬墓地擴張事業の一として、大正十年二月には北多摩村及び、小金井村の地に、「多磨墓地」の工を進めた。これは歐州近代墓地設計の公園様式に據るもので、竣成後、青山墓地内にありし諸家の墓のその地に改葬されたものもある。又現に乃木坂より墓地下を通つて青山六丁目明治神宮表参道に通ずる道路設置工事は、着々と進捗を見、それに従ひ青山墓地内の該道路にかゝる地點に至る墓地は、逐次移轉を開始してゐるのである。」[119, p.1250-1251]とある。引用部の「多磨墓地」というのは「多磨墓地」の誤植であると考えられる。

このことから、墓地の新設の背景には、

- 人口増加、都市発展による墓地不足
- 市街地の墓地移転計画

の2つがあったことが分かる。

市街地の墓地移転であるが、青山霊園の移転案もその中に含まれていると考える。ただし、墓地移転はここまで取り上げた都立霊園の前身を含む共葬墓地に限った話ではない。以下の文献から、東京市内のその他の墓地も対象となっていたことがわかる。

『東京市墓地概況』には「多磨墓地 本墓地は帝都の急激なる発展の結果、既設墓地は全く使用し盡くしたることゝ、都市計画により、市内に散在する元寺院境内墓地整理移轉の爲め新設されたもので・・・」[126, p.2]⁴とある。引用部分の「元寺院境内墓地」とは、おそらく3.1.1で表3.3で示した2の布告により墓地と定められた寺院境内地のことである。

『東京の公園100年』には「多磨霊園は、大正の中期頃、寺院墓地も含めて区内墓苑が飽和状態に達し、都市計画上の必要から早晚郊外部へ移転もしくは新設が余儀なくされた結果、東京市において同8年頃から計画されたもので・・・」[17, p.227]とある。

また、『東京の公園110年』には「明治から大正にかけての、東京市街の急激な発展に伴う市内既設墓地の不足や、市内の墓地を郊外へ移転させる必要のため、東京市当局は墓地新設計画に着手し、大正の中頃、東京郊外三方面に墓地新設の構想を得た。このうち西方墓地として、先づ実施に移されたのが多磨墓地で・・・」とある[18, p.244]。

井上は『墓地経営』において、多磨墓地について、「本墓地は帝都の急激な発展に伴ひ、既設墓地青山、谷中、染井等が全く使用し盡されたのと、都市計画に依り市内に散在する小墓地移轉を予想して新設されたものである。」[127, p.66]⁵と述べている。

市内の墓地の移転先としても、新しい墓地が必要であったことが推測できる。

墓地移転が始まった時期、あるいは計画がされた時期であるが、東京市町村自治調査会の研究によると「1903年東京市は市区改正事業を進め、特別の由緒ある墓地を除き、市内に散在する小墓地を東京市外に移転整理する方針を固めた。」[65, p.7]とある。

⁴本文で「既」の偏は「白」の下に「匕」である。

⁵本文で「既」の偏は「白」の下に「匕」である。

1903年4月3日の読売新聞の朝刊には「改葬墓地無代價交付 東京市内に存在する共葬墓地にして特別の由緒あるものを除く外五カ年以内に於て市外に全部改葬の上其土地拂下を出願する者ある時に無代價を以て交付する旨昨日市長より告示せり」[128, p.5]とある。これが、上記の1903年に進められた東京市区改正事業だと考える。

一方、井上は「都市建設の爲め東京市に於ける寺院境内墓地の移動整理は舊幕以來より幾度か行はれて來たが、當時は部局的なものであって、大都市計畫が樹立せられたのは明治二十二年に初めて市内に散在する墓地は、他に移轉せしむるとの方針が確定せられてからである。爾來種々の方法に依つて墓地移轉を奨励せられたが、寺院と墓地の分離し難い事情と、急激なる郊外の發展は移轉先の用地取得を困難ならしめたので、良好なる成績は到底擧げ得なかつたのである。」[127, p.282]としている。さらに、同氏は市内の小墓地の移轉計畫について以下のように述べている。「斯く離檀思想の發展すると共に、一面都市發展上都市計畫が高揚せされ、市内小墓地の移轉問題が生じた。東京市に於ても明治二十六年頃より、市内に散在する小墓地を市外に移轉する方針が定められ、現在其の方針が実行されている。」[127, p.61]。

『江戸東京学事典』においては、「明治二二年に決定をみた東京市区改正設計では、(略)十五区内の墓地、朱印外でも市街地にちかく、一〇〇〇坪未滿の小墓地は、私有墓地など特別の由緒あるものをのぞき、漸次移轉するよう計畫された。」[100, p.591]とあり、東京市内の墓地移轉が計畫されたのは1889年ということになっている。

1903年に計畫されたとする文献と、1889年に計畫されたとする文献が存在している。加えて、井上によれば、1893年頃に、市外へ墓地を移轉する方針が定められたともある。

どちらが移轉が計畫された年かということをはっきりと決定することは難しい。なぜなら、どちらも、他の文献から、移轉が計畫された年ではないかということが推測できるからである。まず、『東京都市計畫並事業索引』には、「東京市区改正設計(明治卅六年三月卅一日 東京市告示第卅六號)道路公園 火葬場及共葬墓地」という記載があり、当時の共葬墓地(青山、渋谷、雑司ヶ谷、染井、谷中、亀戸)の一覧のあと「右ノ外東京市内ニ散在スル墓地ハ特別ノ由緒アルモノノ外漸次他ニ移轉セシムルモノトス」[129, p.50]とある。1903年に移轉計畫が出ているのである。

それでは、1889年に市区改正設計でどのような方針が決定されているかということ、1903年とほぼ同じことが決定されている。東京府告示第37号で「東京市区改正設計ノ内道路河川橋梁鉄道公園魚市場青物市場獸畜市場屠場火葬場墓地ノ部ヲ定ム」とあり、青山、渋谷、雑司ヶ谷、染井、谷中、亀戸墓地の位置と面積の一覧のあと「右の外十五区内朱印地ノ墓地及び朱印外ト雖モ市街ニ接近散在スル千坪未滿ノ小墓地ハ私有墓地其他特別ノ由緒アル墓地ヲ除クノ他漸次他ニ移轉セシムルモノトス」[130, 件名番号15]と書いてある。

以上のことから、1903年、1889年のいずれも東京市内にある墓地の一部を除いた移轉の計畫が出ている。なぜほぼ同じ計畫が2度出ているのか、はっきりしたことは不明だが、井上は1889年以降に様々な方法で墓地の移轉が奨励されたということを先の引用部で述べている。そのため、墓地移轉を計畫しつつも、失敗に終わり、再び何年か経ったのちに計畫を出すということを繰り返していたことが考えられる。

また、このような経緯からも、墓地の移轉先として、郊外に大規模な墓地が必要であったこともうかがえる。

霊園誕生の背景

墓地不足解消や東京市内の発展のため、墓地の移転先として、郊外に墓地が必要となった背景について述べたが、なぜその新しく造成される墓地が「霊園」というこれまでになかった形態の墓地になったのかということをも明らかにしたい。

霊園が作られた背景には、現在の青山霊園の移転計画が持ち上がったことに関係していると考えられる。3.1.8で示したとおり、田中によれば、公園墓地、つまり霊園が誕生した背景には、青山霊園の移転案があり、市民に受け入れられるよう墓地の印象を良くしようとしたということである。このことから、墓地の印象の改善が霊園が作られた理由の一つであると考えられる。

「霊園」の発案者だが、楨村によると、墓地不足がおき、新たに墓地を作らなければならないという時期に、すでに墓地の研究をし、霊園の案を練っていたのが、多磨霊園を設計した井下清であった [5, p.121]。

井下自身は、霊園の設計に携わった経緯とその後の研究について「我國に於て此の種の研究はドクトル本郷高德氏が最も早かつたと思はれるが、現實の事業經營としては大正の初年に林學博士白澤保美先生から、歐米視察の土産として、著者に東京市墓地事業の参考にと(略)一九〇三年の研究發表を贈られたことが動機となって、在來墓地の葬地不足と相俟つて、本郷ドクトルの援助を得て、急速に東京市墓地の將來計畫に没頭することゝなつた。古來家族制度を基本とする我國風と習俗は(略)大いに尊重すると共に、佛、伊、米其他の都市よりも資料を蒐集し(略)研究設計を進めたのであつた。」 [131, p.59-60] と述べている。

また、井下は、当時の墓地と庭園墓地(霊園)について次のように述べている。「……従來の墓地と言へば陰惨にし悽愴、死の都として怖れられ、保安、維持清掃さへも行届かず、輝かしい社會生活の裏に忘れることの出來ぬ尊い先人永眠の地を嫌避し、埋葬と祭祀法要の爲めに足を入れる地は顧ることがない如きことは風教の上から見ても誠に遺憾なことである。従つて在世中偉勲徳行高かつた人々の墳墓と雖、年と共に荒廢し、所謂蘭塔場となつて、幽霊と人魂の出る處として人々が避けんとする傾向の地を全く一轉して、最も莊重にして優雅なる先人追憶の記念すべき聖地として、親しく家族知友手を携へて史蹟靈場に遊ぶが如く風光麗しい淨域に眠る先人の墳墓に詣で楽しい追憶の時を過す地と爲さんとするものが庭園墓地の觀念である。」 [131, p.57-58]。

この記述から、井下⁶が目指した霊園像が見えてくる。また、当時墓地という存在が恐れられていたことも分かる。井下自身も、従来からの暗い墓地の印象を変え、明るい雰囲気のものとするのが庭園墓地の觀念であるとしている。

また、ここで霊園を考える上で重要なものの一つが、井下は庭園墓地を「觀念」であるとしているところであると考えられる。設計など墓地の条件ではなく、霊園とは考え方であるということである。

一方、井下は庭園墓地の特質について「區劃通路廣場と其れに添ふて樹林、芝生花園を配置し、其内に大小各種の葬地、其他の施設を配置し、麗しい施設そのものが構築要素と

⁶大和田勝文は、井下の多磨霊園設計に関して、「公園墓地設計にみる井下清の理念」 [132] 「日本における公園墓地の実現をめぐる井下清の模索—多磨墓地の設計経緯を中心として—」 [133] において、公園墓地設計経緯や井下の公園墓地に対する考え方について述べている。いずれも井下による多磨霊園の設計やそのデザイン、そこに込めた井下の意図についての考察が中心である。

なることであつて、其の葬地利用面積も従来墓地が其敷地の六割餘を使用するのに比し、僅かに三割程度に止め、七割に近いものが其れを修飾装景の爲めに犠牲を拂つて居ることである。」[131, p.58]としている。このことから、全く設計上の条件がないわけではなく、単なる埋葬場所にとどまらず、周辺環境に重きをおいたものが霊園であるということが分かる。

さらに、上記の庭園墓地の特質から、かなり墓地として利用できる面積が少ないことが分かる。墓地不足や墓地の移転先として新規墓地の計画を立てた一方で、このような墓地環境に配慮したために、墓地全体の面積の割に埋葬場所の少ない形態の墓地を新規墓地の様式として東京都は採用しているのである。

このことから、墓地の印象改善が、当時の東京都にとって、先にあげた問題と並び、かなり重要なことだったのではないかと考える。

明治期にすでに4度の共葬墓地の廃止を行なっており、さらには青山霊園の全面移転計画も出している。3.1.8で引用した田中の研究にあるように、青山霊園の移転が実現しなかったのは費用面の問題を含んでいる。特に同じく3.1.8で挙げた『東京市会史第三巻』では、墓地の移転には多額の費用がかかるとしている[118, p.745]。このことから、4度の墓地の廃止に対しても、東京都はそれなりの出費があったと考える。

廃止や移転計画が出た理由は墓地により異なるが、いずれの墓地があった場所も現在では市街化していることや、橋場墓地があった場所は売却されており、深川墓地の跡は小学校になっていることから、市街化した場所から順次都市開発のため移転、廃止をしていたことになる。また、青山霊園の場合は、住宅地が近くまで迫り、衛生上問題があるなどの理由から移転を求める市民の声も多かったことが田中の研究から読み取れる。

当時の東京都は、明治の初めに急いで墓地を指定、整備したが、その後、墓地周辺が市街化したため、郊外へ移転していく方針をとっていた。そのため、郊外に一から計画して作る墓地を、今後の発展次第では再び、移転しなければならない状況になるということは避けたかったのだと考える。

墓地の移転を求められた理由であるが、青山霊園の場合は、3.1.8で述べたように、衛生上の問題が主であった。そして、墓地の衛生面が問題視された背景の一つには、コレラの流行があったと考える。

また、霊園ができる以前の墓地の印象として、例えば井下は、先に引用したように、陰惨で、死の都と恐れられ、埋葬や法要以外には訪れない場所である[131, p.57]としているし、村越は、公園墓地が変えた墓地の印象として「・・・墓地は陰気で不気味なところ、お参りを済ませば、一刻も早くおさらばしたいと思いたくなるようなところだった・・・」[4, p.7]と述べている。さらに、先に挙げた議事録では衛生面の話題が出ている。このような墓地に対する負の印象の中でも、「不衛生」な印象の払拭が重視されたと考える。

加えて、2.1節で述べたように、公的資料による「霊園」の説明からも従来の墓地が不衛生、不健康という印象を持たれていたことが読み取れる。この印象は、3.1.8で挙げたコレラなどの伝染病が記憶に新しい人たちが特に持っていたのではないかと考える。

郊外へ造設した墓地の移転を避けるためには、上のような墓地に対する印象を改善する必要があった。そして、その役割を担っていたのが霊園であった。墓地移転が求められた背景の一つにあった伝染病と墓地というイメージを切り離すために、墓地内環境にも配慮した「霊園」という新しい墓地が、新規造成墓地の形式として採用されたと考える。

3.1.10 三霊園計画

以上のような経緯で多磨霊園が計画されたが、多磨霊園開設までの経緯の前に、まず多磨霊園を含む戦前の霊園計画について述べておきたい。

3.1.9においても引用したが、『都立霊園・葬儀所の概要』に「郊外三方面に墓地新設の構想が計画され・・・」[27, p.3]とある。また『東京の公園120年』においては「明治から大正にかけての東京市街の急激な発展に伴い、青山墓地など区内の4墓地は、大正の初めに全て貸付済または使用許可済となったため、郊外3方面に墓地新設の構想が都市計画事業として計画された。」[19, p.336]とある。このことから、多磨霊園は、それ単独の墓地計画ではなく、三霊園(多磨霊園、八柱霊園、小平霊園)の計画の一環であると考えられる。

この三霊園の計画は、先に3.1.1において触れた大蔵省が郊外に三つの巨大墓地を配置すると明治はじめの構想の流れを汲むものであろう。明確に大蔵省の構想と、新しい墓地の造成が必要になったことによる墓地構想との関連があることを示すものを、東京の公園のシリーズ、村越の『多磨霊園』、『都立霊園・葬儀所の概要』(1994,1999年版)、および1.5節であげた多磨、小平などの霊園概況を参照した限りでは見つけることができなかった。しかし、どちらも郊外に3ヶ所墓地を造成することを計画していることから、関連もあるのではないかと考える。

3つの霊園計画について室星は、東京の人口増加で墓地が必要となったことを述べた上で、「このため、当時の東京市は、大正8年の都市計画法制定により、都市計画施設として墓地を造成する道が開かれたのを機に、東京の西部、東部、北部に墓地の建設を計画し、大正9年に都市計画多磨墓地を計画決定した。」[134, p.80]としている。この記述から、現実に多磨、八柱、小平霊園の建設に繋がった計画の発端は、1919年の都市計画法が制定されたころにあると考える。

墓地配置の条件であるが、北原は「・・・墓地需要の拡大に対処するため、郊外の3方面(東・西・北)に大規模な墓地を都市計画事業として新設することを計画した」[135, p.77]としている。東西北の対応はそれぞれ、西が多磨霊園、東が八柱霊園、北が小平霊園[135, p.77]である。

さらに、これは八柱霊園開設にあたり行われた議会であるが『東京市会史第7巻』には「・・・日本橋ヲ中心トシテ、十五哩以内ニ多磨墓地ヲ設ケタルガ如ク、今回ノ新設墓地モ亦日本橋ヲ中心トシテ、十五哩以内ノ地に設置スベシトノ希望條件ヲ附シテ本案ヲ決定センコトヲ望ムト述ベ。」[136, p.758]とある。多磨、八柱に関しては、日本橋からの距離も1つの条件として出されていたことが分かる。しかし、小平に関しては、『東京市会史』、『小平霊園概況』、『開設50周年を迎えて』、『都立霊園・葬儀所の概要』(1994,1999年版)、および東京の公園のシリーズを見た限りでは、多磨、八柱のような立地に関する条件の記述は見当たらなかった。

「日本橋ヲ中心」とあるが、具体的に日本橋のどこを中心としているかは、この文献からは読み取れないため、日本橋駅を中心に半径15哩(約24km)の円を書き、設置場所の条件と実際の墓地の配置を照らし合わせた。図3.6がそれである。

以上のような条件を元に計画され、のちに開設されたのが、多磨、八柱、小平の3つの霊園である。



図 3.6: 多磨、八柱の設置条件

3.1.11 多磨霊園開設

多磨霊園の新設が都市計画として決定したのは1920年12月14日のことである。その日の官報には「都市計画公告 左記ノ都市計画事業決定ノ件許可ス 一、東京都市計画墓地火葬場ノ新設左ノ通定ム 共葬墓地 一、多磨墓地 北多摩郡 多磨村 小金井村 ノ内面積凡三十萬坪・・・」[137, p.402]とある。

多磨霊園の設計にあたり、井下は3.1.9はフランス、イタリア、アメリカなどの都市から資料を集めている。そのため、多磨霊園はそれらの国の墓地を模範としたことが分かる。一方、都立霊園の公的資料からはドイツの森林墓地を参考にしたという記述も見られる。例えば、『都立霊園・葬儀所の概要』では、「本霊園は、海外(特にドイツ)の森林墓地を参考に設計された我が国最初の公園墓地であり、また都市計画法に基づく我が国最初の都市計画共葬墓地でもある」[27, p.8]としている。このほか『東京の公園110年』[18, p.244]『東京の公園120年』[19, p.336]『東京の公園130年』[20, p.394]『東京の公園140年』[21, p.379]においても同様の記述が見られる。また、『東京の公園100年』には、「専らその頃のドイツ及びアメリカの森林墓地及び芝生墓地様式を参考にして日本において初めて試みられた近代墓苑であった。」[17, p.227]とある。

このことから、欧米から墓地に関する資料を集めたのち、主にドイツ、アメリカの墓地を参考に、多磨霊園を設計していったことがうかがえる。

次に、なぜ「北多摩郡 多磨村 小金井村」が新規墓地の設置場所として選ばれたのかということについてだが、村越によれば、「東京市墓地並施設設計計画案」の条件と、当時の東京市周辺の環境を照らし合わせると、土地、買収価格、買収の難易度の観点から、上記の場所が及第点であったとしている[4, p.16-19]。

『東京の公園140年』には、「多磨墓地を計画するにあたっては、当時の東京市の過去10箇年の人口の増加、死亡者数及び市共葬墓地使用者の実績から、向こう50箇年の市共葬墓地の必要面積を53万坪と推定し、これに市内の墓地移転に要する面積55万7千坪を加えた108万7千坪を、50箇年の市有墓地の必要面積とした。この約100万坪が、その後

の市の墓地計画の基礎数値として使用された。そして、墓地の位置、面積については、東京の西、東、北の郊外地で、土地高燥のところを選び、しかも主要道路、鉄道に近接したところに各 30 万坪で建設すると計画した。」[21, p.381-382] とある。このことから、かなり細かな条件が課せられていたことが分かる。この条件にあった場所として、「北多摩郡多磨村 小金井村」が選ばれたと推測できる。

村越は土地の買収について「墓地というのは、今も昔も世間一般からはあまり喜ばれそうもない施設であると思われる。(略)が、買収は短時日のうちに終わっている。(略)多磨墓地敷地の買収については、今日の我々の頭では、おおよそ想像ができないほど順調に終わっている。」[4, p.22-23] としている。

しかし、土地の買収について井下は、「何分廣大なる地積を要し、其風致環境に注文があるのみならず、其當時としては莫大な資金を要することゝ、用地の方面を定めるにしても舊來墓地の陰惨な光景は地方的意向の上に相當の障害となつて多少逡巡の気配もあつたのではあるが、翌八年には東京市の西郊多磨村内に一を定め、實施設計を完成して・・・」[131, p.60] と述べている。

実際はどうであったのか、1921 年 6 月 11 日の読売新聞(朝刊)には、「墓地新設障碍 市營多磨墓地」とある。内容であるが「東京市は(略)北多摩郡小金井村地内卅萬坪を購入すべく同村々長其他と折衝の結果坪當り四圓十錢にて賣買の交渉成れるを以て一方同村有志は各關係地主の請書を徴すると共に他方市當局は右交渉の結果に基く豫算を編成して所謂多磨墓地新設案を樹て市参事會に提出したるに前記用地買収費四圓十錢は高きに過ぐとの理由により之を三圓十錢に修正して市會に於ても亦此修正を是認可決したり而して市参事會に於て削除修正の形勢現はるゝや關係地主は退去して屢次市役所に出頭陳情し原案維持の運動を為したるも遂に其効果なかりし為め市及び市會を怨むこと甚しく其後の形勢を聞くに不賣同盟を組織せむとする傾向あるを以て結局収用法の適用を見ることとなるべきも収用審査會の裁決が市の為め有利なるや否やは頗る疑問なるべしと觀測するもの尠からず事情斯くの如くなるを以て収用法適用に先立ち土地の處偽賣買等各種の手段方法講ぜらるべく坪當り三圓十錢の安い高いは別問題として一文でも高く賣らむとする人情と前記事情とにより該墓地新設事業遂行に付きては市は必ず手古摺るならむと云へり」[138, p.3] と書いてある。

このことから、買収価格の問題で東京市及び小金井村長と、地元有志でもめていたことが分かる。

さらに、1921 年 10 月 25 日の読売新聞(朝刊)では、小金井村での問題は解決したものの、多磨村でも同様の問題が起きていることが書かれている。「墓地用地買収 小金井村は調印済 多磨村は首を振る(略)小金井村地主十八名は廿二日全部調印を了した買収価格は地代地上物件移轉料等を合せ約廿九萬圓で地代は平均一坪三圓餘である然るに多磨村地主六十九名は協議の上前記の地代は安過ぎるとして調印せぬ為め市では今後個々の地主に就て調印を求め不應諾者に対しては収用法を適用する筈で目下準備中であるが・・・」[139, p.3] とある。

この後も、用地取得の問題は続き、1921 年 11 月 3 日の読売新聞(朝刊)には、「墓地用地買収 収用法適用か(略)多磨村分約廿二萬坪の地主連は結束して買収価格の引き上げを迫り市の豫定價格なる坪三●強では却々賣●せぬので一時行悩みの形となつたが其後代議士秋本喜七氏が市と地主連との間に斡旋し近く解決を見る模様であるが市では既定豫

算以外一銭も買上げること絶対に出来ぬさうで萬一秋本氏の斡旋徒勞に歸したとすれば直ちに個々の地主に就て交渉を遂げ不應諾者に對しては収用法を適用する手筈であると」[140, p.3]⁷とある。

新聞記事中の「収用法」とは、おそらく「土地収用法」のことである。1900年3月7日の官報によれば、「第一條 公共ノ利益と爲ルヘキ事業ノ爲之ニ要スル土地ヲ収用又ハ使用スルノ必要アルトキハ其ノ土地ハ本法ノ規定ニ依リ之ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得本法ニ於テ使用ト稱スルハ權利ノ制限ヲ包含ス」[141, p.98]とある。

実際に上記の「収用法」が適用されたかどうかについて、この後の新聞で確認することはできなかったが、読売新聞1922年6月8日(朝刊)には「多磨墓地工事 初秋迄に竣工」[142, p.3]という記事が出ているため、この頃までには土地買収の目処がついたことが推測できる。

一方で、「墓地」という施設ができることに対する反対運動についても、ヨミダス歴史館を用いて調べたものの、当時の読売新聞の中からは確認できなかった。そのため、この点では村越の言うように順調に買収は進んだと考える。ただし、上記で挙げたように買収価格で揉めているので、全てが順調に進んだというわけではなかったことがうかがえる。

土地の買収価格で問題が起きていた中、多磨霊園近くには、電車が通ることが決まっていた。読売新聞1921年8月21日(朝刊)に「新墓地へ電車が通じる 市と京王との交渉略ぼ纏る」[143, p.3]とある。これにより、霊園に行くための交通網も整備された。

そして1923年4月1日に、多磨霊園(当時の名称は「多磨墓地」)が開設された[27, p.8]。

このように、多磨霊園は従来の墓地の印象を一新するために作られた、当時は全く新しい墓地であった。一方で、日本風の習慣は尊重するという利用者の霊園への抵抗を少なくする効果もある配慮が見られる。この多磨霊園への当初の世間の見方について、井下はこのように述べている。「当局の非常識に呆れたという風な観方が相当にあった。従って之が本質的特色を説き其の利用を勧誘するにあらゆる機会を利用し手段を採ったが、初は有識者の外は他に墓地が得られぬ為め、止むを得ず使用する如き傾向があった。」[80, p.450]。

榎村は、井下の上記の記述に対し、「これまでの墓地の観念からあまりにもかけ離れていたこと、また規模が広すぎ、遠隔地で造成したばかりの苑地はまだ荒涼としたものであったためである。」[5, p.123]としている。

しかし、井下は、多磨霊園開設後に起きた関東大震災により、市内寺院墓地が全滅し、区画整理が行われたことや、その移転先として多磨霊園が使用されるようになったことや、東郷平八郎が埋葬されたことなどで、多磨霊園への評判は全国的に高まっていった[80, p.452]としている。

東郷平八郎が多磨霊園へ埋葬されたということは、その後の多磨霊園の人気に大きく影響したことが村越の記述からも分かる。村越は「国葬と多磨墓地埋葬のことを新聞やラジオが大々的に報道し、国民が大騒ぎをすればするほど、元帥のことはもとより、元帥を埋葬した多磨墓地の名が、一挙に世間に広まることになったからである。それまでは、市当局の市民に対する多磨墓地の売り込みも、たいして効果をあげることができず、識者専門家の間でも、多磨墓地を無用の長物化する意見もみられ、墓地を使用する市民は予想外に少なかった。その時、多磨墓地に「われらの東郷さん」が埋葬されたとなると、無名の多

⁷「強」のムは本文では口である。

磨墓地の株は一挙に急上昇した。(略)それより以降、多磨墓地の使用は、われもわれもと増加の方向に向かったのであった。」[4, p.63]とある。

当時の多磨霊園の売り込み方法であるが、その一つとして、霊園を宣伝するパンフレットがある。詳しい発行年は不明であるものの多磨霊園のパンフレットが3つ残っている。それぞれ「多磨墓地案内」「東京市多磨墓地案内」「庭園的靈苑 多磨墓地」というタイトルである。「多磨墓地案内」には「設備 舊來の墓地設計を、公園様式に改良した宏壯なる墓地」[144]とある。「東京市多磨墓地案内」には「・・・四季とりどりの趣に富む宏壯幽雅な近代的靈域であります。」[145]とある。1934年にできた納骨堂についても書いてあるため、このパンフレットはそれ以降に発行されたものと考えられる。「庭園的靈苑 多磨墓地」にも、旧來の墓地と多磨霊園との違いを細かく伝える記述がある[146]。いずれのパンフレットも、多磨霊園が、従來の墓地とは違うことや近代的な墓地であることが書いてある。

多磨霊園には、先に挙げた東郷平八郎をはじめ、山本五十六、古賀峯一の3名は、園内の名誉靈域と呼ばれる場所に埋葬されている。村越によれば、この名誉靈域は「国家的功労者の埋葬を予定した」[4, p.60]ということである。

名誉靈域は正門をまっすぐ進むとある一番大きな道沿いにあり、霊園内でも目立つ場所にある。

この名誉靈域の存在は、東郷平八郎がそこに埋葬されるまで、多くの人には知られていなかったことがうかがえる文献がある。下村宏の『本卦かへり』には、下村が多磨の名誉墓地に東郷平八郎が埋葬されたという新聞記事を見たことを述べた上で「多磨墓地に名譽墓地の出來上つてゐた事は、今日が日まで全く知ら無かつた。或新聞紙にはそれが後藤市長の時ひそかにつくられ、後の永田市長すら知ら無かつたときへ傳へられている。(略)なぜに名譽墓地の存在は祕密にされてゐたか？それは宗教的中心勢力なく、政當の相反噬するわが國でその地に埋葬すべき人物の選定に困つたことが理由の一、東京市墓地條令不備のため、公表した場合には金力を以て、名譽墓地を奪はれる恐れがあつたことが理由の二である。」[147, p.106-107]とある。

徐々に注目されていった多磨霊園のその後について『東京の公園その90年のあゆみ』では、「公園墓地の名で評判になったとおり、日本における近代公共墓苑の嚆矢であり、全国公営墓地の範となったものである」[15, p.147]とある。このことから、全国の公営霊園は、多磨霊園を模範として作られていったことが考えられる。

以上のような経緯で、日本初の霊園となった多磨霊園が開設された。開設後の東京都の墓地の配置を図3.7に示す。

多磨霊園の「磨」の字について

多磨霊園の「磨」の字について述べる。これまで引用してきた文献の中で「多磨」と表記されているものと「多摩」と表記されているものがあるが、多磨霊園の場合は「磨」が正しい表記である。

村越によれば「多磨墓地の「多磨」は、所在する多磨村の多磨を、そのまま取ったことは明らかである。多磨村の起りについては、明治二十二年町村制施行のとき、従來の上染屋、下染屋、車返、押立、常久、小田分、是政、人見の八カ村を合併して多磨村としたが、



図 3.7: 多磨霊園開設後の配置

「みがく」の磨を使ったのは、町村制施行の際、南多摩群の多摩村が、さきに多摩村の名称を選んだので、まぎらわしくなるのをさけて「磨」の字を使って多磨村にしたとのことである」[4, p.19]とある。

このような理由で、多磨霊園の「磨」は、現在「多摩ニュータウン」などで目にする「摩」とは異なる字を用いている。

3.1.12 渋谷羽根澤墓地の廃止

多磨霊園が開設された2年後の1925年に、渋谷羽根澤墓地が廃止されている。廃止年は以下の文献から確認することができる。『東京の公園110年』「渋谷羽根沢神葬祭地(大正14年廃止)」[18, p.242]、『東京の公園120年』『東京の公園130年』『東京の公園140年』「渋谷羽根沢神葬祭地(大正14年廃止、現渋谷区立羽沢公園)」[19, p.333][20, p.391][21, p.376]。

一方、『特別都市計画委員会議事速記録第三號』には、1924年5月17日付けで、このように書いてある。「東京市區改正設計火葬場及共葬墓地ノ部中變更ノ件(略)東京市區改正設計火葬場及共葬墓地ノ部中左ノ墓地ヲ削ル 第二 澁谷墓地」[148, p.14]。

廃止年で考えると、『特別都市計画委員会議事速記録第三號』での日付が一年前であるが、これは廃止が決定した日付であるので、完全に廃止されたのが1925年で、廃止が決定したのが1924年であるということだと考える。

廃止を求める理由についても記述があり、「澁谷墓地ハ計畫トシテ決定サレテ居リマシタガ、今日迄事業トシテ何等行ッテ居リマセヌ、然ルニ昨今澁谷方面ガ發展シテ参リマス状勢カラ考ヘマスルト、連檐ノ住宅地ノ間ニ墓地ヲ置クト云フコトハ時勢ニ適シナクナッタノデアリマス、殊ニ澁谷墓地ノ位置ハ市内電車ノ青山線、六本木線、澁谷カラ恵比壽ニユキマス線ノ間に圍マレテ居リマシテ、其ノ附近ニハ學校モ澤山アリ、殊ニ其ノ敷地ノ中ニハ宮内省ノ御用池、陸軍ノ用地、市有地、民有地ガアリマシテ、市有地ノ如キハ最近市ガ賣却シテ、ソレニ依ッテ多摩墓地ノ開發ノ財源ニ充テタイト云フノデ削除スルコトヲ求

メラレマシタカラ、之ヲ削ルコトニ致シタイノデアリマス、之ヲ削リマス以上ニハ多摩墓地ノ如キ明カニ市ノ經營スル墓地モアルコトデアリマスカラ、此ノ澁谷墓地ハ削除致シタイト思フノデアリマス。」[148, p.34-35]とある。そして、この案は決定されている[148, p.35]。引用部で「多摩墓地」となっているのは「多磨墓地」、現在の多磨霊園であると考える。

上記から、澁谷墓地の廃止理由は、澁谷方面の発展、住宅地に近い事、電車の線に囲まれていること、近くに学校が多くあること、宮内省や陸軍の用地があること、土地を売却して多磨霊園の開発費に充てたいことの大きく6つであることが分かる。

また、青山霊園と同様、現在の都立霊園や前身の共葬墓地の中では最も早く神葬祭地としてだが、墓地として指定されていたにも関わらず、何も事業が行われていなかったことも分かる。「計畫トシテ決定」[148, p.34]というのはいつの計画のことを指しているのかは書かれていないが、『江戸東京学事典』の記述から、1889年の東京市区改正設計で澁谷墓地が入っていることが分かる[100, p.591]。仮にここから澁谷墓地の廃止が決定するまで何も墓地としての整備などが行われなかったということになれば、35年もの間、都市計画的には放っておかれていたことになる。

明治初期に神葬祭地に指定されたところから、廃止される1925年までに墓地として使用されていたかどうか、ヨミダス歴史館を用いて、読売新聞の中から探したが、その根拠となる記事は見つからなかった。また、東京の公園のシリーズ、『都立霊園・葬儀所の概要』(1994,1999年版)、『東京市墓地概況』(1931,1935,1937,1938年版)もあつたが、そこにも澁谷羽根澤墓地が使用されていたかどうかに関する記述はなかった。また、廃止後、墓地にあった遺骨がどこへ移動されたのかという記録も、上記資料を見た限りでは、見つけることができなかった。そのため、遺骨の改葬先も墓地として使われていたかどうか不明である。

ただし、墓地に指定されていたにもかかわらず、その周辺が住宅地になったり、線路が通ったりしているということは、東京都としてはあまり墓地として利用するつもりがなかったのではないかと考える。明治政府が指定した墓地を東京府が引き継ぐことになり、管轄が変わったことも一つ背景にあるのかもしれない。都市計画の方針が変われば、墓地の位置や都市開発する場所も変わるのではないかと考える。

このような経緯で、澁谷羽根澤墓地は廃止に至った。澁谷羽根澤墓地が廃止された後の墓地の配置について図3.8に示す。かなり東京23区内は明治初期に比べて空いてきていることが分かる。

3.1.13 八柱霊園開設

日本初の霊園が開設された12年後の1935年には八柱霊園が開設される。八柱霊園が開設されたことを機に、それまで「〇〇墓地」と呼ばれていた都立の墓地の名称はすべて「〇〇霊園」に改められた[23, p.40]。

八柱霊園の計画は、3.1.10で述べたように、多磨霊園と同じく郊外に造成する霊園計画の一環である。

『東京の公園140年』には「八柱霊園は、多磨墓地など既設墓地の貸付け余地がなくなったため東京の東方面の第2の公園墓地として、千葉県及び八柱村（現松戸市）の協

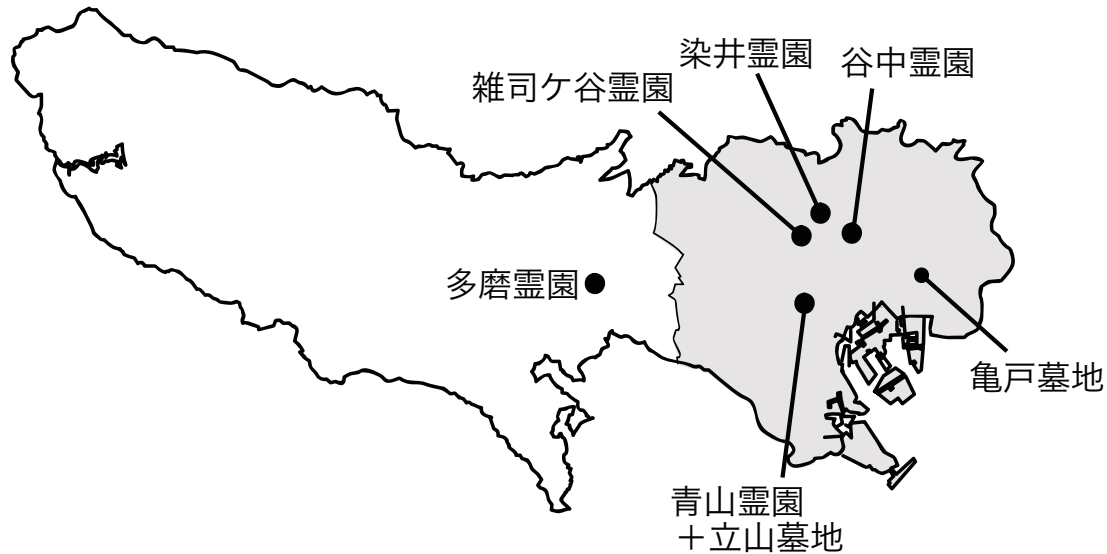


図 3.8: 渋谷羽根澤墓地廃止後の配置

力を得て計画されたもので、昭和7年(1932)から事業に入り、昭和10年7月1日に開設した。」[21, p.382]とある。また、井上も八柱霊園の開設経緯について「當園は多磨墓地の開設以來利用者が頗る多く將來の墓地經營上、更に新墓地の必要が生じたため、昭和十年六月開設したものである。」[127, p.69]

この記述から、3.1.11で述べたように、当初は人気のなかった多磨霊園も、1932年頃には区画が埋まるほどの需要がでたことが分かる。

八柱霊園の計画の流れについて、室星は「昭和5年12月、東京市当局は東京市東方墓地、すなわち新墓地造成計画を作成し、東京市議会(市会)に予算案を提出し、翌年の3月に議決された。昭和6年1月、千葉県知事に墓地設定を照会、3月に原則的に了承の回答があったとされている。」[134, p.81]と述べている。

八柱霊園の所在地だが、『東京の公園140年』の引用部分からも分かるように、八柱霊園は、東京都の公営墓地であるのに、現在の千葉県松戸市に建設されている。そのため、八柱霊園だけは都民以外に松戸市民も利用することができる[149]。なぜ当時の東京市は墓地を千葉県に建設したのか、その理由について述べたい。

まず、墓地の設置場所の条件についてだが、3.1.10で示した図3.6から分かるように、現在の八柱霊園は日本橋から15哩以内に入っているため、条件に合っている。

位置に関しては、当時は東西北に配置することを目指していたことかが3.1.10で示したことから分かるため、既に多磨霊園ができていた西を除く、東、北のいずれかが残っていたことになる。そのため、必ずしも東方でなければならなかったわけではない。

次に、3.1.11において示した『東京の公園140年』で示されている墓地計画の条件である主要道路、鉄道に近接しているかどうかという点で、当時の八柱霊園の立地を調べた。八柱霊園開設時(1935年)の路線図をみると、当時の東京には既に多くの路線が通っており、松戸駅もある[150]。現在は、八柱霊園の行き方として松戸から乗り換えて八柱駅や新八柱駅で降り徒歩20分[27, p.9]と書かれているため、それに比べると、開設当初に鉄道が近接していたとは言い難い。しかし、松戸駅があるので、全く鉄道の通っていない場所ではなかった。

上記のことから、現在の八柱霊園がある松戸市を含め、東京都の東側の多くの場所が、日本橋からの距離と鉄道があることの建設の条件を満たしていたことが考えられる。

交通網の整備状況や位置以外で松戸市に霊園が建設された背景には、千葉県内で霊園の誘致運動が起きたことが考えられる。

『松戸市史 下巻 第2(大正・昭和編)』には以下のように書いてある。「八柱村が松戸町と合併する直前の昭和六年十月、同村田中新田の通称田中山といわれる七三町三反三畝一〇歩の土地が、東京市に市営公園墓地として買収された。この田中新田は(略)大正九年の末になると、(略)柏市花野井の吉田甚左衛門の所有するところとなり、同家から東京市に売却された。これよりさき、明治四十四年のころ、京成電気軌道株式会社は押上―成田間の電鉄開設とともに、当時東京市内の寺院墓地移転とその地への交通機関の設置をはかっていた宝城電鉄の計画を継承し、副事業として鎌ヶ谷村佐津間・風早村方面(略)九〇万坪開発の計画をもっていたが、途中で誘致計画は挫折してしまった。これが二十年後にいたって、多摩墓地の狭隘にともない、この地方に東京市営の霊園墓地建設計画がふたたびおこったのである。ここに鎌ヶ谷村・八柱村のほか数か所がその誘致運動をおこした。鎌ヶ谷村では粟野山に霊園を誘致しようとして、佐津間の渋谷家が中心となり、一反歩三九〇円で売却するという線まで出して運動したが、結局八柱村の一反歩五七〇円に決定してしまった。これは吉田甚左衛門家と、当時の東京市助役とが姻戚関係にあったことが大きく成りゆきを左右したといわれている。しかし、八柱村が松戸駅に近く、バスの便のあったことなどがやはり最終決定の大きな要因となったことは否めないところである。」[151, p.495-497]

また、『わが街河原塚』には以下のように書いてある。「ここに霊園をつくる計画は、昭和初期から始まった。東京市(東京都の前身)は大正12年(1923)に多磨墓地を開設したが、利用者の増加で昭和5年(1930)には早くも飽和状態に達する恐れがあった。そこで同市は、東京の東方に墓地建設を計画した。5年12月の市議会に用地取得の予算を計上、翌年3月に669,365円が可決した。広大な用地を千葉に求めたのにたいし、近隣数カ所で誘致運動が起こった。鎌ヶ谷村では渋谷貴重氏が粟野山の土地を売り込み、1反390円まで下げた。田中新田は570円で、粟野山より高かった。河原塚では八柱へ誘致する署名が集められた。霊園開発によって、松戸方面からの主要道路を作ってもらいたいという、強い願いがあった。東京市が田中新田に決めたのは、松戸駅に近く、交通の便がよかったからだ。また、当時の東京市の助役が花野井村(現・柏市)の地主、吉田甚左衛門と姻戚関係にあったのも影響したとみられている。」[152, p.185]

以上2つの文献から、墓地建設のための広大な土地が必要であり、それを千葉県に求めたこと、そして千葉県内では誘致運動が起きたことが分かる。最終的に八柱に決定した理由は、松戸駅から近かったことやバスが通っていたことが背景にあった。さらに両文献では、東京市の助役と地主が姻戚関係にあったことの影響についても指摘されている。

千葉県内に誘致運動がおき、数ヶ所の村で競っていたということは、土地の値段も下がっていったということが推察される。現在の東京都内での誘致運動は確認できないため、仮に東京か千葉、どちらでも日本橋からの距離としては墓地建設の条件に合っていたとするならば、予算の都合で、安い値段を提示した土地を選んだと考えられる。

このことから、土地の広さと値段、日本橋からの距離、交通の便など様々な条件があった中で、もっともそれを満たしたのが当時の八柱村であったと考える。

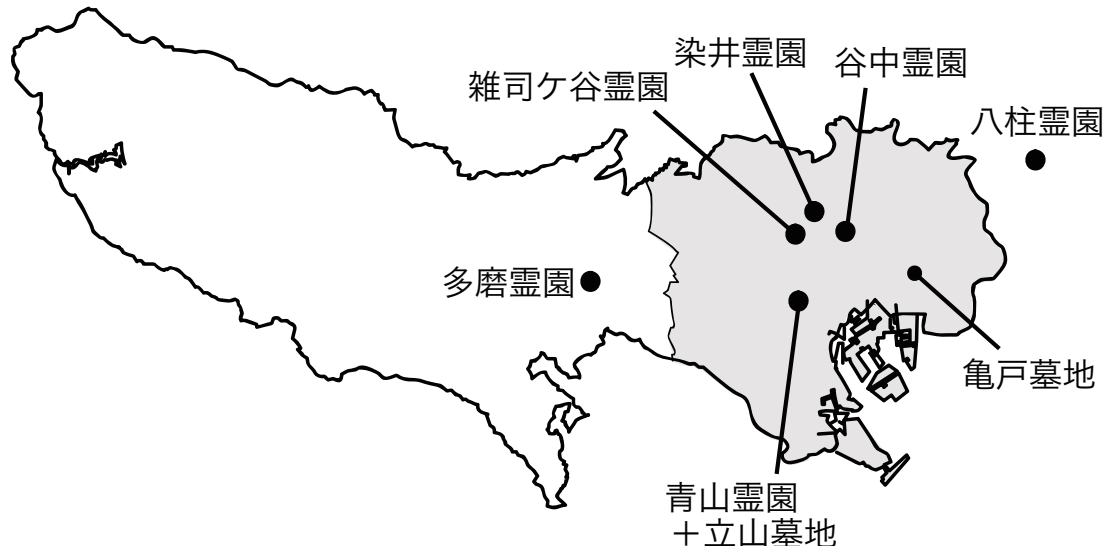


図 3.9: 八柱霊園開設後の配置

また、主要道路ができることを期待して誘致運動を行なっていることが書かれているため、霊園が新たに作られるということは、道路整備もされるという効果があったことも分かる。

多磨霊園が建設される際には、地主との間で土地の購入価格で揉めたので、八柱霊園の建設に対して反対運動がなかったかどうかを合わせてヨミダス歴史館を用いて、当時の読売新聞を調べたが、多磨霊園建設の際のような問題も含め、揉め事に関する記事は見つからなかった。1.5 節であげた朝日新聞戦前のデータベースでも同様に調べたが、朝日新聞においても、そのような記事は見つからなかった。また、先にあげた『松戸市史 下巻 第2(大正・昭和編)』、『わが街河原塚』および、1.5 節で示した八柱霊園管理事務所から提供してもらった資料にも、そのような記述は見られない。

上記のような経緯で、現在の千葉県松戸市に都立霊園が作られることになった。

八柱霊園開設後の墓地の配置を図 3.9 に示す。

3.1.14 納骨堂の建設

八柱霊園が開設される前年に、多磨霊園に納骨堂が設置されている。『東京の公園 110 年』には「火葬にされた遺骨は、その殆どが墓地に埋蔵されるが、墓地が遠かく地にある。或いは、墓地を所有しないなどの事情で、遺骨の一時的保管を希望する場合を生じている。東京市は、既に市の事業として、これらの遺骨を預る施設の必要性を認め、昭和 9 年 6 月多磨霊園内に、初めて短期保管の納骨堂を設置した。(略)市建設の納骨堂は、予想外に市民の好評を得たので、引き続き昭和 12 年 10 月八柱霊園にも設置され、更にまた昭和 13 年 12 月雑司ヶ谷霊園内に建設された崇祖堂内にも、短期保管の納骨堂が併設された。」[18, p.252] とある。

多磨霊園の納骨堂に関しては、のちに 1991 年にみたま堂と呼ばれる納骨堂が新たに建設されたため、取り壊されている [19, p.347]。

『東京の公園 110 年』の記述から、1930 年代頃に相次いで納骨堂が霊園内に建設されていることが分かる。

なぜ納骨堂が短期間のうちに建設されたのか。

井上は都立霊園内に設置された納骨堂について「多磨及び八柱霊園附帯施設として簡易納骨堂がある。墓地の選定其の他種々の都合で遺骨埋葬に相當の期間を要するので仮安置を希望するものゝために建設された短期保管の納骨堂である。かゝる場合従前は檀那寺に保管を依頼したものを、本納骨堂の建設に伴ひ、一般市民より保管の依頼を受けることになった。昭和九年に先づ多磨墓地に開設し、公表を博したため昭和十二年に八柱霊園にも開設したのである。」[127, p.70]としている。

多磨霊園納骨堂のパンフレット「東京市多磨墓地納骨堂案内」には、「不幸に際し墓所の選定其の他いろいろの都合で遺骨安置にお困りの場合短期間鄭重に保管致します。」[153]とある。また、同じくパンフレットの「東京市多磨墓地納骨堂」にも同様の記述がある[154]。

八柱霊園の納骨堂のパンフレットには「御不幸に際し墓所の選定其他種々の都合で遺骨安置にお困りの方の爲めに短期保管の納骨堂を昭和九年に初めて多磨墓地へ開設致しましたが今回八柱霊園にも施設致しました。」[155]とある。

井上が述べていることや、パンフレットの内容から、納骨堂は、遺骨の安置場所を探すまでの間に仮安置する場所として設置されたものであったことが分かる。また、多磨霊園と八柱霊園に設置された納骨堂は短期保管を目的としたもので、長期に地面の上に立つ墓地と同様に使用することを目的としたものでなかったことが分かる。

当時の東京市が多磨霊園、八柱霊園を建設した理由の一つに墓地が不足していたことがあったので、墓地を見つけるまでの間の保管場所として使用されることを想定していたと考える。短期間のうちに納骨堂が設置された背景の一つには、そうした墓地を探している間に遺骨を安置する場所を求めた人がいたことが考えられる。

一方、雑司が谷霊園内に建設された納骨堂であるが『東京の公園 110 年』においては短期保管の納骨堂であることが書いてあるが、井上は以下で引用した部分にあるように、雑司が谷霊園内の納骨堂は長期納骨堂であると述べている。井上は、「『雑司谷崇祖堂』(永久納骨堂) 我が國には火葬が普及されてゐるために、最近新しい墳墓施設として、地下に二三十の遺骨を納め得る納骨櫃を儲ける傾向があるが、各家庭でここに小納骨設備を完全な構造で造營し永く維持管理することは相當困難なことである。(略) 火葬遺骨であれば便利な位置に完全な構造で、絶對安全に莊嚴な納骨堂を建設して使用することが時代の要求に適ふものと考へられる。其の試みとして東京市は都心に近い雑司谷墓地内に崇祖堂なる長期納骨堂を開設したものである。」[127, p.71]⁸としている。

このように、想定されていた納骨期間が文献によって別れているが、短期、長期という期間が具体的に何年くらいを想定していたのかわからない。そのため、当初思い描いていたのはどちらの使用方法であるかはこれらの文献から不明である。『都立霊園・葬儀所の概要』では霊園内の施設についての概要があり、ここでは、雑司ヶ谷霊園の崇祖堂の「家族納骨壇」は短期収蔵施設ということになっている[27, p.6]。

井上は雑司が谷霊園内の納骨堂は長期保管を目的としたものであると述べているが、同氏と井下の文献、あるいは論文から、二人は納骨堂を建設することで、大規模な墓地が

⁸本文中では「祖」の偏は「示」、「絶」のつくりは「刀」の下に「巴」である。

次々と建設され、拡大することを防止すべきであると考えていたことが分かる。

井下は「墓苑を語る」の中で「将来墓地様式としては必ずしも現在の多磨霊園式を推さんとするものではない。我国の如き火葬の普及された国に於ては、集約的な庭園的納骨堂式を提唱したい。共同大納骨堂と家族納骨堂を併立することも敢て差支えない。然し更に百尺竿頭一步を進めては、自然還帰式納骨霊位堂を設け、総ての遺骨は順次大地に還り、其の霊名は故人の事蹟と共に永遠に保存さるべき大殿堂を建設し、周囲には優麗崇高なる大庭園を設け、社会最高の霊場とし、定期の公式祭典を行い、国民思想の源泉となり、帰結地としたいのである。」[76, p.422]としている。この記述から、井下は多磨霊園を設計しているものの、庭園の中に納骨堂を設け、そこに多くの人が遺骨を埋葬すべきであると考えていたことが分かる。

さらに、井下は「都市の墓地整理と将来の対策」の中で、「都市葬務施設の内、墓地、納骨堂の如き永遠の収容を目的とするものは、特別の事変又は処分の無い限り、順次無限に増加し、ついには驚くべき面積となるべき当然の運命を持っている。」[156, p.438]として、墓地の整理問題や、無縁墓の整理について扱っている。そして、納骨堂について「我国は火葬普及し、遺骨を永く尊崇する風習あるに関わらず、実際は土葬墓地に焼骨を埋め、又は土葬墳墓に不完全な納骨設備を為し、或は寺院の納骨堂に合葬し、極端な例としては、一部の骨のみを納め他は火葬場の自由処分に放棄する如きは過渡時代の風習であって、かかる不徹底な取扱いをすることなく一般の人々は共同納骨堂を使用し、専用の家族墓を希望するものは、独立した納骨堂を建設して旧来墓地の改革と将来の拡大を防止すべきである。此の納骨堂政策の運用宜しきを得たなれば、都市の墓地問題は用意に解決し得るものである。(略)納骨堂を土葬墓地の補助設備として墓地に置き、(略)火葬場、葬儀場に付設することは、現在に於ては便宜上の処理であって、将来は焼骨を奉安するのみの霊園を設け、祭場、共同納骨堂を中心建造物とし、其の周囲は高雅なる庭園とし、其の間に調和よく美術的の個人納骨堂及び追悼記念碑を適当な統制を以て配置したなれば、一の都市芸術となって、葬地としての陰惨味を一層為尽すものである。」[156, p.444]としている。この後、井下は、納骨堂と墓地の建設費用や使用面積などを比較しているが、その中で「試作として、東京市は昭和11年度に於て雑司ヶ谷墓地の一部に建設する小納骨堂に就て・・・」[156, p.446]とある。このことから、霊園などの墓地は、増大していくもので、それを防止するために納骨堂が有効であると考えていたことと、雑司ヶ谷霊園内の納骨堂は、将来、納骨堂に移行する際の費用などを調査するための試作品であったことが分かる。また、雑司ヶ谷霊園の納骨堂が試作品であったことを踏まえると、多磨霊園や八柱霊園にできた納骨堂も、同様の目的を含んで建設された可能性が高いと考える。

また、井上は納骨堂について「我が国は火葬普及し焼骨を埋葬するに土葬墓地に不完全な納骨設備をなし、或は寺院の納骨施設に合葬し、極端な例としては一部の骨のみを取め、他は火葬場の自由処分に任せる。之等は過渡時代の風習であるが、斯かる不徹底な取扱いをすることなく、一般の人々は共同納骨堂を使用し、専用の家族墓を希望するものは独立した納骨堂を建設して、舊来墓地の改革と将来の墓地拡大を防止すべきである。この納骨堂政策の運用宜しきを得るならば、都市の墓地問題は容易に解決し得るものである。」[127, p.272]とし、井下とほぼ同じ見解を示している。

以上のことから、1930年代頃に霊園内に納骨堂が建設された背景として大きく二つのことがあることが明らかになった。一つは墓地が足りなくなり、すぐに埋葬場所を見つけ

ることができなかつた人のために短期に遺骨を預ける場所が必要とされていたことである。もう一つは、納骨堂を導入していく際の設備費用などを従来の墓地と比べるための試作品として一部建設されたということである。

3.1.15 江戸川公葬墓地

都立霊園内に納骨堂が建設された頃の1937年1月15日の読売新聞(夕刊)に、「江戸川公葬墓地」という墓地が載っている。記事には、「江戸川の公葬墓地は同区逆井一丁目付近にあるが、発展途上にある新市域の向上を阻害するといふので、近く多磨墓地に移転と決定。」[157, p.4]とあり、多磨霊園に移転となった墓地の一つであることが分かる。

この江戸川公葬墓地の開設時期や詳しい立地などについて調べたが、以下の文献、新聞を見る限りでは、江戸川公葬墓地あるいは江戸川墓地に関する詳しい記述は見つからなかった。1.5節で挙げた『東京市史稿 市街篇』、『東京府統計書』には記載がない。また、ヨミダス歴史館で「江戸川公葬墓地」、「江戸川墓地」、「江戸川+墓地」で検索をしたところ「江戸川公葬墓地」についての記述がある記事は上記の1937年1月15日の読売新聞(夕刊)みである。

「公葬墓地」という墓地であるが、上記で引用した読売新聞の記事のみで確認できた名称である。そのため、ここで一度「公葬墓地」とはどのような墓地かということと、「共葬墓地」との違いについて述べたい。

「公葬」を辞書で調べると、次のように書かれている。「公の機関・団体が施主となり、公の費用で葬儀を行うこと。またその葬儀」(デジタル大辞泉より)[49]とある。また、『広辞苑』では「功労のあった人などのために公費で営む葬儀」[32]と書いてある。つまり、「公葬」は公費を用いた葬儀を意味する。しかし、1937年1月15日の読売新聞では、「江戸川墓地」であるとか、「江戸川の公葬墓地」と書いてあるため[157, p.4]、葬儀場ではなく、墓地であると考えられる。

上記の辞書による「公葬」の意味から推測すれば「公葬」の対象となった人、広辞苑の意味にのっとれば、特に「功労のあった人」が埋葬される墓地であったと考えられる。

しかし、1938年1月22日の読売新聞(夕刊)には、「八柱霊園に公葬塚」という見出しの記事があり「市霊園係では八柱霊園内に公葬塚を建設する。これは身元不明その他で引取り人のない無縁仏を祠るもので、公費三千餘圓の合葬塚である。」[158, p.3]と書かれている。この記述から、「公葬塚」はいわゆる無縁仏の合葬墓を示していたことが分かる。この記事から「公葬塚」と「公葬墓地」との関係ははっきりとはわからないが、同一の墓をさしているのならば、「公葬墓地」とは無縁仏の合葬墓であると推測できる。

さらに、3.1.6において、多磨霊園内にある元橋場墓地にあった遺骨の無縁塔の写真を図3.4に載せたが、そこには「為 元橋場墓地 公葬地改葬」とある。同じく3.1.6内で引用したが、村越は『多磨霊園』の中で、この無縁塔について、「・・・亀戸、橋場の両墓地を、整理改葬したときに出た無縁仏をここに移したもの・・・」[4, p.53]としている。さらに、以下3.1.17で詳細をあげるが、同じく多磨霊園にある青山霊園の無縁仏を移した無縁塔には図3.11のような墓碑があり、そこには「青山墓地に明治十五年より昭和九年に至る迄公葬せられし薄幸なる諸霊を改葬の為此の塋域を築く 昭和十年三月建之」と書いてある。このことから、無縁塔に書かれている「公葬」は身寄りのない人などを埋葬す

ることであったと考える。

しかし、当時の江戸川公葬墓地の「公葬」が、功労のあった人の葬儀を指していたのか、身寄りのない人を公の費用で葬ったという意味の「公葬」であるのか、どちらであるのかを明確に裏付ける資料は、読売新聞や、デジタル大辞泉、『広辞苑』を見る限りでは見つけることができなかった。

だが、上記のことに加え、これまで見てきた『東京府統計書』に江戸川公葬墓地あるいは江戸川墓地の記載はなかった。そのため、江戸川公葬墓地が共葬墓地一つであった可能性は低いと考える。したがって、本研究で扱っている都立霊園やその前身である共葬墓地ではないと考える。

3.1.16 亀戸墓地の廃止

八柱霊園が開設されたすぐあとに亀戸墓地が廃止されている。廃止時期についてだが、『東京の公園 110 年』では「亀戸出村羅漢寺(昭和初期廃止)」[18, p.242]、『東京の公園 120 年』『東京の公園 130 年』『東京の公園 140 年』では「亀戸出村羅漢寺(昭和初期廃止、現八柱霊園に整理改葬)」[19, p.333][20, p.391][21, p.376]とされている。

また、『都立霊園・葬儀所の概要』では、3.1.9 で引用した部分に、多磨霊園造成前に廃止されたようにも取れる記述がある。

実際のところ、いつ頃廃止になったのか、『都市計画東京地方委員会議事速記録第十一号』には、亀戸墓地を廃止についての記述が理由ともにある。昭和 12 年 10 月 20 日付けで「東京市區改正設計火葬場及共葬墓地ノ部中左ノ墓地ヲ削ル 第六 亀戸墓地 理由書 東京市區改正設計亀戸共葬墓地ハ復興事業幹線街路第二十九號路線及一等大路第三類第十七號路線(環狀道路)トノ交會點ニ接シ現在繁華ノ巷ニ介在シ位置既ニ墓地トシテ不適當ナルニ今回都市計畫補助線道路第九十四號路線ノ事業執行ニ依リ東西ニ兩分セラルルコトトナリ墓地トシテ尊嚴ヲ保持シ難キニ依リ同墓地ヲ削除セムトスルモノナリ」[114, p.137]⁹とある。1937 年に廃止が決定していることが分かる。

また「・・・尚此ノ墓地ニ埋葬シテアリマシタ所ノ遺骨ハ東京市ノ經營ニナリマス八柱霊園其ノ他ノ墓地ニ改葬致シマシテ其ノ點支障ナイコトニナツテ居ルノデゴザイマス」[114, p.139]とあり、改葬場所もほぼ決定していたことが分かる。八柱霊園その他とあることから、八柱霊園以外の墓地も改葬先になった可能性がある。

さらに、これより前の 1937 年 1 月 15 日の読売新聞夕刊に「亀戸墓地は城東區大島町三丁目にあるが都市計畫路線、區廳舎敷地等の關係から(略)墓地が改葬され、(略)取拂ひとなる。」[157, p.4]とある。そのため、1937 年のはじめごろからすでに改葬の計画は進んでいたと可能性が高い。

完全に廃止された時期であるが、例えば 3.1.12 において渋谷羽根澤墓地の場合は廃止が決定したのが 1924 年で完全に廃止されたのが 1925 年であると結論付けたように、廃止が決定してから一年ほどで廃止となったのではないかと考える。仮に、渋谷羽根澤墓地と同様の経過を辿っていたとするのなら、亀戸墓地が廃止されたのは、廃止が決定した一年後の 1938 年なのではないかと考える。

⁹本文で「既」の偏は「白」の下に「匕」である。

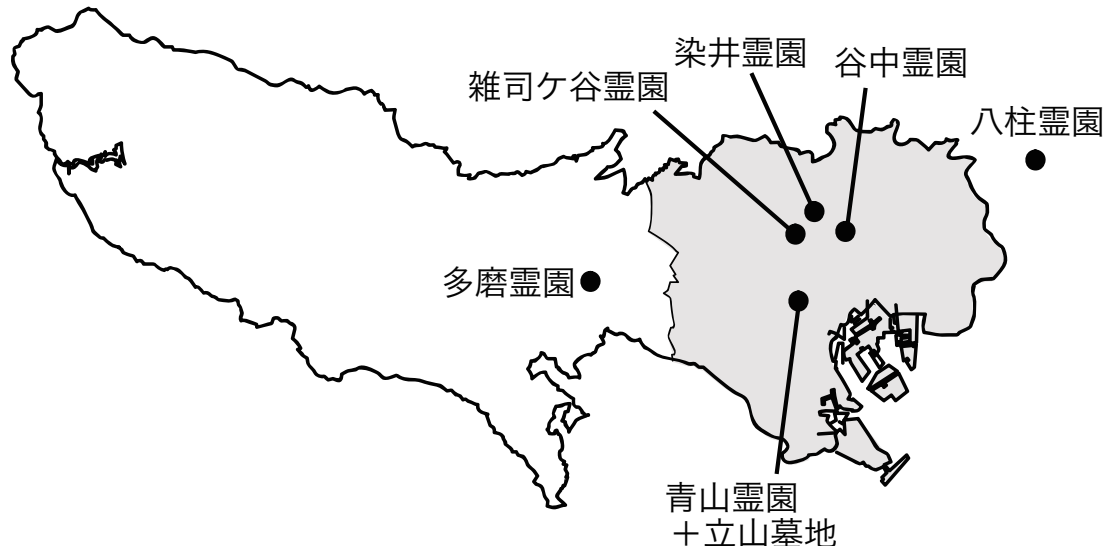


図 3.10: 亀戸墓地廃止後の配置

この亀戸墓地の廃止により、東京にある公営墓地は、現在もある都立霊園のみとなった。亀戸墓地が廃止となった後の都立霊園の配置を図 3.10 に示す。

3.1.17 青山墓地移転計画のその後

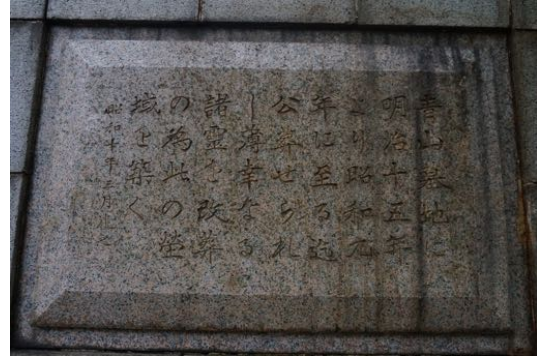
青山霊園の移転計画が持ち上がったのちに、多磨霊園、八柱霊園の二つの霊園が建設された。3.1.8 で示したように、多磨霊園が開設して以降、そして八柱霊園の計画が出た頃にも移転案が出ている。しかし、現在も青山霊園は残っているように、今日まで出た全面移転計画は全て頓挫している。一方で、一部の移転は行われている。

多磨霊園開設後すぐに発行された読売新聞の記事には以下のように書いてある。1925年5月20日の朝刊であるが「市有墓地をボツボツ郡部へ手始めに青山墓地の一部を多磨墓地に移す」とあり、「東京市内の寺院墓地および市有墓地は市區改正事業にもとづき墓地改葬規則を設定して機会ある毎に郡部に移轉せしめその代償として寺院墓地の移轉した舊墓地は其寺院に無償交付して来たが、大震災後の區劃整理事業に伴ひなるべくこの機会を利用して郡部に移轉せしめんとして墓地改葬規則の改正までしたが、市はまづその範を他に示す意味で市有墓地の中青山墓地の一部を第一期事業として多磨墓地に移轉することに決して・・・」[159, p.3]とある。

これより前の1923年4月8日の読売新聞(朝刊)には、「青山墓地の墓は多磨墓地に移す」という記事が出ており、その中には「先頃出来上がった東京市営多磨墓地第一期分(略)の使用申し込みは(略)市の公園課墓地掛りで受付けることになってゐるが既に申込者は殺到してゐる中には権利だけを得て置き後日他に轉貸しようなど、抜け目のない者もあるようで市當局では此の種の申込者を防ぐ爲めに現在市内に墓地を持つてゐる者で移轉しようとする者又は埋葬する場所がなくて困つてゐる者に限り貸與する事にした(略)尚將來第二期第三期と全部の工を終れば青山墓地は全部多磨墓地に移轉させる筈・・・」[160, p.9]とある。この記事から結果的には一部の移転しか実現しなかったが、当初は順次多磨霊園に移転し、最終的には全面移転する予定であったことが分かる。



(1) 無縁塔 (青山墓地改葬)



(2) 墓碑部分 (青山墓地改葬)

図 3.11: 多磨霊園の無縁塔 (青山墓地)

また、次の記事と文献から無縁墓の移転も行われたことが分かる。

1937年3月12日の朝日新聞(朝刊)「素晴らしい公園になる 青山の無縁墓地跡」という記事が出ており、「市の公園かではかねて青山墓地にある約一萬基の無縁墓地を多磨墓地に改葬中であつたが、このほど全部終了多磨墓地にはの墓跡が整然と並べられ體裁よく埋葬された。(略)尚青山墓地の無縁墓地跡約三千八百坪は近代的な公園設備が施されるはずで近く工事に取り掛かることになっているの多磨墓地に勝るとも劣らない様な素晴らしい公園墓地が市内に現れるのも愈近いうちだろう。」[161, 10面]とある。

1937年8月13日朝日新聞(朝刊)「青山にも出現する墓地公園いよいよ第二次整理」とあり「今度整理される部分は同墓地の外周一帯で整理後ここに植樹して外から墓地が見えないやうに遮断すると同時に無縁墓地の跡にも公園施設が行はれ多磨墓地に劣らぬ墓地公園が出現することになった」[82, 10面]とある。

『赤坂区史』には「尚、青山墓地は市に於ても將來公園的墓地に改装し、近代的に明朗化すべく計畫が進められ、墓地内の無縁墓を整理し、無縁墓地調書を作成して一般に公告した上、昭和十年五月よりそれらの無縁墓を多磨墓地へ改葬するため同移転工事を開始したが、昭和十二年二月同工事を完了、同三月二十日多磨墓地内該無縁墓地に於て、改葬完了の記念供養が行はれた。」[119, p.1251]とある。さらに、その後、公園的整備費が計上されたが、オリンピック開催問題で道路工事の計画が決定している。だが、それもまた支那事變のためオリンピック自体が取り止めとなった[119, p.1251]という経緯が述べられている。

多磨霊園には、この時移転された無縁墓の遺骨を集めたと思われる無縁塔がある。その写真を図3.11に示す。墓碑部分には「青山墓地に明治十五年より昭和九年に至る迄公葬せられし薄幸なる諸靈を改葬の為此の瑩域を築く 昭和十年三月建之」と書いてある。上記で引用した新聞では1937年の時点で、ほぼ改葬が終わっているとされているので、時期としてもほぼ当てはまると考える。

多磨霊園の区画を貸し出す対象を市内に墓地を持っており改葬をする人か既に遺骨を持っている人に限定することに加え、青山霊園の無縁墓地を移転させることで、少しずつ青山霊園の移転をしていこうと考えていたことがうかがえる。今日まで全面移転とはなっていないものの、一部は多磨霊園に改葬されていることが、以上の文献、新聞記事から分

かる。

また、青山霊園の無縁仏を青山霊園内に埋葬せず、多磨霊園に移したということは、青山霊園の全面移転がすぐに実現しなかったとはいえ、いずれは移転をするつもりで計画を進めていっていたことも推察できる。

3.1.18 戦中の都立霊園

3.1.17において、引用した『赤坂区史』に、支那事変によりオリンピックの開催が中止となったことが書かれていた。青山霊園の無縁墓地の移転が完了するころの日本は、戦争に突入した時期であった。

太平洋戦争末期の1944年に小平霊園が都市計画決定しているのだが、この経緯を述べる前に、戦中の都立霊園ではどのようなことがあったのかを述べたい。

戦中の多磨霊園、八柱霊園では、戦死者遺族に対して、区画の無償提供を行ったり、一部は農園として使用したりしていた。

1939年2月4日の朝日新聞(朝刊)には「英霊へ墓地提供 多磨墓地・八柱霊園の景勝地 市で近く申込受付」という記事が出ており、「市公園課では今事變に護國の華と散った東京出身勇士達の遺骨を永久に埋る「おくつき」について遺族達が新たに墓地を求める場合、無償で提供しようと市参事會に提議この●左の如く決定を見た、場所は護國の英霊が永久に眠るにふさわしい多磨墓地八柱霊園の景勝地で現在借地料が甲種(六平方米)三十圓、乙種(八平方米)三十二圓のものを全然免除し、墓地の地域は遺族の自由選擇に任す事となつた」[162, 10面]とある。記事中の「おくつき」であるが、デジタル大辞泉には「《外界から遮られた奥まった境域の意》墓所。また、神道では、神霊を祭つてある所。神の宮居。おきつき。」[49]とある。

この記事が出る約4ヶ月前に、以下のような記事が出ている。

1938年11月2日の読売新聞(夕刊)には「“共同墓地がほしい” 偽らぬ心情吐露 戦死者遺族の座談會」という記事が出ており「新東亜建設の礎石となつた戦没勇士の遺族のよき相談相手とならうと去る廿日厚生省臨時軍事援護部内に新たに看板を抱えた遺族援護課では仕事始めに遺族から政府への注文を聴いて遺族援護に萬全を期さうと一日朝十一時から厚生省に遺族座談會を催した(略)戦没勇士の遺訓を永久に記念するための共同墓地を造りたいから指導してほしいと口を切れば横浜市區竹内竹次郎歩兵上等兵の父(略)から遺族たちが集まって自治的に遺族の教化を行つている經驗談を紹介する、また合同葬をしてもらふのは有難いが出来れば個人葬にしたいと肉親としての偽らぬ愛情を訴へて午前は終り・・・」[163, p.2]¹⁰とある。

上記記事で書かれているような戦死者遺族への支援の一環として、多磨霊園と八柱霊園において、区画の無償提供が行われたことが考えられる。

また、多磨、八柱霊園では戦死者の慰霊祭が開かれていることが以下の記事から分かる。

1943年5月12日の読売新聞(夕刊)には、「兩墓地で勇士慰霊祭」とあり「市では十四日午前十一時から多磨墓地と千葉縣八中霊園に眠る支那事變、大東亜戦争戦没勇士の慰霊祭をおこなふ」[164, p.2]とある。「八中霊園」とあるが、記事中で千葉県にあることが確認

¹⁰本文中で「情」の旁は「青」である。

できる他、先にあげた1939年11月2日の読売新聞に、多磨霊園と共に八柱霊園で墓地の無償提供が戦死者に対して行われていることから、おそらく「八柱霊園」のことである。

さらに、3.1.11でも述べたが、古賀峯一が多磨霊園の名誉墓地に埋葬されることが決定したのも戦中であり、次の記事にこのことが載っている。1944年5月11日の読売新聞(朝刊)には、「哀悼の街をゆく厳肅の葬列 あす古賀元帥海軍葬」とあり、古賀峯一が、多磨霊園名誉墓地に葬られることが決まったことが出ている[165, p.2]。

以上の記事から、都立霊園のうち、多磨霊園と八柱霊園は、日中戦争や第二次世界大戦における戦死者が葬られた場所として、報道されていたことが分かる。このことから、特に名誉墓地のある多磨霊園では、戦没者を慰霊する場所としても認識されていたと考える。公営墓地の区画を戦死者遺族に対しては無償提供したり、名誉墓地に第二次世界大戦における戦死者を埋葬するなど、戦意高揚を思わせる対応も見られる。

第二次世界大戦が始まる前年の1938年8月11日の読売新聞(夕刊)には「多磨墓地を大擴張 十曼坪買収、五十萬圓かけて 殖えゆく靈に開放」という記事が出ている。この記事の中には、使用者が増え、収容しきれなくなってきたからであるということのみ書いてあり[166, p.2]、戦死者を埋葬するためなどとは書かれていないが、同日の読売新聞(第二夕刊)には「よみうり直言」の中に、「多磨墓地の大擴張は、國策と如何なる關係ありや、地下の偉人に問ふ。」[167, p.1]と出ている。ここでいう国策とはどのような国策をさしていたのかは定かではないが、「地下の偉人に問ふ」という記述から、名誉墓地に埋葬されている人を「偉人」と書いているとも考えられる。

当時はすでに日中戦争が始まっていたので、戦死者も出ていたと考えられる。上記のような記事がでてきているということは、多磨霊園の拡張事業が国策であると感じる人がいたと推察される。

多磨霊園の名誉墓地に埋葬された3名のうち、山本五十六と古賀峯一は第二次世界大戦で戦死している。これに加えて、多磨霊園と八柱霊園では、戦中に戦没者の慰霊祭を行なっていることから、戦意高揚を目的とした国策があったと考える。

霊園が農園として使用されていたことを示す記事であるが、1941年2月6日の朝日新聞(夕刊)には「帝都小公園“農場”市民の手で農園藝を栽培」という見出しで、多磨霊園、八柱霊園にも農園が作られていることが書いてある[168, 2面]。また、同日の読売新聞(夕刊)にも、「農園藝に公園を開放」とあり、多磨霊園、八柱霊園にも農園を設けたことが書いてある[169, p.2]。このことから、一部を農園として使用されていたことが分かる。

また、多磨霊園と八柱霊園は墓地としてではなく、軍事基地、あるいは軍事物資の隠し場所としても使用されていた。

多磨霊園についてであるが、村越は、戦時中の様子について、「かつては、軍人に襲われたこの仁翁閣は、戦時中には、一時、軍人が使用したり、園内には陸軍の軍事物資が隠されたり、近くの調布飛行場の飛行機までが、園内に引き込まれて隠されたこともあった。この霊園は、霊園なりにご報公したということになる。」[9, p.29]としている。「仁翁閣」は多磨霊園の施設の一つである。これについて、村越は「施設のほうも、墓域のみでなく、昭和九年には納骨堂が設置され、また、旧高橋是清翁邸が仁翁閣の名前で、有料休憩所としてしようされるようになり・・・」[9, p.28]としている。また、『多磨霊園』では、「霊園の東方、さほど遠くないところにある陸軍調布飛行場には、帝都防空戦闘機隊が置かれ、霊園の上空にも、頻繁に飛びかう飛行機の姿が見られた。(略)飛行場より霊園

までの誘導路を作り、園内に飛行機を格納した。飛行機の修理のためと、敵機の日から隠すためのことであった。」[4, p.65]としている。

次に八柱霊園についてだが、「戦時中は、軍の基地にもなり、現在の参道を戦車や軍のトラックが走っていたそうです。」[170, p.26]とある。

以上のことから、戦中、多磨霊園、八柱霊園は、戦死者の慰霊の場所にとどまらず、軍事物資の隠し場所や、基地としても使用されていたことが判明した。

3.1.19 小平霊園の計画

都立霊園の一部が戦死者の異例の場所、農園、軍事基地などとして使われるようになっていくなかで、計画に上がったのが小平霊園である。

1944年5月4日の官報には次のように書かれている。「内務省告示第二百十六號 東京都市計畫墓地事業及其ノ執行年度割昭和十九年三月三十一日ノ通決定シタリ其ノ關係圖面ハ東京都廳ニ備置キ縦覧ニ供ス 昭和十九年五月四日 東京都市計畫墓地及其ノ執行年度割 第一 左の墓地ヲ都市計畫事業トス」とあり、小平と八柱の名称がある[171, p.52]。

小平霊園の計画であるが、『開園50周年を迎えて』の「小平霊園年史」によると、1941年に「小平地域が北方墓地の候補地となる」[172, p.78]とある。このことから、正式に計画決定したのは1944年であるが、1941年頃から、新霊園の計画について構想はあったと考えられる。

小平霊園の計画が持ち上がりつつあった1941年は、太平洋戦争が始まった年である。そして、官報の日付(1944年5月4日)から、小平の計画が決定したのは、太平洋戦争末期である。開設したのは、1946年で、戦争が終わってからであるが、なぜこの時期に新しい墓地計画が出たのか、その理由について述べる。

小平霊園が計画された理由について、それぞれ以下のように書かれている。

『都立霊園・葬儀所の概要』(1999)には「小平霊園は、東京の急激な発展による墓地需要の増大に対処するため、昭和19年3月都市計画決定され、昭和23年5月1日開設した。」[27, p.10]とある。

『小平霊園概況』には、「東京都の急激なる発展に伴い、既設都内霊園は全く使い尽くされたので大正12年4月西方墓地として多磨霊園が開設され、又昭和10年5月東方墓地として千葉県松戸市へ八柱霊園が開設されましたが、開設以来年と共に利用者其の数を増し、現在多磨霊園は飽和状態となり八柱霊園も予定よりも早く741,488平方メートル(224,384坪)、使用全地域の3分の2以上を過ぐる状態にあるため、将来の霊園経営上更に新霊園の必要を認め新設されたものです。」[173]とある。

『開園50周年を迎えて』には、「この二つの公園墓地は、いずれも100haを超え、各々6万人以上のしよを可能とする大規模な霊園であるが、昭和19年に、さらに北方の小平霊園の都市計画を決定し、第三の郊外公園墓地の建設を進めることになった。」[172, p.11]とある。さらに、決定後について「小平霊園建設については、昭和19年都市計画決定されたが、戦時下であったため建設工事は一時見合わされた。しかし、翌20年終戦となり、21年4月から用地買収に着手し、同年6月測量を開始した。」[172, p.16]とある。引用部の「この二つの公園墓地」というのは多磨霊園と八柱霊園のことである。

『都立霊園・葬儀所の概要』、『小平霊園概況』の記述から、墓地の需要が増え、既存の墓地に余裕がなくなってきたことが小平霊園新設の背景にあると考えられる。一方『開園50周年を迎えて』には具体的な背景は書かれていない。引用部からは、多磨霊園、八柱霊園に続いて、小平霊園を作る計画をしたということが読み取れるのみである。このことから、墓地の需要が増え、新たに墓地が必要になったということ以外にも、そもそも郊外に3つの霊園を計画したため、小平霊園も作る予定があり、それが決定したのが1944年であったということが背景にあった可能性もある。

しかし、『開園50周年を迎えて』で述べられているように、実際に用地買収や建設工事を行なったのは、戦後の1946年以降である。

3.1.18で述べたように、当時は戦没者遺族に対して墓地区画の無償貸し出しを行っていた。そのような状況の中で、区画が足りなくなってきたために貸し出しができないということが起きては困ると行政側は考えていたと推測する。戦時下の物資が不足した状態の中でも、郊外に墓地を作ろうとしたということから、当時の墓地を重視する考え方も読み取れる。

墓地が不足した理由についてだが、戦死者の墓がひとりひとりに対して建てられたということも背景にあると考える。岩田は、戦死者の墓の特徴の一つとして「第一には、戦死者の「お墓」には死者の個性がきわだっていることである。戦死者の「お墓」は、たとえ遺骨がなくとも、たいていひとりひとりに対して建てられている。その石塔も大ぶりで、先祖代々墓よりもひとまわり大きいものが多く、大抵は戦歴を中心にして、死者の略歴が刻まれている。」[174, p.194]と述べている。

この記述から、先祖代々の墓に埋葬されるのではなく、別途戦死者に対して墓を建立するということをしていたことが分かる。そのため、戦時中、戦死者が増え、立てる墓石も増えたことも、新たに墓地が必要とされた要因の一つではないかと考える。ただし、すでに借りている区画内に別途墓石を建てる場合は、一世帯あたりが使用する区画が増えるわけではないので、墓地が不足することには当たらないと考える。そのため、これだけが、墓地不足の背景になっているとは考えにくい。

また、小平霊園開設後の様子について 『開園50周年を迎えて』では、「開園当時は終戦直後の混乱期であり、墓地申込者は少なく、かなりの期間空き墓地として残されるものがあつた。表参道に出店した石材業者が、業界振興のため西武線の電車内に、小平霊園の募集広告を掲示するなどの苦勞をしたことが今だに語り種として伝えられている。このような状況は開園後数年続いたが、昭和30年代に入ると申込者が徐々に増加し、将来の墓地不足を予見して、一箇所あたりの墓所面積を小さく抑える方向に進んだ」[172, p.16]とある。

上記引用部から、本格的に小平霊園が市民に使用されはじめるのは、戦後10年ほどたった頃であったと考える。また、墓所面積を小さく抑えるなど、貸付方に変化も出てきていることが分かる。

このようにして、1944年に計画決定された小平霊園は、一時用地買収や建設は中断されたものの、戦後まもなく、1948年に開設した。開設後の霊園の配置を図3.12に示す。

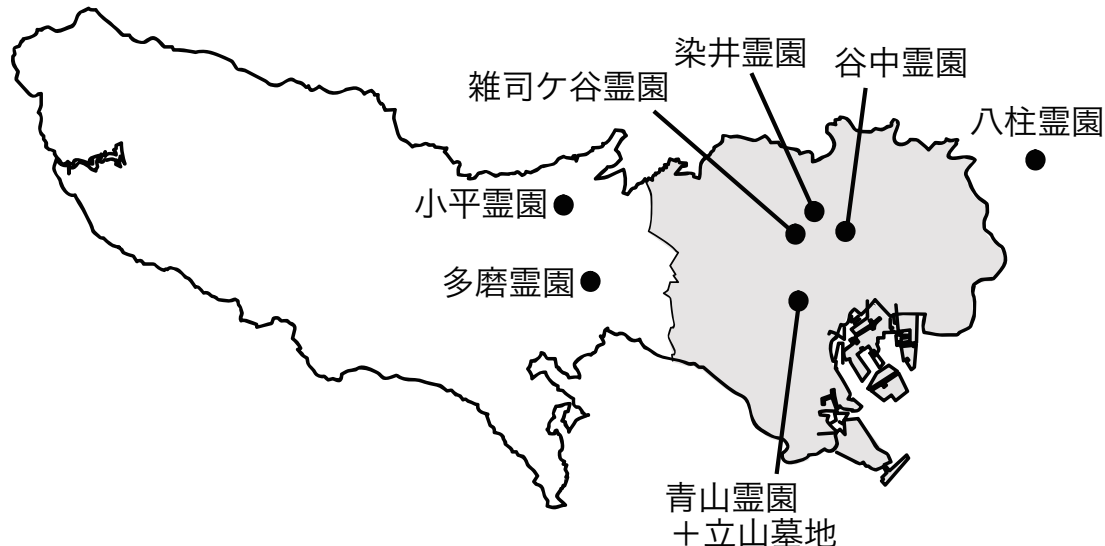


図 3.12: 小平霊園開設後の配置

3.2 都立霊園の歴史-後期

小平霊園の計画が決定したおよそ1年後に日本は終戦を迎えた。

第3章でも述べたように、ここから都立霊園の歴史は後期に入る。日本の墓地行政に大きな影響を与えたものの一つに、1948年に墓地、埋葬等に関する法律が施行された[22]ことがあると考える。この法律により、1884年の墓地及埋葬取締規則など従来の法律は廃止となった[22]。

終戦から15年後の1960年に都立霊園のうち、青山と谷中の新規利用者に対する貸付が停止される。続いて、1962年には染井、雑司ヶ谷も同様の措置が取られる。しかし、この1960年代は、3.1.19で述べたように、申込者が増加していき、小平霊園では、将来墓地不足になると見越し、1ヶ所あたりの墓所面積を小さくした時期とも重なる。そのような時になぜ、東京23区内の都立霊園全ての貸付を停止するに至ったのか、まずは、終戦後の墓地に対する行政の対応を述べ、その後この経緯について詳しく述べたい。

3.2.1 戦後復興期

槇村は、戦後すぐの墓地行政について次のように述べている。「戦後、110余の戦災都市の復興事業にあたり、昭和22年2月「復興土地区画整理に伴う墓地整理方針」が都道府県知事に通帳された。この内容は、昭和20年12月30日に閣議決定された戦災復興基本方針によるものである。都市の墓地は、市街地を離れた郊外に適正に配置された公園式墓地とすべきで、市街地内の墓地は、極力そこに移転すべきである、というものであった。この方針に基づいて「担当者と寺院側との困難な折衝の結果、郊外の適地を復興事業区域と飛び換え地として、墓地を移転することになった」。昭和22年から30年初めにかけて、墓地の移転が行われた。移転された墓地は、移転先では都市計画によって、都市計画決定墓地の決定が下されている。」[5, p.123]。

まず、引用部の「戦災復興基本方針」であるが、「戦災地復興計画基本方針」のことであると考える。

東京都建設局発行の『甦った東京』に「戦災地復興計画基本方針」の本文が載っており、以下のように書いてある。「戦災地復興計画基本方針」では、はじめに、「今次の戦災は被害殆んど全国に跨り都市、聚落を通じ其の焼失区域は1億6千万坪に及ぶ、之に対する復興計画は産業の立地、都市農村の人口配分等に関する合理的方策に依り過大都市の抑制並に地方中小都市の復興を図るを目途とし各都市または聚落の性格と其の将来の発展に即して樹立せられるべく計画に属する事業は永年長期に亘り継続して施行するの外なきも之が基礎となるべく土地整理事業は性質上出来得る限り急速に之を実施すべきものとす。」とあり、墓地に関しては、「3土地利用計画(略)(4)官公衛、学校、停車場、郵便、電信電話舎、市場、墓地其他都市聚落構成上の主要営造物に対しては適正なる配置を為すと共に罹災の施設または営造物にして其の一を変更するを適當とするものは之を他に移転せしむること。」[175, p.15]としている。

次に、榎村のいう「復興土地区画整理に伴う墓地整理方針」であるが、これを受けての東京都の動きについて、『甦った東京』では、「戦災復興土地区画整理事業」の項目で取り上げている。「(4)墓地移転 昭和22年戦災復興院次長の通帳「復興土地区画整理に伴う墓地整理方針」に基づいて、学識経験者、各宗派の代表等により構成された「東京都寺院墓地整理委員会」を設立し、墓地の整理統合、新発意の計画、配分等の調査研究を行い、東京都周辺の緑地地域に外部墓地を、都内の緑地帯には内部墓地を設定し、施行区域内の寺院墓地は、すべて整理統合する方針をたて、墓地の移転関係の事務及び作業等は各宗派代表よりなる遮断法人日本葬務協会が代行するようにした。ところが、昭和24年戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針の閣議決定によって、当初の整理方針も大幅に修正され、土地区画整理施行上障害となる部分のみ移転させる計画に変更した。」[175, p.58]とある。また、「寺院(墓地)移転一覧表」が載っているが、全て寺の墓地であり、それ以外の墓地は一覧に載っていない。

また、戦後すぐの議会ではどのような話がでていたのか、当時の帝国議会の議事録をあたった。

1946年7月11日に開かれた帝国議会の特別都市計画法案委員会において、都内やその他都市の墓地整理の話が会議の中で出ている。

「特別都市計画法」についてだが、これは1946年9月11日に公布された法律で、「法律十九號 特別都市計画法 第一條 この法律は、特別都市計画法の特例を定めるものである。この法律で特別都市計画法とは、戦争で災害を受けた市(東京都の區の存する區域を含む。第十八條を除き第二條以下これに同じ。)町村の區域により行ふ都市計画法をいふ。」[176, p.65]とある。

この中で、墓地整理について以下のように述べられている。「前田委員 (略)それから此の際承つて置きたいのは、是は東京都内でも隨所にあることで、各都市ともあるのであります、墓地の整理の問題であります、寺院墓地と云ふものが極めて不整頓に無秩序の儘で、(略)是は都市の美觀の上からも、又色々の問題からも、何とか美化されなければならぬものではないかと思ふのであります、(略)先づ第一に墓地と云ふものが、一定の區劃に大體整理された形に置かなければならぬ、又寺院等が日本には隨分澤山建てられますが、今日の日本の社會教育等の必要な場合に、是は強制する譯には勿論參らぬのであります

すが、政府は進んで此の宗教團體等とも御相談の上に、之を公開されると云ふことになり
ますならば、都市の中に澤山必要以上の寺院があつても差支へないことになるだらうと思
ふのでありますし、若しさう云ふことが出来ないものならば、此の寺院等も一定の制限等
を加へなければ、都市の恰好が付かないのではないか・・・」[177]。これに対して、「大
橋政府委員 (略)それから墓地の整理の必要なことは、各都市とも痛感致して居るので
ございまして、特に區劃整理に於きましては、墓地の整理を併せて施行することになつて
居ります、又寺院の合併、整備と云ふ問題でございまして、是も一、二の都市に於きまし
ては特に佛教の寺院などで、同じ宗派に屬する寺は此の際整備して一括合祀する、之に依
つて寺の敷地も一箇所に纏まつた結果廣くなり、立派な寺になる、あつちこつちに小さな
お寺のあるのを纏めると云ふやうなことを考へて居る都市もございまして、是等の墓地の整
理に致しましても、寺院の整備に致しましても、何分現在の實情では土地區劃整理の大體
方針が指定致したばかりでございまして、其の中味は是から決めて行くことになるのでご
ざいまして、當局と致しましても此の區劃整理の仕事の進行に付きましては、始終注意を
致しまして、出来るだけさう云ふ方向に向けて援助をし、又之を推進するやうに努力した
いと考へて居ります」[177]とある。(下線は筆者による。)

前田委員の答弁の中に「都市の美観の上」という発言がある。これは、3.1.8において、
青山霊園移転の時の理由の一つとして挙げられていた、「市街の体裁が悪いこと」に近い
と考える。

また、この後の帝国議会の請願委員会では、「罹災都市に於ける墓地跡緑地化に關する
請願」が出ており、以下のような話が出ている。「布委員 此の請願の趣旨は、大都會の
墓地を指しました譯で、殊に東京或は大阪と云ふやうな大都市に於ては、其の墓地が何時
の間にか街の眞中になつてしまつて居る、それを取除けようとしましても、是は中々容易
なものでなく、(略)青山墓地のやうな、電車から見えますのはもう石碑だけである、あの
緑に包まれた墓場と云ふものがあふ状態になつて居る、斯う云ふものを今後も街の眞
中に存在せしめると云ふことは意義はないと云ふことに、是は現實論ではありますけれど
もさうなつてしまつて居る、將來東京を造りますにしても、大阪を造りますにしても、街
の眞中に墓場を置く必要はなからう、之を遠方へ移すと云ふ方法も無論出来ることであ
るし、移した以上、其の墓地をどうするかと云ふことになりまして、是は住宅區域になさ
るのも可能でありますけれども、先づ之を緑地化して、兎に角緑の一つの公園みたいにし
て文化施設を施し、(略)一つの拜殿所を造つて、其處に合祀してお祀りの出来るやうにし
て行く、斯う云ふ方法で、斯う云ふ風にして新時代に處して行くことが必要ではないかと
云ふ所から此の請願が生まれて來ました・・・」[178]とあり、これに対して「大橋政府
委員 (略)政府と致しましても全然御同感に存ずる所でございまして、關東震災の復興に
於きましても、焼失區域に於ける墓地の整理を致したのでございまして、今回の戦災都市
の墓地の焼跡の整理に付きましても、やはり同じ方針を執ることに致して居ります、(略)
出来るだけ郊外の適當の個所に移転をする、(略)跡地に付きましては、之を公園緑地にし
て行く、或は適當な文化施設の用地として新しく活用を圖ると云ふことに付きましては、
全く左様な趣旨で復興計畫を立てて居る次第でございまして、(略)」[178]としている。この
請願は採択されている[178]。

以上のことから、戦後復興期には、都市部の墓地整理、移転の話が帝国議会や、復興基
本方針で出ていることが分かった。しかし、この時点で、都立霊園のうち、区部霊園が墓

地整理の対象となっていたかどうかは分からない。むしろ、寺院墓地のほうがその対象となっていると考える。帝国議会の請願委員会で「青山墓地」と具体的な墓地名もみられたが、ほとんど具体的な墓地の名称は出されておらず、都市部の寺院墓地などが話の対象となっている。

また、帝国議会での答弁を見ると、墓地整理を求める理由の中に、1911年の青山霊園の移転を求める理由に近い部分も見られる。

だが、この時の復興方針における区画整理や答弁の内容は、このあと述べる首都圏整備計画につながっていると考えられる。

3.2.2 区部霊園の貸付停止

復興方針などが打ち立てられた14年後の1960年に都立霊園のうち、青山、谷中霊園の再貸付¹¹が停止された。さらに、2年後の1962年には、染井、雑司ヶ谷霊園の再貸付も停止される。これにより、東京23区内にあった全ての都立霊園の再貸付が停止となった。

まずは、この区部霊園貸付停止の理由について、公的資料では、どのように説明されているのかを見て行く。

a. 都立霊園ホームページ

「青山、雑司ヶ谷、谷中、染井の区部4霊園は、将来、公園化を予定していたことから、青山、谷中については昭和35年8月以降（昭和32年12月21日建設省告示第1689号により都市計画公園として決定）、雑司ヶ谷、染井については昭和37年6月以降、返還墓所等の再貸付は行っていませんでした。」[2]

b. 東京の公園110年

「現在、区内にある東京都営の墓地（霊園）は、青山（立山を含む）、雑司ヶ谷、染井、谷中の4ヶ所であるが、大正の初めに、すべての個所が使用し尽されて仕舞った。これらの墓地は、設置の経緯からいって、いわゆる昔風の墓地のまま都心部に残され、葬地の全面積に占める割合も高く、かつ修景的にも優れているとはいえないので、やがて大都市か、超過密化した東京の都市施策上の問題となってきた。このため、青山、谷中の両霊園については、昭和32年12月都市計画公園としての計画が決定された。東京都ではこの計画の具体化を推進するため、昭和35年8月1日以降は、使用者から返還された墓地及び無縁墓地等で使用許可が取消され、改葬整理された墓地の新規使用は行わず、また、雑司ヶ谷、染井の両霊園についても、昭和37年6月12日以降同様の措置が取られている。」[18, p.242]

c. 東京の公園120年

「現在、区内の都立墓地（霊園）は、青山（立山を含む）、雑司ヶ谷、染井、谷中の4ヶ所であるが、大正の初めに全ての箇所が使用し尽された。これらの墓地は、明治時代からのものであり全面積に占める墓地使用面積の割合が高く、修景的にも優れているとはいえず、やがて大都市か、過密化した東京の都市政策上の問題となってき

¹¹再貸付とは、改葬や無縁墓の撤去などにより空いた墓地区画を、新規利用者に対して再び貸すことである。

た。(下記「参考」を参照) 墓地移転の要望は強く、青山霊園のように「将来公園的墓地に改装し、近代的に明朗化」(昭和16年、赤坂区史) するため、無縁墓として措置した遺骨を多磨霊園に改葬し、その跡地を公園的整備費としての経費が昭和11、12年に計上されている。このようなことを背景に、昭和32年12月には、青山、谷中の両霊園は都市計画公園としての計画が決定され、この計画の具体化を推進するため、昭和37年8月1日以降は、使用者から返還された墓地及び無縁墳墓等の処置で使用許可を取り消した墓地の新規使用(再貸付)は行わず、また、雑司ヶ谷及び染井霊園についても、昭和37年6月12日以降同様の措置が取られている。」[19, p.334]

引用部の「(下記「参考」を参照)」であげているものは、3.1.8であげた、青山墓地移転に関する建議である。

d. 東京の公園130年、東京の公園140年

「現在、区内の都立墓地(霊園)は、青山(立山を含む)、雑司ヶ谷、染井、谷中の4ヶ所であるが、大正の初めに全ての箇所が使用し尽された。これらの墓地は、明治時代からのものであり全面積に占める墓地使用面積の割合が高く、修景的にも優れているとはいえず、やがて大都市か、過密化した東京の都市政策上の問題となってきた。(下記「参考」を参照) 墓地移転の要望は強く、青山霊園のように「将来公園的墓地に改装し、近代的に明朗化」(昭和16年、赤坂区史) するため、無縁墓として措置した遺骨を多磨霊園に改葬し、その跡地を公園的整備費としての経費が昭和11、12年に計上されている。このようなことを背景に、昭和32年12月には、青山、谷中の両霊園は都市計画公園としての計画が決定され、この計画の具体化を推進するため、昭和37年8月1日以降は、使用者から返還された墓地及び無縁墳墓等の処置で使用許可を取り消した墓地の新規使用(再貸付)は行わず、また、雑司ヶ谷及び染井霊園についても、昭和37年6月12日以降同様の措置が取られていた。」[20, p.392][21, p.377]

e. 都立霊園・葬儀所の概要(1994)(1999)

「(5) 青山霊園(略) なお、昭和32年都市計画公園として計画決定されたため、昭和35年8月以降返還墓所等の再貸付は行なっていない。」[26, p.12][27, p.12] 「(6) 雑司ヶ谷霊園(略) なお、都市計画公園事業の実施に備えるため、昭和37年6月以降返還墓所等の再貸付は行なっていない。」[26, p.13][27, p.13] 「(7) 谷中霊園(略) なお、昭和32年都市計画公園として計画決定されたため、昭和35年8月以降返還墓所等の再貸付は行なっていない。」[26, p.14][27, p.14] 「(5) 染井霊園(略) なお、都市計画公園事業の実施に備えるため、昭和37年6月以降返還墓所等の再貸付は行なっていない。」[26, p.15][27, p.15]

f. 東京都霊園問題調査会報告書

「・・・都営霊園のうち、区部(東京都市計画区域内)にある青山、谷中については都市計画公園として計画決定されたため、また雑司ヶ谷、染井についても公園事業準備のため、それぞれ昭和35年、37年以降再貸付を行なっていない。」[179, p.38-39]

g. 東京都新霊園等構想委員会報告書

「(1) 区内霊園の現状 ①青山、谷中霊園は昭和32年、都市計画公園として計画決定

された。この計画を推進するため、昭和35年8月以降、使用者から返還された墓所や無縁化した墓所を、貸付しないとの方針を定めている。雑司ヶ谷、染井霊園についても都市計画事業の実施に備えるため、昭和37年6月以降同様の方針をとっている。」[24, p.165]

h. 東京都霊園管理問題等検討委員会答申

「昭和32年、首都圏整備審議会において、公共空地整備計画の一環として「墓地整備計画」が答申された。内容は、既成市街地における既設の墓地は整理することとし、納骨堂への収容または近郊地墓地への移転をはかること等である。東京都では、青山、谷中の2霊園が墓地整理の対象となり、そのための納骨堂建設または移転のための均衡値の墓地建設が計画された。同年、青山、谷中の2霊園を含む区域がそれぞれ都市計画公園として決定され、昭和35年には公園化のため墓地の再貸付が停止された。また、雑司ヶ谷、染井の2霊園についても、都市計画公園の決定はされていないが、昭和37年に公園化のため、再貸付が停止され、今日にいたっている。」[25, p.49]

i. 建設局 事業概要(昭和38年度版)¹²

「なお、昭和36年9月以来既成市街地にある青山、谷中、染井、雑司ヶ谷の4霊園については、首都圏整備事業による市街地再開発の立場から、新規使用を許可しないのみならず、遺族に永くかえりみられていない、いわゆる無縁墓地を郊外霊園に改葬移転し、その整備を図っている。」[102, p.27]

上記引用部から、青山と谷中霊園、染井と雑司ヶ谷霊園の貸付停止理由を整理すると、表3.7のようになる。

表 3.7: 区部霊園貸付停止の理由

文献	青山霊園、谷中霊園	染井霊園、雑司ヶ谷霊園
a	建設省告示第1689号	将来、公園化を予定
b	都市計画公園に決定	
c	都市計画公園に決定	
d	都市計画公園に決定	
e	都市計画公園に決定	都市計画公園事業の実施に備える
f	都市計画公園に決定	公園事業準備
g	都市計画公園に決定	都市計画事業の実施に備える
h	都市計画公園に決定、墓地移転対象	公園化のため、都市計画決定なし
i	首都圏整備計画による市街地開発	首都圏整備計画による市街地開発

また、区部霊園の貸付停止について、東京都議会の「平成16年各会計決算特別委員会第3分科会(第5号)」において、以下のような答弁がある。

¹²昭和38年度以降の事業概要にも貸付停止に関する記述はあるが、内容はほぼ同じである。ここでは貸付停止された時期に最も近い事業概要を挙げる。

21:矢島委員「・・・区部霊園について、昭和三十五年、都市公園化方針決定の理由、その後の経緯についてお伺いします」

22:伊藤参事「都市公園化方針決定につきましては、昭和三十二年の首都圏整備計画に基づきまして、東京都区部のオープンスペース確保を目的とし、青山霊園、谷中霊園について昭和三十二年に都市計画公園の決定をいたしました。」[180]

この発言から、青山、谷中霊園に関しては、首都圏整備計画に基づき、都市計画公園の決定がされたことが分かる。

以上のことから、青山霊園と谷中霊園は、建設省告示第 1689 号と首都圏整備計画の 2 つが背景にあり、それにより都市計画公園として決定されたということが伺える。一方で、染井霊園と雑司ヶ谷霊園は将来公園化を予定とあったり、都市計画公園事業の実施に備えるなど、青山、谷中霊園に比べて貸付停止の理由が、文献により異なる。また、染井と雑司ヶ谷に関しては、『東京都霊園管理問題等検討委員会答申』では、都市計画決定はされていないとなっている [25, p.49]。

公的資料から、青山、谷中の貸付停止の理由と、染井、雑司ヶ谷の貸付停止の理由はそれぞれ異なる背景があることが分かった。しかし、建設省告示と首都圏整備計画の関係や、なぜ霊園(墓地)が公園として整備される計画が上がったのかなど不明な点もある。

それでは、次に、青山霊園と谷中霊園の貸付停止の背景にある、首都圏整備計画と建設省告示第 1689 号はどのようなものであったのかということ以下で述べる。

3.2.3 首都圏整備計画

首都圏整備計画であるが、これについて申は以下のように述べている。「・・・昭和 31(1956)年 4 月に制定された「首都圏整備法」の第 1 条において、この首都圏整備法の目的は、「首都圏整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することによって、わが国の政治、経済、文化等の中心にふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ること」とされ、公園・緑地等の空地に関する事項は「基本計画」のうち、「1 既成市街地、近郊地帯および市街地開発区域の整備に関する事項」の中に取り上げられていた。また、首都圏の範囲は東京駅を中心に半径約 100km の圏内と政令で定められ、昭和 32(1957)年には「首都圏整備計画第 1 次 10 年計画」が立てられた。(略)「首都圏整備計画」における全体の公園・緑地計画については、東京都市計画地方審議会の中に「公園緑地特別委員会」が組織され、調査研究が進められた。(略)この報告に基づき、公園緑地に関する戦後最初の実効性をともなった都市計画公園緑地の改訂が行われ、昭和 32(1957)年 12 月に建設省告示第 1689 号として公示された。」[181, p.164-165]

申の記述から、最初に首都圏整備法が制定され、それにより、首都圏整備計画が立てられ、そして建設省告示第 1689 号が出されたという流れが分かる。

首都圏整備計画において、都立霊園はどのように書かれていたのか、まずは建設省告示第 1689 号が出たのと同じ 1957 年の計画について見る。これによれば、建築物の高層化に伴い、公園や緑地の確保を必要とし、公園整備をする場所の一つとして、青山、谷中霊園が計画案に上がっていたことが伺える。

計画の内容であるが、同書の「首都圏の地域形態及びその整備方針」の中で、「東京都区部(三鷹、武蔵野両市を含む。)においてはその必要な区域について人口増加の原因となる大規模な工場大学等の新設又は増設を制限することとし、(略)分散困難な産業及び人口に限りその増加を考慮するものとする。これに伴い人口密度及び土地利用形態を適正ならしめるため、都心機能の分散、建築物の高層化、空地の高度利用、オープン・スペースの確保を図り、交通施設をはじめ公共施設を整備するものとする。」[182, p.1]とある。

3.2.2で引用した東京都議会の平成16年各会計決算特別委員会第3分科会(第5号)における、伊藤参事の発言は、この首都圏整備計画(1957)を指していたと考える。

区部霊園の貸付停止の理由について、「都市計画公園の決定」や「公園化のため」という記述が見られるため、オープン・スペースの中には「公園」が含まれていたと考えられる。

首都圏整備計画(1957)の中には、さらに「既成市街地における公共空地整備計画(案)」が出ており、「I 公園緑地整備計画」[182, p.131]とある。その概要であるが、東京都に関しては、次のように記載されている。「区部に於ける既設の公園緑地は約223万坪であるが、建築物の高層化計画等に伴い、近隣公園27ヶ所約17万坪(表1表2)を造成すると共に、児童公園130ヶ所約10万坪を造成する。又大公園としては、既に都市計画決定されているものの中、緊急を要する公園緑地16ヶ所約13万坪、墓地整理に伴う公園2ヶ所6万坪及び国営公園2ヶ所(表3)を整備する。」[182, p.132]。(下線は筆者による)

引用部の表3であるが、この一部に、表3.8に示したことが記載されている。表3.8は、筆者が『首都圏整備計画』(1957)p.134の表3から、青山、谷中に関する部分を抜粋し、転載したものである。

表 3.8: 首都圏整備計画(1957)p.134(表3)より抜粋

名称	計画面積坪	事業面積坪
青山公園	171,000	36,000
谷中(上野)公園	30,000	24,000

[182, p.134]

以下で述べる「既成市街地における公共空地整備計画(案)」の「II 墓地整備計画」も踏まえると、下線部の「墓地整理に伴う公園2ヶ所」とは表3.8の2ヶ所、つまり、青山霊園と谷中霊園を指していると考えられる。

表中で「谷中(上野)公園」となっていることについてだが、1962年4月17日の衆議院運輸委員会観光に関する小委員会で次のような発言がある。「勝澤小委員 (略) 上野公園に行きまして、公園と動物園に参りました。それから後楽園に行って見て驚いたのですけれども、確かにあなたの言いました通り、人が多過ぎると思うのです。人が多過ぎて、結局動物を見るにも、公園を歩くにも、押され押されなんです。(略)私も考えると、どうも公園が足りないんじゃないだろうか。」[183]「藤原参考人 上野公園の周囲には、ほとんどそういった広場もなし、何も無いわけです。(略)いま少し上野公園に類似したところを作ってもらおうとか、あるいは現在上野公園に接近しておる谷中霊園のようなところもございいますから、あれでもほかへ移してもらって、あっちの方へ上野公園をいま少し延長していただければ、すぐにきれいな、かつまた、そう人も混雑しないような公園ができるんじゃないかと思っております。」[183]

谷中霊園は現在も残っているので、この発言の内容が実現されなかったのは明らかであるが、首都圏整備計画の1957年版が出された5年後にこのような発言が、国会の委員会でなされているということは、一部の人たちの間で、谷中霊園の墓を改葬した後、上野公園を延長することが構想されていたと推察する。そのため、首都圏整備計画では、「谷中(上野)公園」となっているのではないかと考える。

「Ⅱ 墓地整備計画」には、次のように書かれている。「1. 方針 既成市街地においては、納骨堂の造成に重点を置き、既設の墓地は努めて整理の上、納骨堂に収容又は近郊地帯の墓苑に移転し、それらの跡地を公園緑地、一部は公共用地として整備し、土地利用の合理化並びに環境の改善を図るものとする。 2. 計画の概要 1) 東京都 墓地利用者の需要に応ずるため、納骨堂5ヶ所2700坪青山、谷中両公営墓地の整理に伴い必要となる納骨堂2ヶ所1170坪を新規増設するとともに、既設八柱、小平両霊園をそれぞれ100,000坪、70,000坪拡張し、近郊地帯に墓苑1ヶ所180,000坪を新設する。(表1)」[182, p.138-139]とある。引用部の表1であるが、筆者が表3.9に、表1の内容を転載した。

表 3.9: 『首都圏整備計画』(1957)p.139(表1)の引用

事業種別	名称	計画面積坪	事業面積坪
墓地整理	青山霊園	88,500	36,000
	谷中霊園	30,600	24,000
	小計	119,100	60,000
墓地増設	八柱霊園	312,900	100,000
	小平霊園	300,000	70,000
墓地新設	(未定)	300,000	180,000
	小計	912,900	350,000
納骨堂	青山納骨堂	720	720
	谷中納骨堂	450	450
	雑司ヶ谷納骨堂	630	630
	多摩納骨堂	450	450
	八柱納骨堂	450	450
	小平納骨堂	450	450
	(未定)納骨堂	720	720
小計	3,870	3,870	

[182, p.139]

引用した「Ⅱ 墓地整備計画」の表1において、墓地整理の対象となっている墓地2つが青山霊園、谷中霊園となっている。そのため、1957年の首都圏整備計画において、青山霊園と谷中霊園の墓地整理、及び公園化の計画がたてられたと考える。さらに、墓地整理と合わせて、墓地需要に対応するために納骨堂を整備するために、既存の都立霊園全てに納骨堂を増設することや、八柱霊園と小平霊園の拡張、新規墓地の建設も計画に入っている。

新規墓地についてだが、これは、おそらく8つ目の都立霊園となる八王子霊園である。また、青山、谷中霊園の公園化計画の背景である、「オープンスペースの確保」には、次

のことも関連していると考え。先に引用した整備方針の中で、「建築物の高層化」と出ているが、これについては、首都圏整備計画の中で「既成市街地に於ける建築物高層化計画案」[182, p.5]として、さらに詳しい計画案が出ている。そして、この計画を実現するためにやるべきことの一つとして、次のことが書いてある。「建築物の高層化に伴い、公園緑地の拡充が特に必要となるので、計画区域内に於ては、公園緑地、特に近隣公園、児童公園の確保を協力に行うものとする。この場合、公園用地の取得が特に困難な都心地区、下町地区等に於ては、土地区画整理の施行、屋上部分の利用等特別の工夫を払うものとする。」[182, p.13]。

このことから、建物を高層化するとともに、公園や緑地も増やしていきたいと考えていた可能性がある。

首都圏整備計画は1957年の次に1960年版が出ている。そこにも、1957年版と同様に、青山公園、谷中(上野)公園の計画についての記載がある[184, p.65]。しかし、これ以降の首都圏整備計画には、青山、谷中霊園あるいは青山、谷中公園についての記述は確認できない。つまり、1957年の首都圏整備計画に出ている墓地整理や公園化計画は、これ以上具体的な計画として、ここでは打ち出されていないということである。

以上の首都圏整備計画の内容から、青山、谷中霊園の墓地整理、公園化計画の背景には、

- 建築物の高層化
- オープンスペース(公園緑地)の確保の必要性

の2つがあったことが分かった。

また、同計画では、墓地整理や墓地需要に対応するために納骨堂を整備する計画を立てていた。これは、3.1.14においてあげた、1930年代頃の納骨堂建設の延長であると考え。当時、井下や井上は、将来納骨堂を建設し、墓地の拡張を抑えるべきであると主張していた。首都圏整備計画の中では、既存墓地の拡張や、墓地の新設についても書かれており、全く両氏の主張に合致するものではないが、墓地の拡張ではなく、納骨堂への移行も視野に入れていたと考える。

戦後の都立霊園の納骨堂整備についてだが、『都市計画と東京都：この過大都市をどう改造しようとしているか：調査報告書』では、墓地について「新設や既存の墓地の拡張はたしかに必要であるが、用地取得の困難な状況では墓地の立体化を促進することもすぐれた方法である。東京都では、将来各区に少なくとも一ヶ所ずつ置くことを目処に墓地の立体化を計画しており、現在までに昭和八年解説された多摩霊園納骨堂のほか八柱と雑司ヶ谷の二ヶ所に設けられ、一般の利用に供されている。特に昭和一三年に開設された雑司ヶ谷の崇祖堂は、最大の規模を誇るもので(略)平屋建のものであったが、最近の需要増加に伴って、昭和三三年度に(略)増改築を行なった。しかし、この種の立体墓地は少しの抵抗なしに一般に利用されているわけではなく、その利用度も必ずしも高いとは言えない。これは主として、わが国古来の風俗、宗教感情に由来するものと思われる。急激に墓地の立体化を実現することはこのような点からも問題もあり、当分は平面墓地と立体墓地を併用する方向をとらざるを得ない実情にある。」[185, p.191-192]

このことから、都立霊園に限らず、東京都は区に最低一つずつ納骨堂を設置する計画する予定があったと考えられる。

3.2.4 建設省告示第1689号

続いて建設省告示第1689号について述べたい。まず、建設省告示第1689号の所在であるが、本研究における調査で、所蔵していることが確認できたのは東京都建設局公園緑地部の1ヶ所のみである。

この告示が出されたのは1957年12月21日である[186]。その内容であるが、「東京都市計画公園緑地を次のように決定する。その関係図書は、東京都庁に備え置いて縦覧に供する。昭和三十二年十二月二十一日 建設大臣 根本 龍太郎（「次のよう」は省略）」[186]とある。東京都の都市計画公園、および緑地を定めた告示である。

省略されている「次のよう」というのは、東京都市計画公園緑地に指定された場所の一覧である。1.大公園、2.小公園、3.緑地の3つの項目に分けられており、それぞれ、番号(名称につけられた番号)、名称、位置、地積約ヘクタールが記載されている。

このうち、1.大公園の項目で指定された範囲に、青山霊園と谷中霊園が入っている。1.大公園の項目には、それぞれ表3.10に示したように記載されている。なお、表3.10は建設省告示第1689号の東京都市計画公園緑地、1.大公園の項目の表のうち、青山、谷中に関する部分を抜粋、転載した。[186]

表 3.10: 大公園指定箇所 (建設省告示第1689号内の表より抜粋)

番号	名称	位置	地積約ヘクタール
12	青山	青山南町1,2,3丁目竜土町各地内	41,20
54	上野	台東区谷中天王寺町、上野桜木町、上野花園町、上野公園地、文京区上野公園地各地内	24,000

告示に書いてある住所は、住居表示に関する法律(昭和37年施行)[187]以前なので、現在のものとは異なっている。

そのため、現在の青山、谷中霊園のかつての地名を確認し、告示に示されている場所の中に両霊園が入っているかどうかを確認した。

まずは青山霊園からである。青山霊園の現在の住所は「東京都港区南青山二丁目32番2号」[27, p.12]である。東京都港区役所はホームページでは、新旧町名の対応表が載っている。これで、現在の地名を確認した。対応表によると、南青山において住居表示実施、つまり地名が変更されたのは1966年10月1日である[188]。

対応表において、告示の「青山南町1,2,3丁目竜土町」は、それぞれ以下のようになっている。

- 赤坂青山南町一丁目→南青山一・二丁目(一部)
- 赤坂青山南町二丁目→南青山二丁目(一部)
- 赤坂青山南町二丁目→南青山二丁目(一部)
- 麻布龍土町→六本木七丁目(一部)

[188]

「赤坂青山南町」に関しては、いずれも、現在の南青山1,2丁目の一部であるため、青山霊園がその中に含まれていたかどうかは分からない。

次に、1966年以前の文献で、青山霊園の所在地が書いてあるものをあつた。地名が変更される前の文献でかつ、霊園の地名が載っている文献は、昭和26年版の『事業概要』であった。これによれば、青山霊園の所在地は「港区赤坂青山南町」[189, p.104]となっている。番地が書いていないため、1,2,3丁目に入っているのかどうかは不明である。一方、『東京府統計書』(明治44年)には、青山共葬墓地の位置は「赤坂區青山南町三丁目」とあり、立山共葬墓地は「赤坂區青山南町五丁目」[83, p.47]とある。『東京府統計書』の位置によれば、青山霊園のうち、立山地区は告示で大公園に指定された位置には入らないものの、それ以外は指定位置に入っていたことになる。

東京都港区役所はホームページにおいて、地名の新旧対応表とは別に、港区の旧町名についての情報を地名変更前の地図と共に出している。ここで、かつての青山霊園とその付近の地図が公開されているが、青山霊園の場所だけ地名の記載がない[190]。そのため、港区役所に確認をとった。赤坂地区総合支所協働推進課地区政策担当の職員の話によれば、ホームページに載っている地図では、現在の青山霊園の部分の地名が記載されていないが、他の地図によると、赤坂青山南町3丁目にあたるとのことだった。

筆者が、別の地図で青山霊園の地名を確認したところ、『東京市及接続郡部地籍地図 上巻』(1912)では、現在の青山霊園は、赤坂青山南町3丁目にあった[191]。『東京都区分地図帖』(1951)は、境界線がやや不鮮明であるが、おそらく赤坂青山南町3丁目に入っている[192]と考える。以上のことから、現在の青山霊園は、告示に指定された大公園の位置に入っていたことになる。ただし、青山霊園の立山地区に関してだが、『東京府統計書』(明治44年)ではそこだけ青山南町5丁目となっているように、青山霊園の一部であるが、飛び地である。『東京市及接続郡部地籍地図 上巻』(1912)でも、立山地区のみ5丁目に入っている[191]。告示では、青山南町は1,2,3丁目を対象となっているので、立山地区だけは、大公園の指定区域から外れていた可能性が高い。そのため、建設省告示第1689号では、青山霊園の全域ではなく一部が大公園に指定されたと考える。

谷中霊園についてだが、こちらは、台東区役所がホームページで公開している旧町名の情報を元に確認をした。告示中にある「谷中天王寺町」のところをみると、谷中墓地、つまり谷中霊園の全域が旧町名の谷中天王寺町に属している[193]。このことから、告示で大公園に指定されていた地域に谷中霊園は全て含まれていたことがわかった。

以上のことから、建設省告示第1689号により、青山霊園の一部と谷中霊園の一部が大公園に指定された。

また、同告示において小公園に指定された場所の一覧の中に、「雑司ヶ谷」のとあり、「豊島区日出3丁目、雑司ヶ谷5丁目各地内が指定されている。[186]。しかし、『東京都区分地図帖』(1951)で確認をしたところ、「雑司ヶ谷墓地」は「雑司ヶ谷町1丁目」に入っている[192]。そのため、告示の指定箇所のいずれからも外れている。このことから、告示で公園に指定されたのは、区部霊園のうち、青山と谷中の2霊園のみである。

3.2.5 青山、谷中の貸付停止

以上のような経緯で、青山、谷中霊園は再貸付停止となった。『東京の公園 140 年』には「・・・昭和 32 年 12 月には、青山、谷中の両霊園は都市計画公園としての決定がされ、この計画の具体化を推進するため、昭和 35 年 8 月 1 日以降は、使用者から返還された墓地及び無縁墳墓等の処置で使用許可を取り消した墓地の新規利用者(再貸付)は行わず・・・」[21, p.377] とある。

再貸付停止の目的であるが、以下の文献から、霊園内の空き地を増やし、公園とする場所を確保することであった可能性がある。長期間、再貸付を停止すれば、その間に無縁墓地や別の霊園に改葬する人が出てきて、霊園内の空き地が増加し、いずれはほぼ全て空き区画となり、そこを公園にするということを目指していたと考える。1971 年 11 月 25 日に出された『都営霊園の将来計画について』では、「既存の都営霊園については、その使用者が進んで前記施設に改葬を希望するよう指導する。特に区部に存する都営霊園は早急に改葬するよう努力し、その跡地は公園とする。」[194] とある。「前記施設」とは、納骨堂やメモリアルパークをさしている [194]。また、1988 年の『東京都霊園問題調査会報告書』には、「これら 4 霊園の現在までの空き墓地率は、昭和 62 年 3 月現在で箇所数で 5.6%、面積率で 3.2%にとどまっている。」[179, p.39] とある。引用部の 4 霊園とは、青山、谷中、染井、雑司ヶ谷のことである。

いずれの文献でも、霊園内の空き墓所についての記述が見られるため、公園とするために、上記のようなことを目的とし、再貸付を停止したと考える。

青山霊園についてだが、先に 3.2.4 で述べたように、建設省告示第 1689 号における大公園の指定箇所、青山霊園内の立山地区は入っていなかった。しかし、再貸付停止は青山霊園全体のことであり、立山地区のみ例外であったことは確認できない。つまり、再貸付停止された場所は、首都圏整備計画や建設省の告示に全く沿ったものであったとは言えない。

これには、3.1.8 で述べた 1911 年に青山霊園の移転計画が持ち上がった頃の話が絡んでいると推察する。『東京の公園 120 年』には、「現在、区内の都立墓地(霊園)は、青山(立山地区を含む)、雑司ヶ谷、染井、谷中の 4 か所があるが、大正のはじめに全ての箇所が使用し尽くされた。これらの墓地は、明治時代からのものであり全面積に占める墓地使用面積の割合が高く、修景的にも優れているとはいえず、やがて大都市化、過密化した東京の都市政策上の問題となってきた。(下記「参考」を参照) 墓地移転の要望は強く、青山霊園のように「将来公園的墓地に改装し、近代的に明朗化」(昭和 16 年、赤坂区史) するため、無縁墓として措置した遺骨を多磨霊園に改葬し、その跡地の公園的整備費としての経費が昭和 11,12 年に計上されている。このようなことを背景に、昭和 32 年 12 月には、青山、谷中両霊園は都市計画公園としての計画が決定され、この計画の具体化推進するため、昭和 37 年 8 月 1 日以降は、使用者から返還された墓地及び無縁墳墓等の処置で使用許可を取り消した墓地の新規しよう(再貸付)は行わず、また雑司ヶ谷及び染井霊園についても、昭和 37 年 6 月 12 日以降同様の措置が取られている。」[19, p.334] とある。「下記「参考」を参照」の部分にあるのは、3.1.8 であげた「青山墓地移転に関する建議」である。ここでは、再貸付停止の背景について、首都圏整備計画や建設省告示第 1689 号のことは出てこないが、代わりに、戦前の青山霊園の墓地移転の話や、墓地移転計画が頓挫した後の墓地整備、多磨霊園への無縁墓の改葬が述べられている。

このことから、再貸付停止の主な背景は、国から具体的な計画として出された首都圏整備計画や建設省告示第1689号である。だが、それに、戦前からの青山霊園の移転計画を始めとする区部霊園を郊外へ移転させるという東京都の考えが重なったことで、指定区域に入っていなかった青山霊園立山地区も合わせた、青山霊園全域で再貸付停止が実施されることになったのではないかと考える。

3.2.6 染井、雑司ヶ谷の貸付停止

青山、谷中霊園の再貸付停止に関しては、以上のような背景があったことがわかった。その一方で、上記で見てきた首都圏整備計画や建設省告示第1689号には、染井、雑司ヶ谷についての計画は書かれていなかった。しかし、先の『東京の公園120年』の引用部からも分かるように、青山、谷中霊園の再貸付が1960年に停止となった2年後の1962年に、染井、雑司ヶ谷も貸付が停止されている。

染井、雑司ヶ谷霊園にの再貸付停止の理由だが、3.2.2において、表3.7であげたように、「公園化を予定」や「都市計画公園事業の実施に備える」など、どのような計画を元に決めたのかということが分からないものであった。

そのため、現在、都立霊園を管轄している東京都建設局に、染井、雑司ヶ谷の再貸付停止の詳しい理由について問い合わせた。その回答は以下のようなものである。

1. 都議会では、染井、雑司ヶ谷の再貸付停止を決めていない。
2. 東京府時代から区部霊園は墓地として整備してきたが、その中で、市街地に墓があるのは、衛生上望ましくないという考えがあった。
3. 2のことから、公園として整備するという方針があった。
4. 1957年に青山、谷中霊園は都市計画公園決定され、1960年に再貸付停止となる。
5. 区部霊園である染井、雑司ヶ谷も青山、谷中と同じ方向へという考え方があった。
6. そのため、墓所を管理していた東京都の部署のほうで貸付停止の方針を決定した。具体的にどこの部署で決定したかということが分かる資料は残っておらず、不明である。

つまり、建設局の職員の話によれば、染井、雑司ヶ谷も青山、谷中にならい、再貸付停止をする方向で考えを進め、墓所を管理していた東京都の部署で再貸付停止を決定したということである。

「墓所を管理していた東京都の部署」というのは、具体的にどこであったのか、当時の東京都の部署について調べた。東京都公文書館はホームページで、東京都知事部局や出納長室の変遷を公開している[195]。ここで、染井、雑司ヶ谷の貸付が停止された1962年の東京都の部局についてみると、建設局公園緑地部に「霊園課」がある[195]。この部署は青山、谷中の再貸付が停止された1960年に既に存在している[196]。そのため、どの時期に染井、雑司ヶ谷の再貸付を決定したのか、詳しいことは不明であるが、建設局の職員の話を読まえば、青山、谷中霊園の再貸付が停止した頃に、染井と雑司ヶ谷の再貸付停止も検

討しはじめたとしても、建設局公園緑地部霊園課が再貸付停止を最終的に決定した可能性が高いのではないかと考える。

このように、建設局の職員の話では、染井、雑司ヶ谷の再貸付停止について、都議会ではなく、東京都の部署で決定をしたということであったが、実際に、都議会本会議の議事録をあたり、染井、雑司ヶ谷の再貸付停止が議題に上がっていないかどうかを調べた。

都議会本会議の議事録は、1957年1月以降のものは、東京都議会会議録検索のページにおいて、検索が可能である。そのため、1957年1月以降の議事録は、検索サイトを利用した。1957年1月よりも前のものは、東京都議会議事堂内の都議会図書館に所蔵されている本会議議事録を参照した。ただし、1946年の『都参事会会議録』と、1949年の『東京都議会会議録3』は劣化のため、閲覧禁止となっていた。そのため、この2冊は確認することはできなかった。

1947年以降の閲覧可能な東京都議会議事録を見たが、染井、雑司ヶ谷の再貸付停止についてのことが議題に上がっていることは確認できなかった。

以上のことから、今回の都議会議事録の調査からは、東京都建設局の職員による染井、雑司ヶ谷の再貸付停止についての経緯を否定する発言の記録は見つからなかった。

3.2.7 東京都の墓地不足

都立霊園のうち、区部霊園が再貸付停止となった一方、3.2.3において引用した首都圏整備計画には、墓地の需要に対応するために東京都内への納骨堂整の整備、既存墓地の拡張、新規墓地の建設ということも入っていた。以下の資料から、当時の東京都では、墓地不足が起きていたと考える。

『東京の公園140年』には「・・・戦後の東京の急激な人口増加と核家族化の進展は、墓地の需給関係を逼迫させ、悪化の一途をたどるばかりであり、小平霊園建設後、既に第4の郊外霊園の候補地を近県にまで物色せざるを得ない状態であった。」[21, p.379]とある。また、東京都建設局の『事業概要』(昭和33年版)には、「・・・昭和32年の都民の死亡数は、(略)60,018名であつた。31年は、47,596名であつたから、約12,500名よけいに死亡したわけである。(略)もちろん、それらの遺骨が、すべて新しい墓地を必要とするとはかぎらない。けれども、新しい墓地を必要とする遺骨も、相当の数にのぼつことは、容易に想像できる。しかし、寺が所有する墓地は、すでに超満員であり、市街地においては、その拡張をとうてい望めない現状である。」[197, p.43]とある。

また、以下で詳しく述べるが、1953年5月21日の読売新聞、1955年7月11日の朝日新聞にも、墓地不足に関する記事が出ており、1950年代にはすでに墓地不足が起きていたと考える。

この墓地不足に対し、行政はどのような対応をとっていたのかを新聞記事を見て調査した。青山、谷中霊園の再貸付が停止となった1960年より前の1950年代の半ばには、既に墓地不足に関する記事が出ている。『東京の公園140年』で述べられているように、終戦から10年ほどで墓地不足の問題が出てきたと考える。

1953年5月21日の読売新聞(朝刊)では、「アパート式納骨堂も 墓地難に都の新対策」という記事が出ている。「最近、都営霊園の使用申込みが激増してこのまゝではあと三、四年で墓地は一坪もなくなるという心配が起り、都建設局では頭を痛め場所によっては十

三人に一人という都営住宅並みの抽選まで行われているので、同局では(略)欧米各国の墓地資料をとりよせ石造りアパート式納骨堂の研究をはじめ近くこれまでの格式を破った新納骨堂を建てるといふ。」[198, p.6]とある。首都圏整備計画でも、納骨堂建設について述べられていたため、この記事を読まると、1950年代の半ばごろから、墓地を管轄する行政では、墓地不足に対し、問題意識を持っていたと推察する。

1955年7月11日の朝日新聞(夕刊)では「墓地不足 住宅なみに激しい競争」という見出しがあり、「・・・東京ではこのごろ墓地不足に悩んでいる。十一日は都営小平霊園(略)の新規墓地貸付(略)の申込みが始まったが、昨今は申込みが殺到して(略)公開抽選をする。」と述べられている。また、多磨霊園が飽和状態であることや、八柱霊園が将来拡張を計画していることも書かれている。さらに、墓地不足について、「・・・お墓ラッシュがはじまったのは一昨年ごろからだ。現世の暮しも何とか落ち着いたので、ここらで新しいお墓をたてようか、という皆んなの気持。」[199, p.3]とある。この記事から、区部霊園の再貸付が停止される前から、墓地不足が問題として認識されていたことが分かる。

区部霊園の貸付が停止された1960年以降も、墓地不足についての記事は出ており、例えば、1961年9月9日の朝日新聞(朝刊)では「深刻な墓地不足 大東京特集」[200, p.9]という見出しが出ている。

東京都周辺の県で墓地の誘致運動も起きていた。1960年11月22日の読売新聞(夕刊)には「石岡市(茨城)が誘致運動 都も乗り気 さっそく現地調査」という記事が出ている。内容としては、墓地不足が起き、東京都では雑司ヶ谷霊園内にロッカー式の納骨堂を作ったが不人気で、郊外に霊園を求めることになった。「各市に話かけてみたが、どこも「墓地ではね」と冷たい返事だ。こうした時に茨城県石岡市から「墓地をぜひ」の陳情が首都圏整備委にあった。霞ヶ浦の北、人口わずか三万六千の同市にはこれといった名物も名所もなく、ひとつ東京の墓地を“誘致”し大墓地公園を建設しようというのが陳情のネライ。」[201, p.6]とある。しかし、現在ある都立霊園の内、東京都外にあるのは八柱霊園のみなので、この誘致は実現しなかったと考える。

この記事から、東京都内で墓地用地を探すことは、困難になっていたと考えられる。また、このような状況は、その後も続いたと考える。石岡市への墓地誘致の記事が出た19年後の1979年10月6日の朝日新聞(朝刊)には、「板橋区が区民霊園 秩父市の一角に400区画造成中」という記事が出ている。板橋区が区民対象の霊園を秩父市に作ったと言う内容である[202, p.20]。

以上の記事から、1950年代の中頃から墓地不足が認識されるようになり、また新聞に取り上げられる問題となっていたことが分かった。

ただし、小谷は墓地不足について「一九八〇年代に入ると、首都圏の大都市部で墓地不足が起きた。(略)この背景には、高度成長期に地方から都市部へ流入してきた人たちが八〇年代に入って続々と定年を迎え、新たに墓を必要とするようになったことが挙げられる。」[203, p.5-6]としている。

また、「墓地に関する政策研究」では、墓地不足について「1960年代からの高度経済成長期において、地方出身者が都会に流入し、これらの人々が結婚し書体を持つことで親と同居しない核家族化が進んだ。1970～1980年代には、年における墓地需要の増大により、墓地不足が問題となった。新たに地方から移住した人々の多くは、生活の場である「この地に骨を埋める」との考えで都市生活を営み、自らの「死後の住処」を求めて新たな墓地

を必要としたことにより、都市部の公営墓地は供給不足に陥ったのである。」[204, p.61]と書いている。このことから、墓地不足は東京都に限った話ではなく、その他の都市部でも問題になっていたと考える。

さらに、新聞で墓地不足が取り上げられた時期と小谷が墓地不足が起きたとしている時期、「墓地に関する政策研究」で墓地不足が問題となったとしている時期を踏まえると、墓地不足は、少なくとも1950年代半ばから1980年代にかけて、慢性的に存在した問題であったと考えられる。そして、財団法人東京市町村自治調査会は「戦前、戦後を通じて、東京の人口増加、市民の個人主義と核家族化の進展により、公営墓地の需要は飛躍的に拡大した。2010年8月現在、都立霊園の応募倍率は最大で約30倍に達しており、墓地不足は深刻な社会問題となっている。」[65, はじめに]としている。そのため、おそらく現在も墓地不足の問題は続いている。

一方で、小谷は墓地不足について、「・・・都心でお墓を取得するのはむずかしいうえ、あったとしても高額な費用がかかったというのが実際のところであった。つまり、郊外の墓地であれば不足していたという事態はほとんどなかったと思われる。東京都の公営墓地は、倍率が高くてなかなか当選しないという現象は以前からあったが、お寺やメモリアルパークの墓地であれば、費用はかかってもお墓を建てられないわけではなかったという言い方もできる。(略)費用が安い、墓地の運営者が自治体なので安心できるなどの理由で公営墓地の人気の高いため、「東京ではお墓が足りない」と錯覚する人が多いのではないかと考えられる。」[205, p.37-38]としている。このことから、どのような種類あるいは立地の墓地の需要と供給の状況を見るかによって、不足しているかどうかの判断は別れる状態であったと考える。都立霊園に関して言えば、需要の割に供給が追いついていなかったが、東京都民が利用できる墓が少なかったとは一概に言えなかったと考える。

以上のことから、区部霊園の再貸付が停止された頃は、東京などの大都市圏の一部において墓地不足が徐々に問題となった時期と重なることが明らかになった。

3.2.8 新形式墓地

墓地不足の問題が起きる中、既存の墓地を拡張、あるいは大規模な墓地を新たに新設するのではなく、従来よりも場所を取らない納骨堂のような墓地も作られるようになった。3.2.3で述べたように、首都圏整備計画には、墓地の拡張、新設の他に、納骨堂整備についても書いてあった。

雑司ヶ谷霊園では、すぐに納骨堂建設の計画が進められていた。東京都建設局の『事業概要』(昭和32年版)には「・・・雑司ヶ谷霊園内の空地約1,000坪に、本格的なアパート式立体墓地を建設するよう計画を進めている。」[206, p.42]とある。

1959年の『東京都都市計画概要』には「昭和32年決定されて首都圏公共空地整備計画においては、既成市街地再開発の見地から、青山、谷中、雑司ヶ谷等都心部に近い区域にある平面墓地を整理し、その他の4ヶ所を含む計7ヶ所に納骨堂を新設し、立体化をはかり、整理された跡地は都市公園に当てるため、10ヶ年計画で実施に移される予定であるが、雑司ヶ谷においては既に立体納骨堂として完成した。」[207, p.138]とある。

上記2つの文献より、計画のうち、雑司ヶ谷霊園内の納骨堂は、首都圏整備計画が出された1957年の段階で既に建設計画が進められており、1959年には完成していた。

雑司ヶ谷霊園内の立体納骨堂について、『東京の公園 110 年』では 3.1.14 で述べた短期使用を目的とした戦前の納骨堂を挙げた上で「以上に述べた納骨堂は、いずれも 1 年より 5 ヶ年の短期保管であるが、墓地需要の急増と、この需要に無制限に応じることへの、都市計画上、また、財政上の制約も考えられ、従来 of 平面墓地方式に対する反省もあって、新しい形式の墓地として考えられたのが、遺骨を長期保管する立体墓地方式の納骨堂である。(略) 当時、立体墓地の試験的試みとして実施されたのが、昭和 13 年 10 月雑司ヶ谷霊園内に建設された崇祖堂である。(略) ここに、遺骨の短期保管室と小規模の葬式場が併設された。家族納骨設備は、一段式のロッカー方式で、当時は、家族納骨合龍(がん)と呼ばれ、試用期間は 15 年、30 年、無期限であった。解説当初は、理解が十分に得られなかったためか、使用は低調であったが、戦後、次第に使用が増加し満室状態となったので、昭和 33 年 11 月、既存建物の後部に(略)増改築をなし、昭和 34 年 5 月完成をみた。」[18, p.252-253] と述べられている。

戦前に作れた納骨堂は、3.1.14 で述べたように、主に短期利用を目的としたものであった。しかし、雑司ヶ谷の崇祖堂については、公的資料においては短期収蔵施設となっていたものの、井上は長期に利用する施設とみなしていた。この雑司ヶ谷の納骨堂の需要が高まったため、増改築したということは、納骨堂を一時利用施設ではなく、長期に墓として利用することを目的とする人が出てきたということであると考えられる。

ただし、雑司ヶ谷霊園の納骨堂は、『東京の公園 110 年』の記述では、徐々に人気が出てきたようにとれるが、1960 年代に入っても、抵抗があった人がいる。

例えば、1961 年 9 月 9 日の朝日新聞には「・・・さる三十四年雑司ヶ谷霊園に「崇祖堂」を建設した。(略) ところが、せっかくの施設も、二年以上たつのに利用者が収容可能数の約三割しかいない。建設局では日本人が長い間の習慣と国民感情からアパート墓地は評判が悪いのだろう、といているが、建物がモダンすぎるという批評もあり、今後は国民感情に合うもっと荘厳なものをつくり、お通夜や告別式のできる部屋も作りたい。また各区に一ヶ所ずつ作りたい、といている。」[200, p.9] とある。

また、1961 年頃の霊園の置かれた状況や、雑司ヶ谷霊園の崇祖堂について、東京都建設局の『事業概要』(昭和 36 年版)には次のように書いてある。「・・・都営霊園はすでに飽和状態に達し、わずかに小平および八柱霊園が若干収容の余地をここしてはいるものの、これとても、数年の後には完全にその余地を埋めつくすはずであり、これに収容できる数量は、極めてわずかなもので、とても都民の要望を満足させることはできない。しかも、これらの既存霊園を拡張することは、立地条件、財政面、地元の住民感情などのいろいろの事情があるので、ほとんど不可能に近い。そこで、都としては、これに対処するため、用地を立体的に使用する納骨堂を建設して、遺骨を収容することが検討され、雑司ヶ谷崇祖堂が、このモデルケースとして建設された。ところが、その利用の状態は予期に反して低調である。遺骨を埋葬することが古来の習慣となつている以上、急激にこれを納骨堂方式に切りかえることは、都民としても、なかなかできにくいことであろう。しかし、将来の問題としては、どうしても納骨堂方式が必要であるので、都民感情が納骨堂方式を受け入れるように指導していくことが、今後の霊園事業にとつて、最も大切な問題となつている。」[208, p.34]

このことから、墓地用地が足りないことで、新規墓地増設と並行して、納骨堂建設をしたものの、利用者側の中には新しい墓地を受け入れられない人もいたと考えられる。

上記の雑司ヶ谷霊園に作られたような納骨堂をはじめ、従来からある地面の上に墓石を立てるといふ墓地とは違う形式の墓地や墓地施設が都立霊園の中に作られるようになる。

例えば、1971年に開設する八王子霊園は、墓地全域が芝生の「芝生理蔵施設」と呼ばれる墓地である [27, p.11]。

1990年以降には、多磨霊園にはみたま堂と呼ばれる納骨堂、多磨、八柱、小平霊園には合葬式墓地、青山、谷中霊園には立体式墓地ができています。また、小平霊園には、樹林型合葬墓地、樹木型合葬墓地、小型芝生墓地という新しい形式の墓地もできた [21, p.390-393]。さらに、壁型埋蔵施設と呼ばれる既存霊園を活用するための施設も造成された [21, p.379]。これについては下記で改めて述べる。

これらの墓地に共通するのは、従来の地面の上に立てる墓と比べて、狭い土地に多くの遺骨を埋葬することができるという点である。『東京都新霊園等構想委員会報告書』では、上記の墓地の一部について、次のように述べられている。「1 新形式墓地整備計画 (壁墓地・芝生プレート墓地) (1) 新しい墓地形式の提案 (1) 新しい墓地の形式を開発していくためには、限られた土地をいかに有効に利用し、供給量を増やしていくかという観点から、まず検討する必要がある。従来型の平面墓地に比べ単位面積当たりの墓所数を多くすることができ、また、植栽等の工夫により緑豊かな修景ができる、新しい墓地形式を開発していくことは公営霊園の役割である。(略) 3) 新しい墓地の形式としては、いろいろなものが考えられる。調査会の提言として、壁墓地、芝生プレート墓地、新集合平面墓地などさまざまな形式が挙げられている。都民に受け入れてもらいやすいという点を考慮して、まず壁墓地、芝生プレート墓地を検討し、項を別にして新集合墓地を検討する。」 [24, p.95]。

引用部の「平面墓地」について、『東京都新霊園等構想委員会報告書』の中で説明はないが、『都立霊園における新たな墓所の供給と管理について』の中で「平面墓地 (一般墓地 + 芝生墓地 + 壁型墓地) 集合墓地 (長期収蔵施設 + 合葬式墓地 + 立体式墓地)」 [209, p.11] と書いてある。これを踏まえると、『東京都新霊園等構想委員会報告書』にある壁墓地、芝生プレート墓地は平面墓地にあたり、同報告書の「従来型の平面墓地に比べ単位面積当たりの墓所数を多くすることができ」という点との間に少し矛盾がある。ただし、都民に受け入れてもらいやすいという点で、壁墓地と芝生プレート墓地を最初に検討するとしているので、平面墓地の中でも、使用面積が小さいものから順に、集合墓地のような少ない面積に多くの遺骨を埋葬できるものを設置していこうとしていたと考える。

以上のように、墓地不足を受け、都立霊園では、従来の地面の上に墓石を建てる墓ではなく、納骨堂や合葬墓など小面積で多くの需要に答えられる墓地を作るようになっていった。ただし、1960年頃に作られたのは納骨堂で、実際に多くの種類の新形式墓地が完成し、募集を開始したのは、表 3.11 で示したように、平成に入って (1989年) 以降である。なお、新形式墓地に平面墓地を入れるかどうかということは、上で述べたように、報告書によって分かっているが、表 3.11 では、『東京の公園 140年』において、「納骨堂、合葬式・立体式墓地」に分類されているもの [21, p.389-393] を参考に、筆者が作成し、造設時期と共に示した。また、小平霊園の合葬式墓地は、1号基と2号基があるが、表中に示した造設年は、1号基が完成した年であり、2号基は、2008年にできている [21, p.390]。

表 3.11: 新形式墓地の造成年の一覧
 参考：『東京の公園 140 年』 [21, p.389-393]

造成年	名称
1934 年	多磨霊園納骨堂 (みたま堂建設に伴い取壊し)
1937 年	八柱霊園納骨堂
1938 年	雑司ヶ谷崇祖堂
1993 年	みたま堂 (多磨霊園)
1998 年	小平霊園合葬式墓地
2003 年	多磨霊園合葬式墓地
2005 年	青山霊園立体式墓地
2010 年	谷中霊園立体式納骨堂
2012 年	小平霊園樹林型合葬式墓地
2013 年	八柱合葬式墓地
2014 年	小平霊園樹木型合葬式墓地
2014 年	小平霊園小型芝生墓地

3.2.9 八王子霊園開設

墓地不足の問題が起きていた中でも、区部霊園は再貸付停止を続けていた。一方で、東京都は、墓地の需要に応えるため 1971 年には 8 つ目の都立霊園である八王子霊園が開設した。

八王子霊園の建設が計画され始めた時期であるが、3.2.3 や 3.2.7 で述べたように、首都圏整備計画が打ち立てられた頃か、あるいはそれより以前の小平霊園建設後すぐには、構想が練られていた可能性が高い。

八王子霊園の開設経緯について『東京の公園 140 年』には、「八王子霊園は、東京都の急激な人口増加と核家族化の進行による都立霊園の需要増に対応するため、昭和 42 年 (1967) 4 月都市計画決定、翌 43 年用地取得と工事着工、昭和 46 年 4 月 1 日開設した。」 [21, p.383] とある。さらに、同書では、八王子霊園の都市計画決定の頃の状況として、小平霊園建設後に墓地の候補地を探していた際の状況をあげた上で「八王子市及び同住宅供給公社より所有の山林提供の申し出があり、若干の民有地と併せて用地取得に踏み切った。八王子霊園は、昭和 42 年 4 月都市計画の決定及び事業決定がなされ、昭和 43 年全敷地の用地買収を終え直ちに着工し、昭和 46 年 4 月を開設した。」 [21, p.379] と述べている。

八王子霊園が都市計画決定された 1967 年の建設局『事業概要』(昭和 42 年版)には、区部霊園を公園化するため新規使用を認めていないことと、多磨の使用満了、八柱、小平も 3 年後には使用満了になる状況をあげた上で「このため、墓地の効率的利用を図るため、無縁墓地、無埋葬墓地の整理を行うとともに、増大する墓地需要に応ずるため、基幹的重要事業実施計画の一部として 43 年度までに 66 万坪平方メートルの新霊園の用地買収及び施設の造成を計画しており・・・」 [103, p.103] とある。

また、『都立霊園・葬儀所の概要』の 1999 年版には、「八王子霊園は、東京都の急激な人口増加と核家族化の進行による都立霊園の需要増に対応するため、昭和 42 年 4 月都市計画墓園整備事業として事業決定され、芝生墓地 3 万 5 千区画を計画し昭和 46 年 4 月 1 日

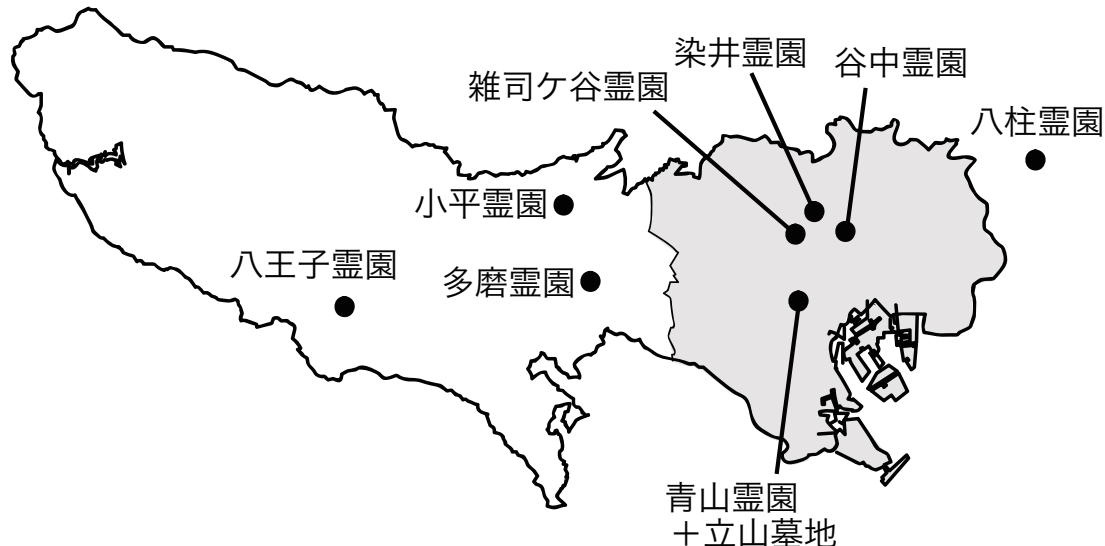


図 3.13: 八王子霊園開設後の配置

に開設された、最も新しい霊園である。(略) 墓域はすべて芝生理蔵施設で、自然の景観との調査、土地の有効利用を考慮し、1区画 $4m^2$ のものに統一されている。」[27, p.11]と書いてある。

さらに、藤崎は、八王子霊園建設ごろの状況について「・・・青山、雑司ヶ谷、谷中、染井の四霊園は将来公園化する予定のため新規使用を認めていない。また、多磨、八柱、小平の郊外三霊園は新規貸付のための造成余地を残していない現状である。八王子霊園は、都市の人口増加と核家族化の進行等により、墓地の需要が急激に増加したため、既存霊園の供給が対応し切れなくなったことの対策として、昭和四十二年四月、都市計画霊園整備事業として事業決定された。」[210, p.28]としている。

以上のことから、墓地に対する需要が高く、既存の墓地では供給が追いつかなくなったため、八王子霊園を開設したことが分かる。3.2.7で述べたように、都内における墓地用地の確保は困難となっていたと考えるが、『東京の公園140年』には、八王子市と八王子市の住宅供給公社からの山林提供があったことが書いてある。そのため、この山林提供が、用地が少ない中で、八王子霊園が都内で開設されるきっかけになったと考える。

また、霊園新設に際して、多磨霊園や八柱霊園は、主に用地買収のことで問題が起きていたが、八王子霊園においてそのような問題が起きていたことは確認できなかった。

このようにして、八王子霊園は1971年4月1日に開設された。開設後の霊園の配置を図3.13に示す。

八王子霊園の特徴としては、3.2.8で述べたように、墓地全域が芝生墓地であるという点である。そして、先に引用した『都立霊園・葬儀所の概要』(1999)にあるように、1区画あたりの大きさも統一されている。

3.2.10 区部霊園公園化計画の経過

新規に墓地を作らなければならないほど、墓地の需要が高まっていた中、区部霊園の公園化計画はどのように進展していたのか。3.2.5で引用したように、八王子霊園が開設さ

れた1971年に『都営霊園の将来計画について』という東京都公園審議会による答申が出ている。つまり、1971年時点では、まだ区部霊園を公園にする計画は中止になっていない。

具体的に、青山、谷中霊園を公園とする計画を最初に示した首都圏整備計画では、その後都立霊園についてどのように書かれていたのだろうか。1977年、1981年、1985年の『首都圏整備計画』を見たが、3.2.3であげた1957年、1960年の『首都圏整備計画』に書いてあったような墓地の記述は見られない。そのため、区部霊園の公園化計画がどのように変化していったのかということは、ここから読み取ることができない。

都議会本会議の議事録をあたり、区部霊園公園化についての計画などが議題に上がっていないかどうかを調べたが、関連がありそうなものも含め、都議会議事録の検索システムを用いて調べたかぎりでは、見当たらなかった。

東京都建設局の『事業概要』においても、将来公園化するために区部霊園の新規利用を認めていないということは書かれているが、詳細な計画内容や今後の方針についての記述はない。

一方、公園化の問題点について、1979年版の『都市計画概要』では次のように述べられている。「既成市街地内にある青山等の4か所の墓園については、市街地再開発等の見地から、首都圏整備計画の公共空地の整備に関する計画及び年毛一買うにおいて、これらの平面墓地を整理し、その他の3か所を含む7か所の墓園に納骨堂を建設して立体化を図り、整備後の跡地は、都市公園に当てるとの方針を定めている。この方針にそって、すでに雑司ヶ谷等3か所に納骨堂が完成しており、またこれらの墓園では、利用者が他に墓地を求めて移設した跡、無縁墓地となった区域等について、新規貸付を行っていない。しかしながら、空き墓地をまって公園への転換を測る方式は、その整備に100年を越す長期を要すること、一方都民の間にも、根強い平面墓地への志向があること等、問題点も多い。」[211, p.151-152]。この記述から、少なくとも、1979年頃には公園化の方針に対する問題が浮き彫りになっていたと考えられる。さらに、同書でも、区部霊園公園化の方針は書かれているものの、それ以上の具体的な計画は書かれていない。このことから、首都圏整備計画で示された公園化計画の進展は少なかったのではないかと考える。

以上のことから、区部霊園について、首都圏整備計画で公園化の方針が決定された後に、さらなる計画や公園化のための方針は示されなかった可能性が高い。

3.2.11 青梅総合公園計画

現在のところ、八王子霊園が都立霊園の中では最も新しい霊園であり、八王子霊園以降に新規に開設された霊園はない。しかし、新霊園の構想はあったことが以下の資料から読み取れる。ここでは、その新霊園構想について述べる。

建設局『事業概要』(昭和49年版)には「・・・八王子霊園は昭和54年度をもって供給が完了するのでその後の霊園の新設については「東京都営霊園の将来計画について」の公園審議会の答申を事業化すべく納骨堂を中心とした、メモリアルパークとして整備し、祖先を祭ると同時に緑に親しむ場として都民の利用に供するため、昭和49年度中には基本構想をまとめる予定である。」[212, p.72]とある。この記述から、八王子霊園の建設後に霊園の新設を考えていた。

この新霊園であるが「青梅総合公園」という名前がつけられていたことが、『都市公園』

132号の記述から読み取れる。山中は「・・・霊園管理システムの今後の課題について述べてきたが、もう一つ大きな課題として、新霊園(青梅総合公園・仮称)への対応がある。新霊園は8万基程度の規模の霊園となる予定であり、都民の多様なニーズに対応できる複合的な機能を持った新しいタイプの霊園と位置付けられている。」[213, p.47]と述べている。そのため、これ以降は新霊園を「青梅総合公園」と記述する。

青梅総合公園について、『都市公園』150号において、濱中は「新霊園の建設計画については、平成5年12月「青梅総合公園(仮称)」構想として発表された。同6年から事業の検討が進められ、体育施設や文化施設と共に多様な形式の墓地を分散配置するという緑豊かな新霊園整備事業である。現在では関連する秋留台地域総合計画とも合わせて計画が凍結されている。」[214, p.63]としている。また、藤井は『都市公園』176号で「・・・バブルが弾けて不景気になると、新霊園の構想は消え・・・」[215, p.4]としている。

バブル崩壊の時期であるが、『バブル／デフレ期の日本経済と経済政策』では、「1990年以降、資産価格は下落に転じ始め、バブルは崩壊過程に入っていく。」[216, p.375]とある。この記述を踏まえれば、青梅総合公園の計画が発表された1993年にはすでにバブル崩壊は始まっていたことになる。計画の発表時期と消滅時期が重なってしまうため、いつ頃まで存在していた計画であるのかということが上記の文献からはわからない。

そのため、バブル崩壊が始まったとされる1993年以降に刊行された文献、あるいは新聞から、青梅総合公園の記述がないかどうかを調べ、おおよその計画消滅時期を明らかにする。調査したのは、朝日新聞、読売新聞、1.5節であげた都立霊園の答申、『事業概要』、東京の公園のシリーズ、雑誌『都市公園』である。また、1998年10月発行の雑誌『公園緑地』に「東京の公園50年」という題の記事が出ているため、そちらもあたる。この中から、これが青梅総合公園の計画が存在していたことを示す、最も最近の記述を探した。

その結果、1998年に刊行された雑誌『公園緑地』に「青梅総合公園」の記述であった。ここには「奥多摩産地に接する青梅市の長淵丘陵では、霊園を併せ持つ緑地保全の検討が進められている。」[217, p.14]とある。青梅総合公園とは書いていないが、おそらくそのことであると考えられる。そのため、少なくとも1998年までは青梅総合公園の計画は存在していたと考える。

1998年以前では、1993年12月11日(朝刊)と1994年6月11日(夕刊)の朝日新聞に、それぞれ「都が全国最大規模の新霊園建設計画 総合公園に併設」[218, 東京面]、「土地がない、あの世も窮屈に 場所とらぬ墓が続々登場 悩む公営霊園」[219, p.3]の見出しで、青梅総合公園についての記述がある。

一方、議事録では、2001年の都議会「平成11年度 各会計決算特別委員会(第12号)」において、青梅総合公園についての発言が見られる。しかし、以下の発言から、この時には既に計画実現は困難と見なされていたと考える。新霊園の状況についての質問に対し、「中田公園緑地部長 新霊園計画は、青梅市南部の丘陵地に、面積約四百ヘクタールの仮称青梅総合公園を整備し、その中に約八万基の墓地を予定したものでございます。周辺道路等の基盤整備、地元還元施設の整備等を考慮しますと、計画の実現は極めて困難であると認識をしております。今後は、八柱霊園において引き続き壁墓地の整備を行い、また小平霊園に加えて多摩霊園にも合葬式墓地を整備するなど、郊外霊園の活用を図ってまいります。」[220]としている。そのため、2001年4月には、青梅総合公園の新設ではなく、郊外霊園の墓地整備へと方針転換したと考える。

以上のことから、1993年に八王子霊園に続く新霊園として青梅総合公園の計画があがったが、バブル崩壊に伴い、2000年代には計画実行が困難となり、計画は凍結された経緯が明らかになった。

3.2.12 区部霊園貸付停止の終わり

都議会委員会において、青梅総合公園の計画実行が困難であるとの発言があった翌年の2002年に『「区部霊園の管理について」答申』が出る。この答申が出た翌年の2003年に、青山霊園は再貸付を再開している。このことについて『東京の公園130年』では次のように書いてある。「・・・平成14年12月5日、東京都公園審議会答申「区部霊園の管理について」を受け、平成15年度に実に43年ぶりに青山霊園の再貸付を行った。」[20, p.392]。

何故、40年以上にわたる貸付停止をやめることになったのか、まずは2002年の答申の中からその理由について見ていく。

『「区部霊園の管理について」答申』の中で、全面公園化の問題点として「・・・区部4霊園では、合計約1.5haの空き墓所が発生している。(略)しかし、墓所全体から見ると、空き墓所は墓所数で9%弱、面積で5.5%にとどまっていることから、返還墓所、無縁となって改葬された墓所を新規に貸付しないというこれまでの手法により全面を空き地とするには極めて長期を要すると推測される。また、霊園使用者を強制的に霊園外へ移転させることは、受け皿が存在しないこと、多額の補償費が必要なことから非常に困難な事業であるといえる。(略)著名人の墓所など、豊富な人文資源が蓄積しているとともに、開設当初から育まれた巨樹などの自然資源も豊かであり、(略)その保全と活用が課題となっている。」[23, p.8]としている。この記述から、公園化の手法そのものの問題や、移転先、費用面、区部霊園にある著名人の墓地や自然の管理といった、多くの問題が約40年の間に浮上したことが分かる。

そして同答申では、「青山霊園の再生を実現するためには、これまでに述べてきた方針に基づいて、計画を進める上での財源確保策が不可欠である。そこで、霊園と公園との共存という将来像に反しない範囲で、貸付けを行い、この使用料収入を財源の一部として再生事業に活用すべきである。」[23, p.35]としている。

公園化の問題点については3.2.10で述べたように、1979年の段階で『都市計画概要』において、指摘されていた。しかし、方針の転換を推奨するような記述はない。『都市計画概要』は、1979年以降、1982、1985、1990、1994、1997年版があるが、1982～1994年は、1979年版と同様で、公園化の問題点のみ指摘しているが、方針の転換などには言及していない。

しかし、1997年版には、「・・・区内4霊園は昭和30年代から墓地の再貸付を行っていないことにより、各霊園とも霊園の面積の10%前後の面積が空いてきており、区内4霊園の公園化の進め方が課題となってきた。「東京都霊園管理問題等検討委員会」は答申の中でこのことにも触れ、「当面は公園と霊園が共存するような施設として整備することが望ましい。」としている。今後、これらの答申を踏まえて、新しい形の新霊園の都市計画及び区内4霊園の公園化に向けての都市計画的な取組が課題となっている。」[221, p.190]貸付の再開には触れていないが、新たに公園化のための何らかの計画を考える必要があると、1997年には認識していたと考える。

引用部にある「東京都霊園管理問題等検討委員会」の答申であるが、公園化の問題が指摘された1979年以降に出た答申、あるいは報告書が、上記答申を含め3つでている。だが、下記のように、いずれにおいても、公園化の問題点が述べられている一方で、貸付の再開については触れていない。

『東京都霊園問題調査会報告書』では、公園化の問題点について「・・・空き墓地を待つて公園への転換を図る方式は、その整備に100年を超す長期を要する。また、区内4霊園はそれぞれ100年近い歴史を持っていて、地元では著名人や文学者の墓などを史跡巡り等の一環に組み込んでおり、それ自体一つの文化財であるともいえるので、これも公園化に当たって一つの問題となる。」[179, p.96]としている。そして、「・・・空き墓地が散在しているが、これを利用して現存墓地の換地を行うことにより霊園内に一定のまとまった区画を確保し、そこにモデルとなりうるような新しい形態の記念碑等をつくる、東京都又は地域にゆかりの個人を記念する碑を儲ける、あるいはアメリカのアーリントン墓地のように国賓級の人々の訪問を受けられるような施設を設けるという方法も考えられる。」[179, p.96]としている。さらに、このような今後の方針の案について「これは「公園化」するという都市計画決定と矛盾せずに行うことができる方式であり・・・」[179, p.96]としているため、基本的には、「公園化」という方針は崩さず、当初の想定よりも空き区画が出なかつたなりの方法を検討しようとしていたのではないかと考える。

『東京都新霊園等構想委員会報告書』においても、『東京都霊園問題調査会報告書』とほぼ同様の問題点の指摘、及びその後の方針の提案である[24, p.165-166]。

『東京都霊園管理問題等検討委員会答申』では、上記2つの文献の主張に対し、「区部4霊園では、現在も約3万4千人が墓地を利用していることや、東京都における深刻な墓地不足を考慮すると、墓地に早急に移転し本格的な公園化事業に着手することは困難な面もある。」[25, p.50]としているものの、「今後は、墓地の再貸付の停止を継続するとともに、使用者の管理が不十分で荒れている墓地については返還の促進をはかり、無縁墓地の整理をさらに推進する等、都として積極的な空地拡大策を検討し、実行していく必要がある。」[25, p.50]とし、再貸付停止の処置は続ける方針を示している。

このことから、2002年の答申が出されるまで、公園化の問題については約20年間指摘されていたものの、貸付再開について触れることはなかつたことがわかった。

2002年の答申は青山霊園についてのものだったが、2005年には谷中霊園についての答申が出る。そして、青山霊園と同様、2007年には貸付を再開している。『東京の公園140年』には「青山霊園に続き、平成17年5月、東京都公園審議会答申「谷中霊園再生のあり方について」を受け、平成19年度から谷中霊園の再貸付を行った。」[21, p.377]とある。

『「谷中霊園再生のあり方について」答申』では、青山霊園と同様に「・・・40年あまり経ても返還等により生じた空き墓所数は、全体の1割弱にとどまり、区部霊園を全面的に公園化するのは困難で、長期間を要する事業であると言える。」として、先にあげた『区部霊園の管理について』において示された区部霊園再生の方針に基づき、谷中霊園も同様の方針をとるとしている[222, p.1]。そして、貸付停止については「再生の実現のためには、計画を進めていく上での財源の確保が不可欠である。そこで、霊園と公園との共存という将来像に反しない範囲で貸付けを行い、再生事業の財源確保に努めるべきである。(略)谷中にあつても、一般墓地の貸付には複数の種類の区画を用意するとともに、立体式など新しい形式の墓地の提供についても先行する青山霊園の再生事業の動向などを踏ま

えながら検討していくべきである」[222, p.27]とし、全面的な貸付停止はやめ、貸付を再開することを示している。

以上のような経緯で、青山霊園は2003年に、谷中霊園は2007年に貸付を再開した。しかし、『区部霊園の管理について』と『「谷中霊園再生のあり方について」答申』に「霊園再生事業」とあるように、貸付の再開のみを行った事業ではない。

『区部霊園の管理について』では、青山霊園の再生のための具体的な取り組み内容として、「自然資源・歴史的な人文資源の保全と活用」や「緑地空間としての整備」、「景観形成機能の充実」、「防災機能の向上」などをあげている[23, p.21-22]。そして、貸付停止期間にできた空き地については「これらの空き墓所は、無縁墳墓整理を実施した場合や、使用者の事情により返還された場合に発生するため、霊園の中に散らばって存在している。青山霊園の再生を進めるに当たっては、施設の再編が必要である。そのためには、散在する墓地を墓所の移転によって集約し、まとまった用地として活用する手法が必要である。」[23, p.27]としている。集約後の利用方法については、「空き墓所を集約し、小広場として活用することで、憩いの休憩の空間を創造」[23, p.24]とある。さらに、無縁墳墓の整理やそれに伴い発生する改葬される遺骨の行き先などとして、合葬式墓地を設置することを検討すべきである[23, p.28]とも述べている。

谷中霊園も『「谷中霊園再生のあり方について」答申』において、青山霊園とほぼ同様の再生への取り組みが検討されている。具体的には、「墓所移転」、「立体式墓地等の設置」、「無縁墳墓整理」、「歴史的な人文資源の保全と活用」、「緑資源の保全と充実」[222, p.21-23,25]などを挙げている。「墓所移転」とは、空き墓所を集約するための移転のことを指している。

先に引用した『「谷中霊園再生のあり方について」答申』の中で、「霊園と公園との共存という将来像に反しない範囲で貸付けを行い、再生事業の財源確保に努めるべき」[222, p.27]とあった。つまり、答申の中では、全面公園化事業が事実上不可能となったため、貸付を再開するというのではなく、全面公園化は時間がかかるため、現在ある施設、あるいは自然を活用しつつ、「公園と霊園との共存」[222, p.27]をしていくことにしている。むしろ、空き地の集約による小広場の整備や、合葬墓の設置による空き地拡大を狙うことにより、公園化という方針を残している状態である。

『区部霊園の管理について』のいうところの合葬式墓地、『「谷中霊園再生のあり方について」答申』の立体式墓地であるが、『東京の公園140年』では、「立体式墓地」に統一されており[21, p.391]、それぞれ以下のように書いてある。

青山霊園の立体式墓地については、「・・・「区部霊園の管理について」の答申では、多様なライフスタイルの広がり、核家族化、子供のいない夫婦の増加などに対応するため、合葬式墓地等による用地の高度利用を提言している。(略) これを受けて平成17年に青山霊園立体式墓地が完成し募集を開始した。」[21, p.391]とある。谷中霊園の同墓地については、「・・・平成22年に立体墓地第一区の募集を開始している。」[21, p.392]とある。貸付再開後すぐに完成したことが分かる。

変わって、染井霊園と雑司ヶ谷霊園についてだが、染井霊園は青山、谷中と同じように『「染井霊園再生のあり方について」答申』が2012年に出ている。その中で、霊園再生事業の財源の確保のため「染井霊園においても貸付けを再開し、事業の財源確保に努めるべきである。」[1, p.33]としている。しかし、今日までに貸付は再開されていない。雑司ヶ谷霊園については、答申がでていない。都立霊園の公式ホームページでは、この2霊園の利

用者募集はないのかという質問に対して、次のように述べている。「区部の4霊園は、公園化する方針のもと再貸付を停止していましたが、現在は、霊園と公園が共存する空間として再生事業に取り組み、これまでに青山・谷中霊園の再貸付を開始しました。染井霊園については、平成23年度より再生に向けての検討が始まりましたが、再貸付の時期等は未定です。雑司ヶ谷霊園の再生事業については、未定です。」[223]とある。

首都圏整備計画により、最初に公園化が決定し、再貸付停止となった青山、谷中霊園は貸付を再開したものの、貸付停止理由がはっきりとはわからなかった染井、雑司ヶ谷霊園の貸付は未だに再開されていない状態である。

3.3 都立霊園の現在

谷中霊園の貸付が再開されて以降、新たな墓地建設、あるいは貸付の再開はない。しかし、3.2.8で述べたように、1990年以降、青山、谷中、多磨、八柱、小平霊園には、「新形式墓地」と呼ばれる墓地が作られている[21, p.390-393]。このことから、近年は既存霊園内に新しい形式の墓地を作っていく方針になっていると考える。

新形式墓地が作られる背景であるが、新形式墓地の1つである合葬式墓地について、『東京都霊園管理問題等検討委員会答申』では次のように述べている。「従来の墓地は「家」を中心としたものであった。しかし、新民法が施行されてから半世紀が過ぎ、新しい「家族」の概念が定着した。さらにすすんで、さまざまなライフスタイルが容認されつつある今日である。合葬式墓地は、こうした社会状況にこたえる施設であり、「個人」を祀る集合墓であるともいえる。」[25, p.18]。

また、納骨堂や芝生墓地、壁墓地については、「墓地需要の増大、多様化への対応は霊園行政における重要な課題である。都ではこれまでも芝生墓地や壁型墓地などの新形式墓地を開発して来た。また、納骨堂に注目し、かつては雑司ヶ谷霊園の家族納骨壇(略)、近年では多磨霊園のみたま堂といった施設の整備を進めて来た。こうした取り組みは、人口の集中した都市のなかで、緑豊かなオープンスペースを確保しつつ、増大し多様化する墓地需要に対応するための努力でもあった。」[25, p.13]としている。「多様化する墓地需要」とはどのようなことかということ、『東京都霊園管理問題等検討委員会答申』には「墓地需要の多様化への対応」として「核家族化、高齢・少子化の進展にともなう家族形態の変化や、墓地意識の変化にどう対応していくかも、都立霊園の大きな課題である。とくに、急増している高齢世帯のなかには、身寄りがないなどの事情で、墓地を求めてもすぐに無縁化が予想されるケースもあり、その墓地問題は一層深刻である。」[25, p.10-11]としている。

このことから、新形式墓地が作られるようになった背景には、核家族化や、人口分布の変化、家族や墓に対する考え方の変化など、墓地やその周辺の意識が長い間に変化したことへの対応もあったと考える。3.2.8では、主に墓地用地の不足から、狭い場所でも多くの区画を確保できることから、新形式墓地を作るようになっていったと述べたが、それ以外にも、上記引用部から、利用者側の変化も関係していることが考えられる。

既存霊園に、新形式墓地を造設する一方で、東京都は新たに別の場所に霊園を作ることは難しいと考えている。

2006年2月21日の都議会委員会では、次のような発言がある「伊藤参事 (略) 本件は、東京都二十三区における公営霊園の造営に関する陳情でございまして、大田区東京都民悲願の公営霊園を求める会代表大沢三郎さんから提出されたものでございます。(略) 公営霊園の早期造営を行っていただきたいというものでございます。(略) 都立霊園につきましては、今後も既存霊園の有効活用により、他の霊園の範となるような新しい形式の墓地を整備するとともに、返還墓所の分割による再貸し付けを進めてまいります。新規の都立霊園については、大規模な土地の手当てが難しいこと、周辺の広範な道路網の整備が必要であることなど課題が多く、新たな霊園の適地の確保は困難であると考えております。」[224]。この発言から、新たな墓地を求める都民がいるものの、東京都としては、霊園の用地確保や道路整備などの観点から、難しいと考えていることがわかる。

2006年以降、公営墓地の新設を求める陳情を含め、都議会、あるいは他の答申や報告書で霊園新設を求める記述はない。そのため、現在も、霊園新設の方針はないと考える。以上のような経緯で、都立霊園は現在に至っている。

第4章 考察

上記で述べてきた霊園の歴史について考察する。

4.1 廃止墓地

まずは、戦前に廃止された墓地について、その理由と廃止後の墓地に埋葬されていた遺骨の行き先について考察したい。

4.1.1 廃止理由

戦前に廃止された小塚原旧火葬地、橋場墓地、南品川墓地、深川墓地、渋谷羽根澤墓地、亀戸墓地の6墓地の廃止理由について、表4.1で一覧に示した。なお、墓地名について、表中では、小塚原旧火葬地は「小塚原」、渋谷羽根澤は「渋谷」と表記する。

表 4.1: 墓地の廃止理由

墓地名	廃止理由
小塚原	狭い、寺や家屋が近い
南品川	不明
橋場	保存する必要なし
深川	不明
渋谷	渋谷方面発展、住宅や学校に近接、周囲が路線、宮内省や陸軍の用地有
亀戸	環状道路との交点、周囲が繁華、区庁舎敷地の関係

これらの墓地のうち、墓地指定後の墓地所在地および周辺地域の発展により、廃止された墓地は、渋谷羽根澤墓地と亀戸墓地の2墓地である。一方で、小塚原旧火葬地は、墓地の場所が狭いという理由で廃止されており、墓地指定前から変わらないことが理由で廃止されている。また、橋場墓地は、将来保存する必要がない[112, 126 丁表]という理由で廃止されていた。これについて、3.1.4と3.1.6で述べたように、墓地指定から16年後に廃止されていることから、当初は使用する予定であったとしても、短期間で必要なくなった墓地であると考えられる。このことから、渋谷羽根澤墓地、亀戸墓地は、当初は墓地として使用するつもりだったが、周囲が発展してしまったことにより廃止された墓地である一方で、小塚原旧火葬地、橋場墓地はその廃止理由から、両墓地は計画的に墓地指定されたとは考え難い。

ただし、渋谷羽根澤墓地については、3.1.12で述べたように、『特別都市計画委員会議事速記録第三號』において何の事業も行われていない[148, p.34]とする旨が書いてある。そのため、渋谷羽根澤墓地は、亀戸墓地と同様に周辺の発展という理由があるものの、そもそも墓地としての整備が行われていなかった可能性がある。

これを踏まえると、廃止理由不明の墓地を除き、周辺地域の発展が理由で廃止となったのは亀戸墓地のみで、それ以外の墓地には、墓地指定とその後の計画性があまりなかったと考える。

計画性が怪しい廃止墓地がある背景には、墓地指定をされた時期が、明治政府の発足時期に近かったことがあると考える。3.1.1および3.1.1で述べたように、廃止墓地のうち、渋谷羽根澤墓地は、当初、神葬祭地として指定を受け、その後、その他の廃止墓地と共に、共葬墓地の指定を受けている。神葬祭地は、明治政府が神道国教化を視野に入れ設置した墓地であり、共葬墓地は、それ以降の施策の不満を和らげるために設置された宗教不問の墓地である。いずれの墓地指定をした際も、行政運営の安定化や周囲の不満を抑えるために、政府は急いで墓地行政を進めていったと考える。そのため、このような計画性が怪しい墓地廃止事業が起こったのだと考える。

一方、3.1.1で示したが、大蔵省はのちの多磨、八柱、小平霊園に繋がる郊外巨大墓地の構想について、共葬墓地指定以前に述べていた。これを踏まえると、全く墓地に関する計画がなかったとはいえない。

しかし、たとえ郊外墓地を計画していたとしても、それが完成するまではどこかに遺体は埋葬しなければならないため、やはり、埋葬場所がないことなどを背景とした市民の不満を抑えるためにも、急いで墓地を指定する必要があったと考える。

4.1.2 廃止後の遺骨の行方

先に、3.1.6において、多磨霊園に橋場墓地の無縁塔があることを述べた。橋場墓地廃止の際に出た、無縁仏を集めた墓である。橋場墓地を含め、廃止された墓地の中には無縁仏もあり、引き取り手のない遺骨は、他の墓地に改葬されたと考える。このような遺骨が墓地の廃止後、それぞれどこに改葬されたのかを調査した。

『東京の公園140年』には、戦前の廃止墓地の内、「亀戸出村羅漢寺(昭和初期廃止、現八柱霊園に整理改葬)・深川三十三間神葬祭地(明治44年廃止、現雑司ヶ谷霊園に整理改葬)」[21, p.376]とある。「渋谷羽根沢神葬祭地(大正14年廃止、現渋谷区立羽沢公園)」[21, p.376]とある。これ以外の廃止墓地については、どのように整理改葬されたのか、または現在何になっているかということを書いていない。

橋場墓地の改葬先であるが、3.1.6で述べたように、多磨霊園には、橋場墓地の無縁塔がある。また、同じく3.1.6で引用した部分についてだが、村越は『多磨霊園』で、多磨霊園には亀戸墓地の無縁塔があることも述べている[4, p.53]。

このことから、亀戸墓地は、八柱霊園と多磨霊園の2霊園に、深川墓地は、雑司ヶ谷霊園に、橋場墓地は多磨霊園に改葬されたことがわかる。

小塚原旧火葬地、南品川墓地、渋谷羽根澤墓地に関しては、東京の公園のシリーズ、『品川町史 下』[107]、『東京市史稿 市街篇』、『郷土あらかわを語る』[225]、『都立霊園・葬儀

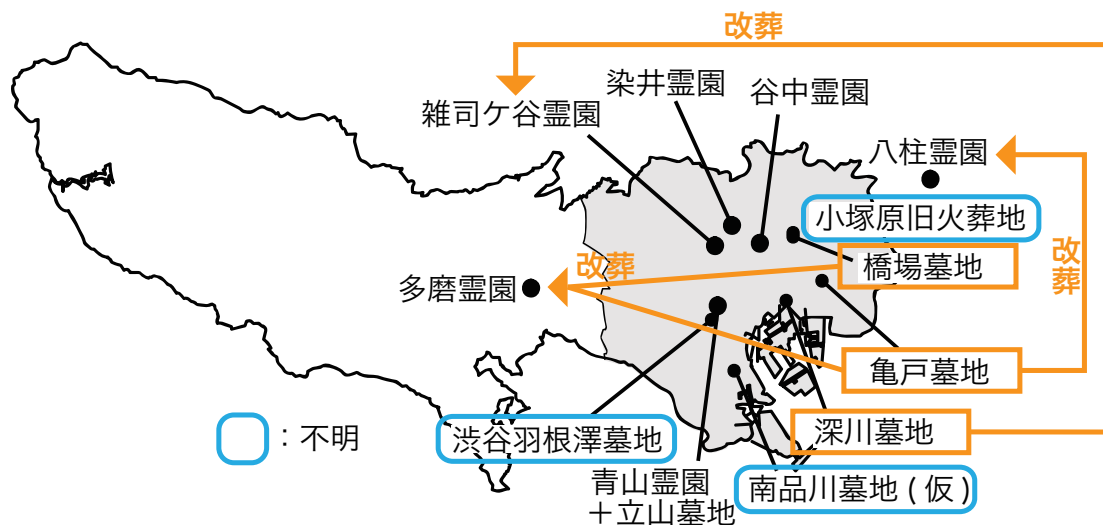


図 4.1: 廃止墓地の遺骨の改葬先

所の概要』(1994,1999年版)および、読売新聞(ヨミダス歴史館を利用し検索をかけた)をみる限りでは、改葬先についての資料を見つけることができなかった。

ただし、渋谷羽根澤墓地であるが、4.1.1でも述べたように何の事業も行われていなかった。一切墓地として使用されていなかったとすれば、遺骨もないため、改葬する必要もなかったと考える。小塚原旧火葬地についても、墓地指定は受けたものの、青山、谷中霊園などが共葬墓地として開設した1874年9月に開設されず、1874年11月に廃止されている。墓地として開設されたのかどうかについては資料が残っていなかったが、仮に、青山、谷中霊園などとは少し遅れて開設していたとしても、2ヶ月足らずで廃止されており、その間に、遺族に埋葬されたのち、無縁仏になった遺骨が出た可能性は低い。そのため、小塚原旧火葬地も、改葬する必要のある無縁仏が出なかったことが考えられる。

以上で述べた、廃止墓地に埋葬されていた遺骨の改葬先を、図4.1において示した。

深川墓地のみ、現在の東京23区内の雑司ヶ谷霊園に改葬されているが、それ以外の墓地は、新たに郊外に作られた霊園に改葬されている。また、改葬先が不明な墓地も含めて、多くが現在の東京23区内でも特に中心部に存在していた。

改葬前の廃止墓地の位置と、改葬先の位置を図4.1で比較すると、セットバックするように、中心から郊外へ移動していることがわかる。そのため、東京の中心部にある墓地から順に廃止していく方針があったのではないかと考える。

さらに、移転廃止は実現しなかったものの、現存する区部霊園4箇所は、戦後に公園化計画が持ち上がった。仮に、これらの公園化および、墓地の移転廃止が実現されていれば、東京23区内の公営の墓地が全てなくなり、郊外霊園のみとなったと考える。

4.2 都立霊園のグループ分け

戦前に廃止された墓地も含め、都立霊園には、廃止された墓地、移転案がでた墓地、廃止あるいは移転の計画が出なかった墓地がある。なぜ、同じ東京都の公営墓地でこのよう

な違いが出たのか、まずは霊園あるいは墓地の特徴ごとにグループ分けし、その理由について考える。

廃止されたものも含め都立霊園は、立地面では東京23区部ある霊園(墓地)と、東京23区外にある霊園(墓地)に分けることができる。以降、それぞれ、①区部霊園(墓地)、②東京西部・松戸霊園と表記する。

①区部霊園(墓地)には、青山、谷中、染井、雑司ヶ谷、小塚原、南品川、橋場、深川、渋谷、亀戸の10ヶ所がある。②東京西部・松戸霊園には、多磨、八柱、小平、八王子霊園がある。

①区部霊園(墓地)のうち、小塚原、南品川、橋場、深川、渋谷、亀戸の6ヶ所は戦前に廃止された。そして、青山、谷中、染井、雑司ヶ谷は、将来公園とするために再貸付停止がされ、青山、谷中は再開したが、染井、雑司ヶ谷は現在も貸付停止が続いている。現存する区部4霊園は、廃止や墓地指定の取り消しという処置は取られていないが、公園にするという計画は事実上の墓地の廃止、もしくは移転計画であると考えられる。そのため、東京23区内に位置する霊園、あるいはかつて存在する墓地は、いずれも廃止、あるいは移転廃止計画があがったという共通点がある。

一方で②東京西部・松戸霊園は、これまで述べてきた通り、移転廃止計画は出ていない。

次に墓地指定、あるいは設置の経緯の違いだが、①区部霊園(墓地)は、明治初期に神葬祭地、あるいは共葬墓地として、明治政府の施策の一環で墓地の指定を受けている墓地である。しかし、②東京西部・松戸霊園であるが、多磨霊園に関しては、3.1.11で日本初の都市計画共葬墓地であると述べた。小平、八王子霊園も3.1.19、3.2.9でそれぞれ述べたように、多磨霊園と同じく都市計画決定された墓地である。

八柱霊園であるが、多磨、小平、八王子霊園と異なり、開設された1935年の前に都市計画決定されたことがわかる文献や官報が見当たらない。八柱霊園の都市計画決定について書いてあるのは、3.1.19で一部引用した1944年5月4日に官報であり、それによれば、小平霊園と同じ時に都市計画決定されている。

この計画決定について、室星は「八柱霊園は開設以来、墓所を使用する人々が増加の一途をたどり、昭和19年5月には霊園の区域を拡張する計画と事業の決定がなされた。この時の面積は103,47haである。」[134, p.83]としている。事業決定した面積や官報がでた日付とも一致するため、官報に書かれている「八柱」は、おそらく室星が述べている拡張事業のことである。

しかし、同官報には、墓地拡張についての計画決定であることを示す記述はない。「左ノ墓地ヲ都市計画畫事業トス」[171, p.52]とあり、小平、八柱の名称と位置、地積が書いてあるのみである。

官報中で、計画決定されている八柱霊園の位置であるが「松戸市田中新田及紙敷各地内」[171, p.52]となっている。3.1.13また、小平霊園の計画決定された場所の「地積「ヘクタール」」は「約九九・一七」[171, p.52]とある。つまり、室星が述べているように、八柱霊園の計画決定が「墓地拡張」の計画決定とすれば、小平霊園の計画決定面積よりも、八柱霊園の拡張面積の方が大きいことになる。拡張区域が新設墓地の決定面積より大きいということは、全くないとは言い切れないものの、考え難い。

『東京都都市計画概要』(1973年版)において、「都市計画決定一覧」の墓園の項目を見ると、「八柱」は「東京都都市計画墓地」となっており、決定年月日は、小平霊園と同じく「昭

和 19.3.31 東京府告示」[226, p.456]となっている。小平、八柱霊園の都市計画決定についての記述のある官報の日付は 1944 年 5 月 4 日であるが、計画決定については 3.1.19 で引用したとおり「東京都市計画墓地事業及其ノ執行年度割昭和十九年三月三十一日左ノ通知決定シタリ」[171, p.52]とある。そのため、23 区外の 4 霊園のうち、八柱霊園だけは、開設後に都市計画決定したと考える。

話は戻って、②東京西部・松戸霊園の特徴だが、以上のことから、いずれも都市計画決定された墓地であると考えられる。

①区部霊園(墓地)のうち、神葬祭地指定されたものは、3.1.1 で述べた通り、現在の青山霊園、染井霊園、雑司ヶ谷霊園、そして、廃止された渋谷羽根澤墓地、深川墓地である。神葬祭地には指定されず、共葬墓地指定の時に加わったのは、3.1.2 内の表 3.2 で示した通り、谷中霊園、小塚原旧火葬地、亀戸墓地である。つまり、青山、染井、雑司ヶ谷、渋谷、深川に関しては、当初は神道の人のための墓地であり、現在の公営墓地のような宗教不問の墓地としての使用は想定していなかったと考える。それが、政策転換により、公営墓地の前身である共葬墓地となった。

一方、②東京西部・松戸霊園に共通していた「都市計画決定された墓地」というのは、どのような墓地であるかという点、1919 年に都市計画法ができた後に、同法に基づいてその計画が決定された墓地である。これが、①区部霊園(墓地)との大きな違いであると考えられる。

都市計画法の第 16 条には「道路、廣場、河川、港灣、公園、緑地其ノ他政令ヲ以テ指定スル施設ニ関スル都市計画事業ニシテ内閣ノ認可ヲ受ケタルモノニ必要ナル土地ハ之ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得 前項土地附近ノ土地ニシテ都市計画事業トシテノ建築敷地造成ニ必要ナルモノハ法律ノ定ムル所ニ依リ之ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得」[227, p.130]とある。都市計画法施行令第 21 条に「鐵道、軌道、運河、水道、下水道、土地區劃整理、運動場、一團地ノ住宅經營、市場、屠場、墓地、火葬場及塵埃焼却場ハ都市計画法第十六條第一項ノ規定ニ依リ指定ス」[228, p.768-769]とあり、墓地もその対象となっていることがわかる。この法律について室屋は「・・・大正 8 年の都市計画法制定により、都市計画施設として墓地を造成する道が開かれたのを機に、東京の西部、東部、北部に墓地の建設を計画し・・・」[134, p.80]としている。

そして、②は、最初から「霊園」として設計された墓地である。①は、日本で「霊園」ができる以前からあったもので、全く整備されなかった一部の墓地を除き、墓地指定を受けた後は、従来からある墓地としての整備が行われていた。このうち、青山霊園は、3.1.17 で述べたように、無縁墓地を整理した跡地を利用し、公園施設が行われていた。「・・・多磨墓地に劣らぬ墓地公園が出現することになった」[82, 10 面]とあることから、青山霊園に関しては、後から霊園整備を行っていったと考える。しかし、谷中、染井、雑司ヶ谷霊園で同様の整備が行われたことは確認できなかった。

都立霊園には、戦前に廃止されたものも含めると、このような違いがあると考えられる。上記の違いをグループ分けし、表 4.2 に示した。

表 4.2: 都立霊園のグループ分け

①区部霊園(墓地)	②東京西部・松戸霊園
廃止、あるいは移転廃止計画が浮上	移転、廃止(計画も含め)なし
明治政府が神葬祭地、あるいは共葬墓地指定	都市計画決定された墓地
「霊園」として設計されていない	最初から「霊園」として設計

4.3 区部霊園公園化の失敗

区部霊園のうち、現在残っている4霊園以外は全て戦前に廃止された。上述のように、青山、谷中、染井、雑司ヶ谷も公園化による事実上の移転廃止計画が持ち上がったが、こちらは実現されず、2000年代に入って方針転換が行われた。なぜ、この4霊園だけが廃止されなかった、あるいは廃止にできなかったのか、それについて考えたい。

一つ目の理由は、他の廃止墓地よりも、墓地として使用された期間が長かったことが考えられる。墓地指定されたが開設されなかった一部墓地を除き、明治初期にほぼ同時に開設した現在の東京23区内にあった墓地は、4霊園を除き、その後相次いで廃止された。早く廃止された墓地ほど、墓地として使用された期間が短く、それだけ埋葬者の数や無縁墓の数も少なかったため、それだけ移転改葬などの、廃止事業が行いやすかったのではないかと考える。戦後まで墓地として利用された4霊園は、その分、埋葬者数などが多くなり、移転事業が困難になったと考える。

二つ目は、墓地の規模である。『東京府統計書』(明治44年版)には、廃止墓地と現存する区部4霊園の坪数についての記載がある。これによると、当時の青山、立山、谷中、染井、雑司ヶ谷共葬墓地の坪数は、それぞれ83,640坪、5,221坪、32,512坪、19,311坪、28,977坪である[83, p.47]。立山は現在の青山霊園立山地区である。青山と立山の坪数を合計すると、88,861坪である。一方、その他の共葬墓地であるが、それぞれ深川は3,417坪、亀戸は2,791坪、橋場は886坪、渋谷羽根澤は3,553坪である[83, p.47]。小塚原旧火葬地、南品川に関しては規模に関する記述のある資料を見つけることができなかった。また、青山霊園は、3.1.17で述べたように、1930年代後半に無縁墓地の整理がされているので、全く『東京府統計書』(明治44年版)の通りの坪数ではない。しかしながら、少なくとも、廃止された墓地のうち、坪数がわかっているものと、現在残っている4霊園の1911年当時の坪数を比較すると、4霊園の坪数のほうが大きい。

このことから、廃止された墓地は、現在の区部4霊園に比べて小規模であったため、廃止に成功したが、区部霊園の中では大規模だった青山、谷中、染井、雑司ヶ谷の4霊園は、移転事業を行うことが困難であった可能性がある。

三つ目の理由は、移転にかかる期間の予測を誤ったことである。区部霊園のうち、青山、谷中霊園が先に1960年に貸付が停止された。このうち、青山霊園は2003年に貸付を再開している。この間43年である。谷中霊園も2007年に貸付を再開しているので、2つの霊園は50年弱で、全面公園化のための貸付停止を断念したことになる。そのため、当初はこれより早く空き墓所が出てくると予想していたのではないかと考える。

しかし、実際には、約50年の間にほとんど空き墓所は出なかった。

公園化に時間がかかることは、1980年代の終わりには分かっていたようで『東京都霊園問題調査会報告書』では、「・・・空き墓地を待って公園への転換を測る方式は、その整

備に100年を超す長期を要する。」[179, p.96]としている。さらに、掘は、谷中霊園の貸付が再開された後に、公園化に要する期間として「・・・このペースで進むと、全面公園化のために空き墓所が100%になるのはだいたい700年後である。」[229, p.5]としている。

最初から、霊園の区画の全てが空き墓所となるのに必要な期間が100年以上であることがわかっていたら、50年足らずで方向転換をするということは考えにくい。そのため、計画をした当初の公園化にかかる期間の試算が甘かったことが、全面公園化までの必要経費など、その他の計画を狂わせ、結果的に公園化計画失敗の要因の一つとなったのではないかと考える。

4.4 霊園の役割

霊園の役割について、これまで述べてきた歴史を元に考察する。

1923年に日本初の霊園、多磨霊園が誕生した背景には、青山霊園の移転計画と、東京市内の墓地不足、および同市内の墓地移転があった。青山霊園の移転計画の背景は、3.1.8で述べた通りである。

これらの背景は、都市計画をはじめとする政策上の問題と、周辺住民の感情の問題に大きく分けることができると考える。青山霊園の移転計画が出された理由である、経済上、衛生面において良くないこと、市街の体裁が悪いことや、東京市内の墓地不足、市内の墓地移転は、これに当てはまると考える。一方で、市民からの移転を求める声は、周辺住民の感情の問題に入る。

これらの問題を解決する墓地として、霊園が誕生したのである。つまり、当初の霊園は、3.1.9においても述べたように、霊園の印象改善の役割を担っていたと考える。さらに、3.1.8において示したように、田中は「・・・いわゆる「公園墓地」の構想が持ち上がったのは、こうした事情を背景としていた。移転してしまう代わりに墓地のイメージを一新し、市民に愛される墓地に使用というわけである。」[3, p.41]としている。「移転してしまう代わりに」という言葉から、霊園の役割には印象改善に加えて、移転防止の役割もあったのではないかと考える。しかし、多磨霊園を設計した井下の論文あるいは著書からは、墓地を移転する代わりに霊園を作ったという記述を見つけることはできなかった。なお、『墓地と市町村との関わりに関する調査研究報告書』においては、井下が「都市の庭園的共葬墓地に就いて」の中で「・・・東京市は墓地を単なる埋葬場所ととらえず、郊外の優れた風景地に広大な面積の土地を選んで、来訪者があたかも公園を訪れるような精神的休養の場所とすれば、墓地に対する市民の考え方も変化して再度の墓地移転の必要もなくなると予測した。」[65, p.8-9]としているが、その記述の根拠とする井下の「都市の庭園的共葬墓地に就いて」にはそのような記述はない。

このことから、霊園の役割に「移転の防止」があったかどうかということは怪しい。

ただし、青山霊園の移転計画が頓挫した理由は、3.1.8で述べたように、莫大な移転費用にあった。そのため、行政側としては、何度も墓地移転が発生することは避けたかったと考える。青山霊園の移転計画の背景には、市民からの移転を求める訴えもあり、墓地を嫌う市民感情を鎮めるために、墓地の印象改善を図ったのであれば、それはつまりところ墓地移転の防止を視野に入れていたのだと考える。このように考えると、当初の霊園の役割は、墓地の印象改善に加え、それによる移転の防止の2つがあったと推察する。

しかし、ここでいう墓地移転の防止というのは、あくまでも墓地の印象改善により、市民が墓地移転を要求することを防ぐということである。一方で、霊園が出た後も、墓地の廃止は行われていることから、行政の墓地への考え方、都市計画上の位置付けは変わらなかったと考える。

また、井下は、霊園を設計するだけにとどまらず、3.1.14で述べたように、納骨堂建設にも取り組んでいる。そして、井下と井上は、納骨堂建設により、大規模な墓地の建設と拡大を防ぐべきであると考えていた。その納骨堂を多磨霊園や八柱霊園に建設したということは、井下や井上にとって、霊園は、都市部の墓地の改葬先であり、日本の墓地を納骨堂化していく過渡期の墓地として見ていたのではないかと推察する。井下は「墓苑を語る」の中で「将来墓地様式としては必ずしも現在の多磨霊園式を推さんとするものではない。」[76, p.422]としていることから、霊園を墓地の終着地とは見ていなかったことが伺える。つまり、霊園という区画が整理され、景観に配慮した墓地づくり、その中で、順次納骨堂に移行し、最終的には、いくつかの納骨堂がある公園のような場所を目指していたのではないかと考える。

だが、実際には、東京郊外に現在までに4ヶ所の霊園ができています。多磨、八柱、小平霊園は、3.1.10初めから計画されていたものの、八王子霊園は明らかに、戦後に墓地が足りなくなったことから建設された墓地である。さらに、実現はされなかったが、青梅総合公園も建設の計画はあった。そのため、東京都の方針は、井下のそれに反して、墓地を拡大させるものだったと考える。

以上のことから、霊園の当初の役割は、墓地に対する印象の改善であったと考える。そして、それによる、市民の墓地移転の声を抑えるという目的もあったのではないかと推察する。一方で、井下は「霊園」を墓地の印象改善をするものとしてのみの認識はしておらず、将来は納骨堂を設置することを考えていた。そのため、一部の人は、霊園をあくまでも過渡期の墓地形態であると考えていたのだと思う。このことから、印象改善とは別に、地面の上に墓石を建てる形式の墓地から納骨堂へと日本の埋葬形態を変えていくための移行期間を支えるものとしての役割、納骨堂に移行していくための土台としての役割を持っていたとも考えられる。

「霊園」ができた後の、墓地に対する印象の変化が見られる以下のような新聞記事がある。1972年9月24日の朝日新聞(朝刊)には「墓地もヘンシーン 今や都会人の行楽地 かくて故郷は遠くなり」という見出しで「緑の公園墓地、ピクニックにもどうぞ」と売出した公営、民間の分譲墓地がすっかり根をおろした。」と書かれている[230, p.22]。記事内の写真には、「お墓に囲まれお弁当=23日午後1時30分、東京・小平市の小平墓地で」という題と説明がついた霊園内で弁当を食べる人の姿が写っている[230, p.22]。衛生面を気にして青山霊園の移転を市民や議会が求めていた頃から比べると、墓地に対する印象が変わったのではないかと考える。

墓地の印象改善には霊園という墓地形態の浸透だけでなく、火葬率の増加も考慮する必要があると考える。上記新聞記事のでた頃の日本の火葬率であるが、1972年の「衛生行政業務報告」によれば、全国の死体及び死胎の数は813147である。この内、埋葬は145182で、火葬は667965である[231, p.45]。そのため、火葬率は全国で約82%である。一方、東京だけで見ると、死体及び死胎の数は69580、この内、埋葬は1261、火葬は68319[231, p.45]であるので、東京の火葬率は約98%である。3.1.8で述べたように、青山霊園の移転

案が持ち上がった頃の1919年の火葬率は東京では65%であった。この火葬率の違いも、墓地に対する印象が変わった背景にあると考える必ずしも、霊園だけが墓地の印象を変えたのではなく、霊園が普及して行く過程で、日本の火葬率が上がったことも重なり、結果的に景観に配慮した霊園を通じて、墓地への印象が良くなっていったと考える。

墓地の印象改善という役割の一つを持って誕生した霊園であるが、3.2.2で述べたように、戦後に区部霊園は公園化計画により貸付停止となった。

区部霊園の貸付停止の背景だが、青山、谷中霊園については、首都圏整備計画や建設省告示第1689号があった。染井、雑司ヶ谷霊園については、公園化あるいは貸付停止を決定するような計画あるいは告示は確認できなかった。そのため、3.2.6で述べたように、東京都建設局の誰かが貸付停止を決定したという背景が有力である。このことから、戦後の公園化計画と貸付停止による事実上の墓地移転計画は、市民からの要望ではなく、戦後復興期の都市計画が関係している。

この区部霊園の移転計画は、戦後になってはじめて浮上した計画ではない可能性が高い。染井、雑司ヶ谷霊園の貸付停止の根拠となった計画、告示の存在について、東京都建設局に問い合わせた際、3.2.6で示したような回答があった。その中に、「東京府時代から区部霊園は墓地として整備してきたが、その中で、市街地に墓があるのは、衛生上望ましくないという考え方があった。」という発言があった。また、3.2.2の中で公的資料で述べられている区部霊園貸付停止の理由を示した際に引用した『東京の公園120年』の部分からは、戦前の青山霊園の移転計画が背景となり、区部霊園の貸付停止が決定したことがわかる。このことから、東京都は、その前身である東京府時代から、現在の東京23区にある公営墓地を順次郊外へ移転させる計画をたて、墓地に関する法律が変わった戦後も、その方針が継承されていたと考える。

ここで一つ注目したいのが、東京都建設局の回答にあった「市街地に墓があるのは、衛生上望ましくないという考え方があった。」という部分である。『東京の公園120年』、『東京の公園130年』、『東京の公園140年』においても、区部霊園の貸付停止の背景に1911年の青山霊園移転案が背景にあると書いてあるため、市街地の衛生が問題の一つとなったことは確かであると考えられる。だが、「霊園」の役割は印象改善であった。「印象改善」の中には、3.1.9で述べたように伝染病など不衛生な印象の改善というものも入っている。それにもかかわらず、行政側が、市街地にある墓地は衛生上望ましくないという考え方をもち、衛生面などを理由とした青山霊園の移転案などを背景に、戦後も区部霊園の移転計画を進めて行ったということが起きている。

火葬率も上がり、暗い墓地から明るい墓地へと印象改善を試みた霊園が出て、行政側はずっと市街地に墓地があるのは衛生上の問題からふさわしくないと考えていた可能性がある。

なぜ行政側は、明治期から区部霊園を移転させる墓地として認識していたのかということだが、4.2で都立霊園をグループ分けした際に示したように、①区部霊園(墓地)はいずれも最初から霊園として整備されたものではなかった。そして、青山、谷中、染井、雑司ヶ谷は1935年に八柱霊園が開設されたことを機に〇〇墓地から〇〇霊園へと名称が変更された。今でこそ同じ霊園として扱われているが、区部霊園に関しては、名称が変わっただけで、行政側としてはいずれ移転させる「墓地」という認識をし続けていたのではないかと考える。

だが、東京都は1960年代に区部霊園の貸付を停止したのち、墓地不足のため、八王子霊園を開設し、青梅総合公園の計画をした。さらに、『東京都新霊園等構想委員会報告書』には、「・・・仮に、区内霊園を移転して現在の使用者をだいたいの都営霊園に受け入れるとした場合には、計画中的新霊園分とは別に70万 m^2 の霊園が必要になる。」[24, p.165]とある。これは、霊園建設に続き、開設した霊園と既存の雑司ヶ谷霊園に納骨堂を設置し、墓地の拡大を防ぐことを目的としていた井下の考え方とは異なっている。

このことから、霊園の役割に期待していたというよりも、東京都やその前身の東京府は、明治期から、東京23区内に位置した墓地を全て整理改葬していくために、郊外に霊園を建設していたとも考えられる。そして、墓地整理のための「霊園」は、西洋風の明るい公園のような墓地とし、青山墓地移転の建議で問題視されていた「経済」、「衛生」、「都市の体裁」などに影響のないものにしようとしたのではないかと考える。

しかし、現在残っている区部霊園のうち、雑司ヶ谷霊園だけは、以下の理由から、戦前は全面移転、廃止は予定していなかったのではないかと考える。雑司ヶ谷霊園は、4.1.2で述べたように、深川墓地の遺骨の改葬先である。廃止が予定されている霊園に改葬する場合、改めて改葬先を考えなくてはならない。とすれば、短期的に雑司ヶ谷霊園に改葬しなければならない理由がない限り、そこに改葬することはない。東京の公園のシリーズを中心に、1.5節であげた公的資料を調べた限りでは、そのような理由はない。したがって、全面移転、廃止の予定は、深川墓地の遺骨を改葬した時点では存在しなかったと考える。

霊園は、市民の中の墓地の不衛生という印象や暗い印象はある程度改善したと考える。一方で、肝心の行政側、つまり東京都の墓地に対する考え方は、霊園が出てくる前と後とで比べると、あまり変化がない。それでは行政側にとって霊園とはどのような存在だったのかということだが、青山霊園の移転案が持ち上がった時に市街地があることの問題としてあげられていたことから推測すると、都市の景観などを近代国家にふさわしいものとしようとした、その結果作られた墓地形態であったのではないかと考える。墓地整理や、「霊園」という美化された墓地などは、日本が明治維新以降に近代化していく過程で必要だった都市計画の一環であったと考える。そのため、市街地の墓地を整理するということだが、行政側にとっては最も重要なことで、それが現在まで、東京都の考え方として根底に残ったのではないかと考える。

第5章 結論

都立霊園をその前身である共葬墓地の歴史から振り返ると、初めから霊園として整備されたものと、そうでなかった墓地があることが分かった。そして、最初は神葬祭地、あるいは共葬墓地として整備された墓地の一部は、順次別の墓地へ改葬され、廃止されていく。廃止された墓地の多くは、その廃止理由から、長期的な計画性が見受けられない墓地であったと考える。その一方で、東京郊外に作られた霊園には、廃止された墓地に埋葬されていた遺骨の一部が改葬されている。さらに、戦後になると、戦前に廃止されなかった、青山、谷中、染井、雑司ヶ谷霊園が全面公園化のため貸付停止となる。仮にこの4ヶ所全てが公園化されていたら、東京23区内にある公営墓地は全てなくなり、1923年以降に、新たに作られた郊外の4霊園のみとなっていた。

都立霊園の歴史は、市街地の墓地を郊外へと改葬していく過程であったと考える。そしてこれは、日本が近代化していく中で、早急に用意した計画的でないものと、その後計画的に整備していったものが混在する都市の中で、移転先の住民からの反発や費用面で特に動かしにくい都市施設である墓地が迷走した歴史である。

郊外に作られた霊園は、火葬率の増加も重なり、市民の墓地に対する感情に影響を与えた。現在においては小平霊園で弁当を食べる人の姿が新聞で報道されていることから、少なくとも衛生面での心配をする人は、青山霊園の移転案が持ち上がった頃に比べれば少なくともなくなったと考える。そういう意味では、霊園の印象改善という役割は現代では既に果たされ、霊園の当初の役割は終わったものであると考える。

東京都は墓地行政の中でも、東京23区内の墓地の移転、あるいは戦後におこった公園化事業に力を入れていた。また、墓地不足の問題は戦前から慢性的に起きていたにもかかわらず、霊園の建設計画と区部霊園の貸付停止をほぼ同時期に行うという矛盾も見られる。しかしこれは、既に使用されていた墓地では、空き墓所が出ることを待たなければならないため、それでは墓地不足に対応できないと考えたからであると推察する。墓地不足の問題は、郊外に新設した墓地を供給することで対応し、既存の区部霊園は公園化するという考えであった可能性がある。区部霊園の貸付停止、公園化の計画を見直す以前は、墓地を新設、拡大させることで墓地を供給していこうとしていたのではないかと考える。ただし、戦前、戦後を通じて納骨堂も設置してきたので、墓地の拡大のみで問題を解消しようとしていたわけではないと考える。

東京都が墓地の拡大をやめ、どのように既存の霊園を使用し、墓地を供給していくかということを考えることに方針を転換しはじめたのは、2000年前後のことである。この時になって、井下が考えていた墓地拡大防止のための納骨堂をはじめ、樹木墓地など、遺骨を集約する形式の墓地が一気に都立霊園に導入されるようになる。現在の霊園は、このような墓地形態への移行期間の役割を果たす場所となっているのではないかと考える。

霊園という巨大な墓地施設が今後も郊外へ作られていく可能性は低いと考える。特に、

地面の上に墓石を建てる従来からの形式の墓地は少なくなり、順次、納骨堂や合祀墓のような形態に移行していくのではないかと考える。しかし、霊園の役割が全くなくなったのではないと思う。3.1.9で述べたように、井下は暗い墓地の印象を明るい雰囲気に変えるものが庭園墓地の観念であるとしていた。その一方で、霊園の設計条件は厳しく決まっておらず、修景に配慮したものであるという程度のものであった。そのため、霊園の当初の暗い墓地を明るい雰囲気の良い墓地にするという「霊園の考え方」は、今後の墓地行政にも生かすことができるのではないかと考える。

謝辞

本研究を進めるにあたり、綿拔豊昭先生には多くの助言、ご指導を賜りました。ご多忙の中、資料収集から論文執筆まで、丁寧な指導、提案をいただき感謝申し上げます。

最後に、研究をはじめ大学生活を送る中、様々な場面で、家族には多くの支援をいただきました。重ねて、感謝申し上げます。

参考文献

- [1] 東京都公園審議会. 「染井霊園再生のあり方について」答申～さくらを育み、江戸からの歴史を未来に繋ぐ空間～, 2012, 41p. <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/content/000007704.pdf>, (入手日 2017-7-19).
- [2] 公益財団法人東京都公園協会. “都立霊園公式サイト TOKYO 霊園さんぽ概要・沿革-霊園”. TOKYO 霊園さんぽ. (オンライン), 入手先< <https://www.tokyo-park.or.jp/reien/facilities/reien.html> >, (参照 2018-8-6).
- [3] 田中燦. 青山霊園. 東京都公園協会, 1994, 108p, (東京公園文庫, 33).
- [4] 村越知世. 多磨霊園. 東京都公園協会, 1994, 165p, (東京公園文庫, 15).
- [5] 槇村久子. “多磨墓地をはじめとする公園墓地の成立・展開と今日的課題”. 造園雑誌, 1992, Vol.55, No.5, p.121-126.
- [6] 大和田勝文, 斎藤潮, 笠原知子. “多磨墓地の設計経緯に関する研究”. 景観・デザイン研究講演集. 2013-12, No.9, p.100-106.
- [7] 飯塚義博. “明治期東京における共葬墓地の成立過程と市区改正委員会案”. 日本建築学会計画系論文集. 2012-9, 第 77 卷 第 679 号, p.2241-2249.
- [8] 中嶋久人. “東京における「公共墓地」の成立”. 民衆史研究. 1995, Vol.50, p.49-66.
- [9] 村越知世. 東京都多磨霊園の 50 年をかえりみて. 都市公園. 1975, No.55, p.27-30.
- [10] 久保寺博久. 都立霊園の歴史. 都市公園. 2007, No.176, p.11-15.
- [11] 国立公文書館. “太政類典の構成”. 国立公文書館デジタルアーカイブズ. (オンライン), 入手先< <https://www.digital.archives.go.jp/dajou/index.html> >, (参照 2018-12-5).
- [12] 国立公文書館. “公文類聚(こうぶんるいしゅう)”. 国立公文書館. (オンライン), 入手先< <http://www.archives.go.jp/owning/popup/04.html> >, (参照 2018-12-5).
- [13] 東京市役所. “大東京の公園”. 公園・遊園地・動物園・水族館. ゆまに書房, 2012, pp. 529-556, (コレクション・モダン都市文化, 77).
- [14] 財団法人東京都公園協会. 東京の公園八〇年. 財団法人東京都公園協会, 1954, 212p.
- [15] 東京の公園その 90 年のあゆみ. 東京都建設局公園緑地部, 1963, 257p.

- [16] 東京の公園 1969 年版. 東京都建設局公園緑地部, 1969.
- [17] 東京の公園百年. 東京都建設局公園緑地部, 1975, 303p.
- [18] 東京の公園 110 年. 東京都建設局公園緑地部, 1985, 394p.
- [19] 東京の公園 120 年. 東京都建設局公園緑地部, 1995, 513p.
- [20] 東京の公園 130 年. 東京都建設局公園緑地部, 2006, 581p.
- [21] 東京の公園 140 年. 東京都建設局公園緑地部, 2015, 559p.
- [22] 厚生労働省. “墓地、埋葬等に関する法律 (昭和 23 年 5 月 31 日法律第 48 号)”. 厚生労働省. (オンライン), 入手先< <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsueisei15/>>, (参照 2018-8-28).
- [23] 東京都公園審議会. 「区部霊園の管理について」答申青山霊園～歴史の森、時の流れが積み重なる空間～, 2002, 42p. <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/content/000007696.pdf>, (入手日 2017-7-19)
- [24] 東京都建設局. 東京都新霊園等構想委員会報告書. 東京都建設局公園緑地部, 1990, 261p.
- [25] 東京都建設局. 東京都霊園管理問題等検討委員会答申. 東京都建設局公園緑地部, 1997, 85p.
- [26] 東京都建設局. 都立霊園・葬儀所の概要. 東京都建設局公園緑地部霊園課, 1994, 24p.
- [27] 東京都建設局. 都立霊園・葬儀所の概要. 東京都建設局公園緑地部霊園課, 1999, 25p.
- [28] 新村出 編. 広辞苑. 第 1 版, 岩波書店, 1955, 2359p.
- [29] 新村出 編. 広辞苑. 第 2 版, 岩波書店, 1969, 2448p.
- [30] 新村出 編. 広辞苑. 第 3 版, 岩波書店, 1983, 2669p.
- [31] 新村出 編. 広辞苑. 第 4 版, 岩波書店, 1991, 2858p.
- [32] 新村出 編. 広辞苑. 第 5 版, 岩波書店, 1998, 2988p.
- [33] 新村出 編. 広辞苑. 第 6 版, 岩波書店, 2008, 3074p.
- [34] 新村出 編. 広辞苑. 第 7 版, 岩波書店, 2018, 3216p.
- [35] 日本大辞典刊行会 編. 日本国語大辞典. 第 20 巻, 711p. 第 1 版, 小学館, 1976.
- [36] 日本国語大辞典 第二版 編集委員会 小学館国語辞典編集部 編. 日本国語大辞典. 第 13 巻. 第 2 版, 小学館, 2002, 1421p.
- [37] 山田俊雄, 築島裕, 白藤禮幸, 奥田勲 編. 新潮現代国語辞典. 新潮社, 1985, 1408p.

- [38] 山田俊雄, 築島裕, 白藤禮幸, 奥田勲 編. 新潮現代国語辞典. 新潮社, 第2版, 2000, 1696p.
- [39] 山田俊雄, 築島裕 編. 新潮国語辞典: 現代語・古語. 新潮社, 1965, 2170p.
- [40] 山田俊雄, 築島裕, 小林芳規, 白藤禮幸 編修. 新潮国語辞典: 現代語・古語. 新潮社, 第2版, 1995, 2328p.
- [41] 北原保雄編. 明鏡国語辞典. 大修館書店, 第2版, 2010, 1813p.
- [42] 松村明編. 大辞林. 三省堂, 第1版, 1988, 2616p.
- [43] 松村明編. 大辞林. 三省堂, 第2版, 1995, 2984p.
- [44] 松村明編. 大辞林. 三省堂, 第3版, 2006, 2976p.
- [45] 金田一春彦, 池田弥三郎編. 学研国語大辞典. 学習研究社, 第1版, 1978, 2270p.
- [46] 金田一春彦, 池田弥三郎編. 学研国語大辞典. 学習研究社, 第2版, 1988, 2269p.
- [47] 梅棹忠夫, 金田一春彦, 阪倉篤義, 日野原重明 監修. 日本語大辞典. 講談社, 第1版, 1989, 2302p.
- [48] 梅棹忠夫, 金田一春彦, 阪倉篤義, 日野原重明 監修. 日本語大辞典. 講談社, 第2版, 1995, 2542p.
- [49] デジタル大辞泉. 小学館, 第2版, 2012.
- [50] 山田美妙 編. 日本大辞書 全部. 日本大辞書発行所, 第6版, 1893, 1399p.
- [51] 藤井乙男, 草野清民 編. 帝国大辞典. 三省堂, 1896, 1429p.
- [52] 棚橋一郎, 林甕臣 編. 日本新辞林. 三省堂, 1897, 1875p.
- [53] 落合直文. ことばの泉. 大倉書店, 1898, 1533p.
- [54] 金沢庄三郎 編. 辞林. 三省堂, 第4版, 1911, 1661p.
- [55] 上田万年, 松井簡治 著. 大日本国語辞典. 第4巻, 金港堂, 1919, 1642p.
- [56] 上田万年, 松井簡治 著. 大日本国語辞典. 修訂版, 第5巻, 富山房, 1941, 1068p.
- [57] 落合直文. 言泉. ふ-を, 大倉書店, 1929, 1188p.
- [58] 新村出. 辞苑. 博文館, 1941, 2285p.
- [59] 平凡社編. 大辞典. 第25巻, 平凡社, 1938, 640p.
- [60] 大槻文彦. 大言海, 第4巻. 富山房, 1944, 964p.

- [61] 岩波書店. “広辞苑第七版(普通版)”. 岩波書店. (オンライン), 入手先< <https://www.iwanami.co.jp/book/b329781.html> >, (参照 2018-12-6).
- [62] 平凡社. “大辞典 縮刷”. 平凡社. (オンライン), 入手先< <http://www.heibonsha.co.jp/book/b157323.html> >, (参照 2018-12-6).
- [63] 公益財団法人東京都公園協会. “都立霊園公式サイト TOKYO 霊園さんぽ 多磨霊園 — 概要”. TOKYO 霊園さんぽ. (オンライン), 入手先< <https://www.tokyo-park.or.jp/reien/park/outline077.html> >, (参照 2018-12-6).
- [64] 落合直文. 言泉. 第2巻, 三省堂, 1929, p.895-1834.
- [65] 財団法人東京市町村自治調査会. 墓地と市町村との関わりに関する調査研究報告書. 財団法人東京市町村自治調査会, 2011, 145p.
- [66] お墓の王様/ゆう YOU らいふ. “木更津成就寺霊園(日蓮宗・法華宗)(木更津市・千葉県)の資料請求・見学予約”. お墓の王様/ゆう YOU らいふ. (オンライン), 入手先< <https://www.boensou.com/bosho/p12/3183.php> >, (参照 2018-8-6).
- [67] 諸橋轍次. 大漢和辞典. 語彙索引. 大修館書店, 1990, 1248p.
- [68] 諸橋轍次, 鎌田正, 米山寅太郎. 広漢和辞典. 索引. 大修館書店, 1986, 987p.
- [69] 鎌田正, 米山寅太郎. 新漢語林. 大修館書店, 2004, 1609p.
- [70] 鎌田正, 米山寅太郎. 新漢語林. 第2版, 大修館書店, 2010, 1952p.
- [71] 大修館書店. “漢字文化資料館 辞典・事典 よくある質問”. 大修館書店. (オンライン), 入手先< <http://kanjibunka.com/jiten/kinenshitsu/faq/> >, (参照 2018-12-6).
- [72] 大修館書店. “広漢和辞典 全4巻セット”. 大修館書店. (オンライン), 入手先< <https://www.taishukan.co.jp/book/b197530.html> >, (参照 2018-12-6).
- [73] 大修館書店. “新漢語林 第二版”. 大修館書店. (オンライン), 入手先< <https://www.taishukan.co.jp/book/b197688.html> >, (参照 2018-12-6).
- [74] 新潮社編. 新潮日本語漢字辞典. 新潮社, 2007, 2558p.
- [75] 新潮社. “新潮日本語漢字辞典 漢和辞典とはここが違う!”. 新潮社. (オンライン), 入手先< <http://www.shinchosha.co.jp/jiten/kanjijiten/3.html> >, (参照 2018-8-6).
- [76] 井下清. “墓苑を語る”. 都市と緑: 井下清著作集. 前島康彦編. 東京都公園協会, 1973, p.421-422.
- [77] 永島忠重. 野草. 警醒社, 1924, 219p.
- [78] 成田山に大霊園完成. 市内版. 読売新聞・朝刊. 1928-10-21.
- [79] 新勝寺編. 新修成田山史. 大本堂建立記念開帳奉修事務局, 1968, 769p.

- [80] 井下清. “庭園式墓地の再検討”. 都市と緑：井下清著作集. 前島康彦編. 東京都公園協会, 1973, p.448-455.
- [81] 井下清. “都市の葬務施設に就て”. 都市と緑：井下清著作集. 前島康彦編. 東京都公園協会, 1973, p.422-437.
- [82] 青山にも出現する墓地公園いよいよ第二次整理. 東京版. 朝日新聞・朝刊. 1937-8-31.
- [83] 東京府. 明治四十四年 東京府統計書第一巻. 東京府, 1913, 192p.
- [84] 津田利八郎. 東京便覧. 明治協会, 1906, 262p.
- [85] 圭室文雄. 江戸幕府の宗教統制. 評論社, 1971, 272p, (日本人の行動と思想, 16).
- [86] 圭室文雄. 葬式と檀家. 吉川弘文館, 1999, 231p, (歴史文化ライブラリー, 70).
- [87] 東京都編. 東京市史稿 市街編, 第 53 巻. 東京都, 1963, 973p.
- [88] 公益財団法人東京都公園協会. “都立霊園公式サイト TOKYO 霊園さんぽ青山霊園園内マップ”. TOKYO 霊園さんぽ. (オンライン), 入手先< <https://www.tokyo-park.or.jp/reien/park/pdf/map072.pdf> >, (参照 2018-8-28).
- [89] 太政官記録課編. 太政類典第一編, 教法・葬儀, 第 135 巻. 1867~1871.
- [90] 此経啓助. 明治時代の文化政策と宗教政策—公営墓地の誕生をめぐって—. 日本大学芸術学部紀要, 2005, Vol. 41, pp. 43-60.
- [91] 渋谷区. “区立公園”. 渋谷区. (オンライン), 入手先< <https://www.city.shibuya.tokyo.jp/shisetsu/koen/kuritsu/index.html> >, (参照 2018-11-20).
- [92] 太政官修史館編. 明治史要, 巻 1-12, 540p. 博聞社, 1883.
- [93] 内閣官報局. 法令全書 明治 6 年. 内閣官報局, 1912, 1926p.
- [94] 太政官記録課編. 太政類典第二編, 教法二十・葬儀, 第 268 巻. 1871~1877.
- [95] 八木沢壮一, 浅香勝輔. 火葬場. 大明堂, 1983, 251p.
- [96] 東京都荒川区. 荒川区史, 上. 東京都荒川区, 1989, 816p.
- [97] 牧原憲夫. 明治七年の大論争. 日本経済評論社, 1990, 274p.
- [98] 小林勝清. 墓地取扱規則. 文溪堂, 1873, 21 丁.
- [99] 江東区. “江東区 町名の移り変わり 町名の移り変わり 2(亀戸・大島)”. 江東区. (オンライン), 入手先< <http://www.city.koto.lg.jp/103020/bunkasports/bunka/joho/documents/choumei2.pdf> >, (参照 2018-8-25).
- [100] 小木新造ほか. 江戸東京学事典. 三省堂, 1988, 1222p.

- [101] 東京都建設局総務部総務課. 事業概要. 昭和 37 年度版, 東京都建設局総務部, 1962.
- [102] 東京都建設局総務部総務課. 事業概要. 昭和 38 年度版, 東京都建設局総務部, 1963.
- [103] 東京都建設局総務部総務課. 事業概要. 昭和 42 年度版, 東京都建設局総務部, 1967.
- [104] 東京都建設局総務部総務課. 事業概要. 昭和 43 年度版, 東京都建設局総務部, 1968.
- [105] 東京都編. 東京市史稿 市街編. 第 56 卷. 東京都, 1965, 1085p.
- [106] 千住旧火葬地は共同墓地指定を解除狭すぎるため. 読売新聞. 1874-11-16.
- [107] 品川町編. 品川町史 下巻. 品川町, 1932, 1106p.
- [108] 岩倉具視前右大臣の葬送の順路. 読売新聞・朝刊. 1883-7-24.
- [109] 故安田定則の葬儀. 読売新聞・朝刊. 1892-3-12.
- [110] 大久保利謙. 岩倉具視. 中央公論, 1973, 257p, (中公新書, 335).
- [111] 多田好問. 岩倉公実記 下巻 2. 皇后宮職, 1906, p.1050-2071.
- [112] 東京市区改正委員会. 東京市区改正委員会議事録 第 3 卷. 東京市区改正委員会, 1900, 201 丁.
- [113] [大東京の解剖]=6 墓地の移転は最も必要である. 読売新聞・朝刊. 1915-7-28.
- [114] 都市計画東京地方委員会編. 都市計画東京地方委員会議事速記録 第 11 号. 都市計画東京地方委員会, 1936-1938, 215p.
- [115] 東京市役所. 東京市政概要. 東京市役所, 1926, 404p.
- [116] 東京市役所. 東京市政概要. 東京市役所, 1927, 350p.
- [117] 深川区史編纂会編. 深川区史, 上. 深川区史編纂会, 1926, 818p.
- [118] 東京市会事務局編. 東京市会史 第 3 卷. 東京市会事務局, 1933, 974p.
- [119] 東京市赤坂区. 赤坂区史. 東京市赤坂区, 1942, 1418p.
- [120] 住谷磐根. 点描武蔵野. 武蔵野新聞社, 1980, 218p.
- [121] 東京市青山墓地移転問題ノ件竝墓地及埋葬取締規則第二條ニ關スル齋藤紀一君ノ質問. 官報號外 第四一回帝國議會 衆議院議事速記録第二十五號, p.416-417. 印刷局, 1919-3.
- [122] 東京市会事務局編. 東京市会史 第 8 卷. 東京市会事務局, 1939, 1518p.
- [123] 内務大臣官房文書課. 大日本帝國內務省第三十五回統計報告. 内務大臣官房文書課, 1921, 475p.

- [124] 厚生労働省. “衛生行政報告例/平成 28 年度衛生行政報告例 統計表年度報 埋葬及び火葬の死体・死胎数並びに改葬数”. 政府統計の総合窓口. (オンライン), 入手先<<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000031635252&fileKind=1>>, (参照 2018-12-24).
- [125] コレラによる死亡者は火葬にするよう区戸長は説諭せよ. 読売新聞. 1877-9-24.
- [126] 東京市役所. 東京市墓地概況. 東京市役所, 1931, 10p.
- [127] 井上安元. 墓地経営. 古今書院, 1941, 368p.
- [128] 東京市内の共同墓地を市外に改葬、跡地無代払い下げ. 読売新聞・朝刊. 1903-4-3.
- [129] 遠藤市次編. 東京都市計画並事業索引. 東京第三官報販売所, 1924, 50p.
- [130] 内閣記録局. 公文類聚第 13 編, 土地二・国郡島嶼附・郡区町村画一, 第 51 卷. 1889.
- [131] 井下清. 建墓の研究. 雄山閣, 1942, 205p.
- [132] 大和田勝文. 公園墓地設計にみる井下清の理念. 東京工業大学, 2012, 卒業論文.
- [133] 大和田勝文. 日本の公園墓地の実現をめぐる井下清の模索. 東京工業大学, 一多磨墓地の設計経緯を中心として一. 2014, 修士論文.
- [134] 室星健磨. 八柱霊園開設 60 余年の歴史的経緯と霊園の実態について. 都市公園. 2001, No. 152, p.80-89.
- [135] 北原恒一. 都立小平霊園に新たな合葬式墓地 (2 基目) が完成. 都市公園. 2008, No. 182, p.77-80.
- [136] 東京市会事務局編. 東京市会史 第 7 卷. 東京市会事務局, 1938, 866p.
- [137] 大蔵省印刷局. “都市計画公告”. 官報. No. 2511. 大蔵省印刷局, 1920-12-14, p.402.
- [138] 墓地新設障碍 市営多摩墓地. 読売新聞・朝刊. 1921-6-11.
- [139] 墓地用地買収 小金井村は調印済 多摩村は首を振る. 読売新聞・朝刊. 1921-10-25.
- [140] 墓地用地買収 収用法適用か. 読売新聞・朝刊. 1921-11-3.
- [141] 大蔵省印刷局. “法律 特別都市計画法”, 官報. No. 5001. 大蔵省印刷局, 1900-3-7, p.97-102.
- [142] 多磨墓地工事初秋までに竣工. 読売新聞・朝刊. 1922-6-8.
- [143] 新墓地へ電車が通じる 市と京王との交渉略ぼ纏る. 読売新聞・朝刊. 1921-8-21.
- [144] 東京市役所. 多磨墓地案内. 東京市役所.
- [145] 東京市役所. 東京市多磨墓地案内. 東京市役所.

- [146] 東京市役所. 庭園的靈苑 多磨墓地. 東京市役所.
- [147] 下村宏. 本卦かへり. 四條書房, 1935, 521p.
- [148] 復興局編. 特別都市計画委員会議事速記録, 第3号. 復興局, 1924-1926, 96p.
- [149] 公益財団法人東京都公園協会. “都立靈園公式サイト TOKYO 靈園さんぽ都立靈園をご希望の方へ — 新たにお墓を求められる方へ”. TOKYO 靈園さんぽ. (オンライン), 入手先<https://www.tokyo-park.or.jp/reien/use/new_user/request.html>, (参照 2018-8-12).
- [150] 昭和戦前時刻表 汽車汽船旅行案内 昭和10年 第4巻. 新人物往来社, 1999, 390p.
- [151] 松戸市誌編纂委員会編. 松戸市史 下 第2(大正・昭和編). 松戸市, 1968, 676p.
- [152] 河原塚史編纂委員会. わが街河原塚 いまと昔の物語. 千葉日報社, 2016, 388p.
- [153] 東京市役所. 東京市多磨墓地納骨堂案内. 東京市役所.
- [154] 東京市役所. 東京市多磨墓地納骨堂. 東京市役所.
- [155] 東京市役所編. 東京市八柱靈園納骨堂. 東京市.
- [156] 井下清. “都市の墓地整理と将来の対策”. 都市と緑: 井下清著作集, 前島康彦編. 東京都公園協会, 1973, p.438-448.
- [157] 多磨に新敷地開墾 江戸川墓地は移転市の新事業本極. 読売新聞・夕刊. 1937-1-15.
- [158] 八柱靈園に公葬塚. 第一. 読売新聞・夕刊. 1938-1-22.
- [159] 市有墓地をボツボツ郡部え手始めに青山墓地の一部を多磨墓地に移す. 読売新聞・朝刊. 1925-5-20.
- [160] 青山墓地の墓は多磨墓地に移す. 読売新聞・朝刊. 1923-4-8.
- [161] 素晴らしい公園になる 青山の無縁墓地跡. B. 朝日新聞・朝刊. 1937-3-12.
- [162] 英靈へ墓地提供 多磨墓地・八柱靈園の景勝地 市で近く申込受付. 東京版. 朝日新聞・朝刊. 1939-2-4.
- [163] “共同墓地がほしい” 偽らぬ心情吐露 戦死者遺族の座談會. 8版. 読売新聞・夕刊. 1938-11-2.
- [164] 兩墓地で勇士慰靈祭. 7版. 読売新聞・夕刊. 1943-5-12.
- [165] 哀悼の街をゆく 嚴肅の葬列 あす古賀元帥海軍葬. 5版. 読売新聞・朝刊. 1944-5-11.
- [166] 多磨墓地を大擴張 十蔓坪買収、五十萬圓かけて 殖えゆく靈に開放. 第一. 読売新聞・夕刊. 1938-8-11.

- [167] よみうり直言. 読売新聞・第二夕刊. D. 1938-8-11.
- [168] 帝都小公園“農場”市民の手で農園藝を栽培. 朝日新聞・夕刊. 1941-2-6.
- [169] 農園藝に公園を開放. 読売新聞・夕刊. 8版. 1941-2-6.
- [170] 松戸青年会議所責任監修. 松戸がよくわかる本 市民からの熱いメッセージ. 辰正堂書店, 1988, 203p.
- [171] 大蔵省印刷局. “告示”. 官報. No. 5188. 大蔵省印刷局, 1944-5-4, p.52.
- [172] 財団法人 東京都公園協会東京都小平霊園管理事務所. 開園 50 周年を迎えて. 東京都小平霊園管理事務所, 1998, 81p.
- [173] 東京都小平霊園管理事務所. 小平霊園概況. 東京都小平霊園管理事務所, 1954?, 4p.
- [174] 岩田重則. 「お墓」の誕生-死者祭祀の民俗誌. 岩波書店, 2006, 210p.
- [175] 東京都建設局区画整理部計画課. 甦った東京 東京都戦災復興土地区画整理事業誌. 東京都建設局区画整理部計画課, 1987, 241p.
- [176] 大蔵省印刷局. “法律 特別都市計画法”. 官報. No. 5899. 大蔵省印刷局, 1941-9-11, p.65-68.
- [177] 第九十回帝國議會衆議院特別都市計画法案委員會議録(速記) 第三回. 1946-7-17, (官報号外).
- [178] 第九十回帝國議會 衆議院 請願委員会(速記) 第九回. 1946-8-30.
- [179] 東京都建設局公園緑地部. 東京都霊園問題調査会報告書. 東京都建設局公園緑地部, 1988, 160p.
- [180] 東京都議会 平成 16 年度各会計決算特別委員会第 3 分科会(第 5 号) 本文. 2005-10-24.
- [181] 申龍徹. 都市公園政策形成史. 法政大学出版, 2004, 344p.
- [182] 東京都広報渉外局編. 首都圏整備計画. 東京都広報渉外局首都建設部, 1957, 186p.
- [183] 第 40 回衆議院 運輸委員会観光に関する小委員会 3 号. 1962-4-17.
- [184] 東京都広報渉外局首都建設部編. 首都圏整備計画. 東京都広報渉外局首都建設部, 1960, 129p.
- [185] 都政調査会. 都市計画と東京都: この過大都市をどう改造しようとしているか: 調査報告書. 都政調査会, 1960, 279p.
- [186] 建設省. 建設省告示第 1689 号, 1957.
- [187] ブリタニカ国際大百科事典 小項目電子辞書版. ブリタニカ・ジャパン, 2012.

- [188] 港区役所. “港区町名旧新対照表”. 港区役所. (オンライン), 入手先< <https://www.city.minato.tokyo.jp/shibamadochou/jyuukyohyouji/documents/kyuusinty-oumei.pdf> >, (参照 2018-10-10).
- [189] 建設局総務課. 事業概要 昭和 26 年度版. 東京都建設局総務課, 1952.
- [190] 港区役所. “青山地区旧町名由来版 赤坂青山南町”. 港区役所. (オンライン), 入手先< <https://www.city.minato.tokyo.jp/akasakamachitan/akasaka/koho/documents/aoyama.pdf> >, (参照 2018-10-10).
- [191] 久保三友. 東京市及接続郡部地籍地図, 上巻. 東京市区調査会, 1912.
- [192] 日本地図株式会社. 東京都区分地図帖. 日本地図, 1951.
- [193] 台東区役所. “谷中天王寺町”. 台東区役所. (オンライン), 入手先< <http://www.city.taito.lg.jp/index/kusei/abouttaito/kyuchomei/kyu-tyoumei.files/6-8.pdf> >, (参照 2018-10-10).
- [194] 「東京都営霊園の将来計画について」答申, 1971.
- [195] 東京都公文書館. “東京都知事部局・出納長室の変遷(4)(昭和36年～昭和40年)”. 東京都公文書館. (オンライン), 入手先< http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/0702t_chiji04.htm#s37f >. (参照 2018-10-11).
- [196] 東京都公文書館. “東京都知事部局・出納長室の変遷(3)(昭和28年～昭和35年)”. 東京都公文書館. (オンライン), 入手先< http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/0702t_chiji03.htm >. (参照 2018-10-11).
- [197] 東京都建設局総務部総務課 編. 事業概要, 昭和 33 年度版. 東京都建設局総務部, 1958.
- [198] アパート式納骨堂も 墓地難に都の新対策. 14 版. 読売新聞・朝刊. 1953-5-21.
- [199] 墓地不足 住宅なみに激しい競争. 3 版. 朝日新聞・夕刊. 1955-7-11.
- [200] 深刻な墓地不足 大東京特集. 12 版. 朝日新聞・朝刊. 1961-9-9.
- [201] 石岡市(茨城)が誘致運動 都も乗り気 さっそく現地調査. 4 版. 読売新聞・夕刊. 1960-11-22.
- [202] 板橋区が区民霊園 秩父市の一角に 400 区画造成中. 朝日新聞・朝刊. 1979-10-6.
- [203] 小谷みどり. だれが墓を守るのか-多死・人口減少社会のなかで-, 岩波書店, 2006, 71p, (岩波ブックレット, 935).
- [204] 神奈川県政策研究・大学連携センター～シンクタンク神奈川～編. 墓地に関する政策研究(平成 23 年度調査研究報告書). 2012, 141p.
- [205] 小谷みどり. <ひとり死>時代のお葬式とお墓. 岩波書店, 2017, 214p, (岩波新書, 1672).

- [206] 東京都建設局総務部総務課 編. 事業概要 昭和 32 年度版. 東京都建設局総務部, 1957.
- [207] 東京都建設局都市計画部 編. 東京都都市計画概要. 1959 年版, 東京都都市計画協議会, 1960, 263p.
- [208] 東京都建設局総務部総務課 編. 事業概要. 昭和 36 年度版, 東京都建設局総務部, 1961.
- [209] 東京都公園審議会. 都立霊園における新たな墓所の供給と管理について, 2008, 34p, (オンライン), 入手先< <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/content/000007685.pdf> >, (入手 2017-7-19).
- [210] 藤崎孝. 八王子霊園の造成について. 都市公園. 1978, No.65, p.28-34.
- [211] 東京都都市計画局 編. 都市計画概要. 1979 年版, 東京都都市計画局, 1980, 319p.
- [212] 東京都建設局総務部総務課 編. 事業概要. 昭和 49 年度版, 東京都建設局総務部庶務課, 1974.
- [213] 山中健史. 霊園管理システムについて. 都市公園. 1996, No. 132, p.40-47.
- [214] 濱中克彦. 東京都の霊園事情. 都市公園. 2000, No. 150, p.58-63.
- [215] 藤井正雄. 都立霊園に期待するもの. 都市公園. 2007, No. 176, p.2-4.
- [216] 内閣府経済社会総合研究所／企画・監修. バブル／デフレ期の日本経済と経済政策日本経済の記録－第 2 次石油危機への対応からバブル崩壊まで－歴史編 1. 佐伯印刷, 2011, 566p, (オンライン), 入手先< http://www.esri.go.jp/jp/prj/sbubble/history/history_01/history_01.html >, (参照 2018-10-26).
- [217] 川本昭雄. 東京の公園 50 年. 公園緑地. 1998, Vol.59, No.4, p.13-15.
- [218] 都が全国最大規模の新霊園建設計画 総合公園に併設. 朝日新聞・朝刊. 1993-12-11, 聞蔵 II ビジュアル, <http://database.asahi.com.ezproxy.tulips.tsukuba.ac.jp/library2/main/top.php>, (参照 2018-2-12).
- [219] 土地がない、あの世も窮屈に 場所とらぬ墓が続々登場悩む公営霊園. 4 版. 朝日新聞・夕刊. 1994-6-11, 聞蔵 II ビジュアル, <http://database.asahi.com.ezproxy.tulips.tsukuba.ac.jp/library2/main/top.php>, (参照 2018-2-12).
- [220] 東京都議会 平成 11 年度 各会計決算特別委員会 (第 12 号) 本文. 2001-4-4.
- [221] 東京都都市整備局 編. 都市計画概要. 1997 年版. 東京都都市整備局, 1998.
- [222] 東京都公園審議会. 「谷中霊園再生のあり方について」答申, 2005, 41p. http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyoo/park/tokyo_kouen/shingikai/yanaka/toushin.html, (入手日 2017-7-19).

- [223] 公益財団法人東京都公園協会. “都立霊園公式サイト TOKYO 霊園さんぽよくあるご質問”. TOKYO 霊園さんぽ. (オンライン), 入手先< <https://www.tokyo-park.or.jp/reien/faq/01.html> >, (参照 2018-10-30).
- [224] 東京都議会 平成 18 年度 環境・建設委員会 本文. 2006-2-21.
- [225] 荒川史談会. 郷土あらかわを語る. 荒川史談会, 1983, 241p.
- [226] 東京都首都整備局. 東京都都市計画概要, 1973 年版. 東京都首都整備局, 1974, 625p.
- [227] 大蔵省印刷局. “法律”. 官報. No. 1999. 大蔵省印刷局, 1919-4-5, p.129-131.
- [228] 大蔵省印刷局. “法律”. 官報. No. 2196. 大蔵省印刷局, 1919-11-28, p.767-770.
- [229] 堀康宏. 霊園の再生. 都市公園. 2007, No. 176, p.5-10.
- [230] 墓地もヘンシーン 今や都会人の行楽地 かくて故郷は遠くなり. 13 版. 朝日新聞・朝刊. 1972-9-24.
- [231] 厚生省大臣官房統計調査部 編. 衛生行政業務報告. 昭和 47 年, 厚生省大臣官房統計調査部, 1973.